

第48回

未来のために 科学の声を聞こう

公害環境デー

公害・原発をなくし、地球環境の保全と再生をめざす府民集会



2020年2月1日(土) 13:30~16:30
エルおおさか南館ホール

講演

環境問題を
宇宙科学者の
目で考える



総合研究大学院大学

名誉教授 池内 了 氏

- 1部 特別講演
- 2部 各分野の報告・交流
(被害者の声・各分野の報告)

資料代500円
学生・障がい者
は無料



□ 主催…第48回公害・環境デー実行委員会(事務局:大阪から公害をなくす会、全大阪労働組合総連合)
 連絡先…大阪から公害をなくす会・大阪府中央区南本町2-1-19内本町松尾ビル10 370号
 ☎06-6949-8120 FAX06-6949-8121 email:info@oskougai.com

第48回 公害環境デー プログラム

メインテーマ 「未来のために 科学の声を聞こう」

(敬称略)

- 1) 司会挨拶 山本謙治 (日本科学者会議大阪支部)、谷内久美子 (あおぞら財団)
- 2) 開会挨拶 金谷邦夫 実行委員長…………… P 2
- 3) 特別講演「環境問題を科学の目から考えよう」
池内了先生の紹介文…………… P 3
講演者 池内了 名古屋大学及び総合研究大学院大学名誉教授…………… P 4
質疑応答
- <休憩>
- 4) 被害者の訴え
 - ・原発賠償関西訴訟原告団 森松明希子…………… P 11
 - ・関西建設アスベスト大阪訴訟原告団 郡家滝雄
「命あるうちに解決を」 アスベスト弁護団 弁護士 加莉匠…………… P 17
 - ・ノーモア・ミナマタ近畿2次訴訟 原告団
「今年は裁判の山場、証拠調べ」 弁護士 徳井義幸 北大阪総合法律事務所…………… P 20
 - ・大気汚染問題・未救済患者 公害調停申請人 川勝恭子
資料「国とメーカーの責任で医療費助成制度を」…………… P 22
- 5) 特別報告
 - ・2020年からの10年が人類の未来を決める～COP25の結果と課題～
早川光俊：CASA専務理事…………… P 25
 - ・若者が活動する思い Fridays For Future 大阪の活動
小林誠道：Fridays For Future 大阪…………… P 28
 - ・ソラダス2020に参加を！！
西川榮一：ソラダス2020 実行委員長…………… P 31
- 6) 全体討論
- 7) 討論まとめ 藤永のぶよ 公害環境デー副実行委員長
「第48回公害環境デー基調報告」 公害環境デー実行委員会…………… P 35
- 8) 閉会挨拶 司会

文書報告

- 1) プラスチックゴミが私たちに提起する問題
全消費者団体連絡会 飯田秀男…………… P 42
- 2) 「廃プラ」と私たちの健康問題
廃プラ処理による公害から健康と環境を守る会 牧隆三…………… P 46
(資料)「寝屋川廃プラの現状」
- 3) 脱石炭を求める市民のたたかい 仙台・神戸・横須賀で展開される石炭訴訟
山本元 (NPO法人 気候ネットワーク)…………… P 49
(資料)神鋼の高炉停止から2年 神戸の大気汚染を読み解く
- 4) アスベスト被害を食い止めるために 伊藤泰司 大阪アスベスト対策センター…………… P 53
- 5) 「台風19号」 日朝 洋明 建設政策研究所…………… P 55
- 6) タンテム自転車のもつ可能性 鎗山善理子 あおぞら財団…………… P 58
資料1)「大阪市長らによる汚染水放流発言への大阪から公害をなくす会の抗議文」等…………… P 60
資料2)「夢洲での国万博のための環境アセスの問題」…………… P 66

2020年、公害・環境を巡る状況は、地球の環境を守りきれぬかどうかの極めて重要な分岐点に立っています。一方に、「今さえよければ」、「今さえ利益が上がれば」「あとは野となれ山となれ」という一つの勢力があります。この勢力は「国連気候変動に関する政府間パネル」IPCCをはじめとする現在の科学が解明した、「地球の危機」を全く一顧だにせず、環境破壊を意図的に進めているか、表向きは反対しないけど、「地球の危機」を救うための具体的な行動を起こしていない人たちが構成されています。この勢力は、環境政策の規制をどんどん緩和し、開発を進め熱帯雨林をはじめとする環境破壊に全く規制をかけない、石炭火力発電など化石燃料使用を減らすため今ただちに着手しないといけないことを、未完の技術でいつかわからない先に解決すると言って免罪を図るなどの一大勢力がいます。従来とは違った意味の、地球環境を守る行動をしないための「保守派」と言われる人たちです。

他方そうした勢力を上回る規模で、現実には起きている地球環境の変化・悪化に対して、科学的に解明した到達点に立ち、自らの存在を消されかねない国々とも力を合わせて、地球環境を守り、未来世代のための責任を果たそうとしている勢力があります。それは若者の中にも新たに生まれてきました。また若者の指摘の中で、今ここで頑張らないといけないという、「若者でない」けど今の世代の責任を感じ、動き出した人達も生まれてきました。こうした人たちをここでは「地球環境維持派」としましょう。

この「保守派」と「地球環境維持派」の二つの勢力のせめぎ合いが今世界のあらゆる場で起きています。しかし地球の気候変動、温暖化は、既に「気候危機」と表現されるほど深刻になっています。「保守派」の地球環境を健全に維持することに対するサボタージュは、「地球環境維持派」の努力だけでは「気候危機」対応に間にあわなくらいにスピードを加速しています。

南極大陸やグリーンランドの氷床の融解、北極海の氷山面積の縮小はかつてないほど進行しています。この数年日本では様々な災害が続けて起きています。2018年、「気候危機」の影響を最も受けたのが日本だと言われています。2019年も日本では、海水温の上昇によって、台風15号から19号、21号の関東地方への集中と被害発生に現れました。この数年の災害は、今後、日本中どこでも災害が起こりうる状況に入ったことを示しています。またその背景にはこれまでの災害対策に大きな欠陥があったことも反映しています。

このような事態を踏まえて、第48回公害環境デーは、「未来のために科学の声を聞こう」として、池内先生に講演をお願いしました。きっと満足できるお話が聞けるものと思っています。しかし重要なのは、聞いて納得しただけではだめです。これまでも何度か「いま行動に移さなければ」ということを、この公害環境デーで訴えてきましたが、一人一人の具体的な行動と、「保守政治家」がごまかしをやめて動かざるをえない圧倒的な世論づくりが早急に求められているときです。

池内先生の講演を聞いて、具体的に足を踏み出す大きなきっかけになることを期待して、開会のあいさつにさせていただきます。

各分野の現状や課題については、基調報告文書に記載されていますので、お読みください。

また裁判などで闘っておられる各分野の被害者の皆さんの訴えは、池内先生の講演の後で行われますので是非お聞きいただきたいと思います。

池内 了先生のご紹介

<主な経歴> 1944 年にお生まれ。1972 年京都大学大学院理学研究科物理学専攻修了。理学博士。1972 年京大助手を皮切りに、北大・東大・国立天文台・阪大・名大・早大を経て、2006 年から総合研究大学院大学に赴任して 2008 年理事となり、2014 年 3 月に任期満了退職。宇宙物理学・宇宙論の研究を行っていたが、2000 年頃から科学・技術・社会論に軸足を移す。世界平和アピール七人委員会委員、軍学共同反対連絡会共同代表。「九条の会」世話人。専門は宇宙論・銀河物理学、科学・技術・社会論

<著書> 『科学の考え方・学び方』（岩波ジュニア新書）、『親子で読もう宇宙の歴史』（岩波書店）、『科学者と軍事研究』『科学者と戦争』（岩波新書）など数十冊。若者向けに「なぜ科学を学ぶのか」（ちくまプリマー新書）を昨年 10 月に、また、研究者向けに「科学者はなぜ軍事研究に手を染めてはならないか」（みすず書房）を昨年 5 月に出版。

<表彰> 産経児童出版文化賞 JR 賞、日本科学読物賞、講談社科学出版賞、産経児童出版文化賞推薦作、パピルス賞。毎日出版文化賞特別賞ほか。

<最近では> 「等身大の科学」という視点から、科学の在り方を見直し、「科学的な見方・考え方」を鍛える大切さ、環境問題とのかかわりにおいては「予防措置原則」の大切さを主張されている。同時に大阪市大をはじめ大学や研究所に対して軍学共同研究へ参画しないよう訴える活動をされ、科学者の軍事研究の問題は極めて社会的かつ現代的な重大問題であり、科学が軍事化していくのを阻止するには市民の監視が何より大事であることを強く訴えています。

<今回の講演の内容について>

宇宙、銀河などを専門に研究してきましたが、社会的問題にも科学者の立場から活動し発言しています。

今回は宇宙から見た地球、そして地球と地域の抱える環境問題をどう理解し考えるのか。特に地球温暖化や原発問題などは、これまでの『科学』では簡単には理解しがたい「複雑系」の問題で、現代科学は限界に直面しています。

それに対する「予防措置原則」の重要性を提起し、私が提唱している「等身大の科学」などに触れて、市民の皆さんに分かり易い言葉で話し、共に考える機会にしたいと思っています。

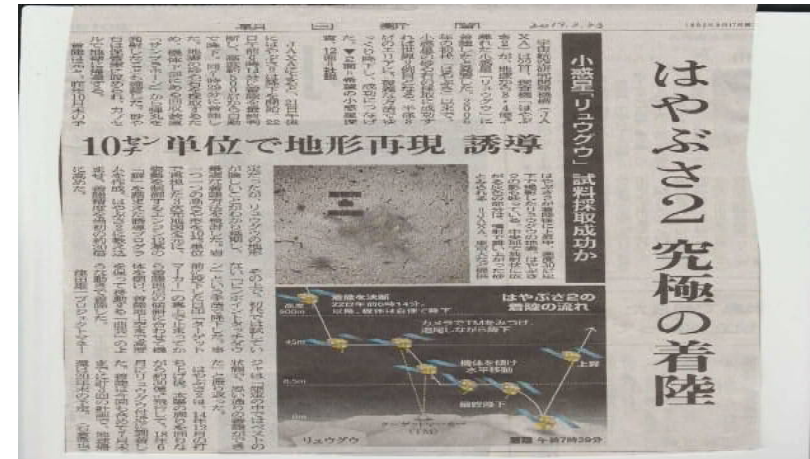
公害・環境問題を 宇宙科学者の目で考える

2020年2月1日

第48回公害・環境デー

池内 了(名古屋大学・総合研究大学院大学・名誉教授)

「はやぶさ2」の活躍



＝
4
＝



天の部一～100億年の宇宙の営み

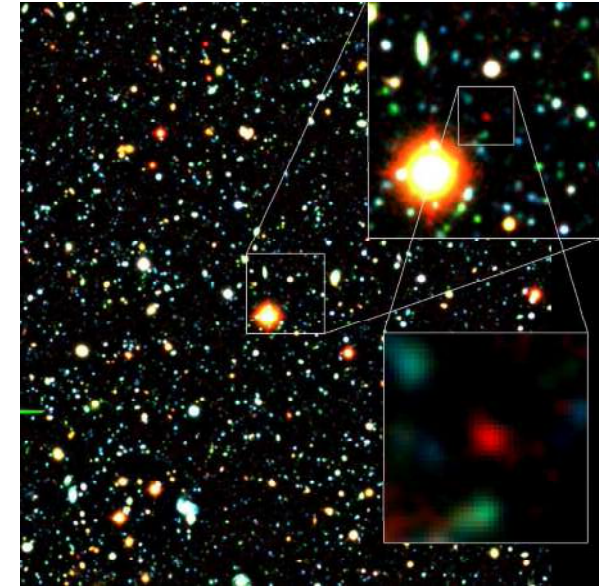
私たちは「宇宙のこども」のわけ？

宇宙は変化しないように見えるが

転生輪廻している

→生命を育み

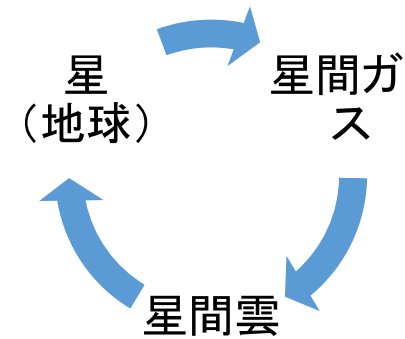
→やがて宇宙の輪廻に戻っていく



私たちは宇宙の子ども

- 星が生まれる** → 星内部で多くの元素が作られる
- 星は寿命が来ると、ガスを星間に放出する
 - 作られた元素がガスに交じっていく
 - ガスから星が生まれる → これが何回も繰り返される...
 - **太陽といっしょに地球が生まれた**
- 岩石惑星である地球や私たちの体を作る元素
炭素、酸素、窒素、鉄、リン...、鉛、ウラン
それらはすべて星で作られた！！

宇宙における転生輪廻



地の部一地球は素晴らしい循環系

・原子の循環

私たちの体を作る原子は、日々変化し循環している

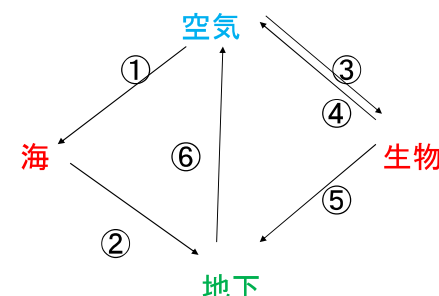
・水の循環

水がエアコンの代わりになって循環して環境を整えている

・炭素の循環

人間の活動のため二酸化炭素が循環処理できなくなりつつある

炭素の循環



- ①海水に溶ける、②炭酸カルシウムとして沈殿 ③光合成、
- ④死・(木材)燃焼、⑤石炭・石油、⑥火山・(石油・石炭)燃焼

||
9
||

循環から

外れてきた
単調に増加

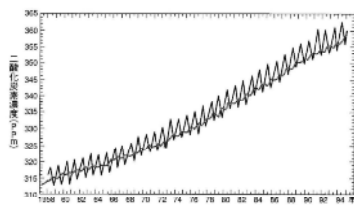


図4 大気中の二酸化炭素の経年変化

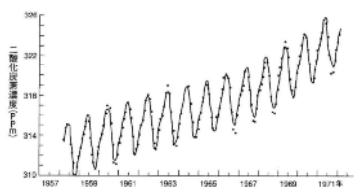


図4のクローズアップ(一部)

なぜ、呼吸をしているように見えるの？

1年間で小さな周期変動している

北半球の夏に減少、冬に増加

(南半球の冬に減少、夏に増加)

北半球は陸地が多い→夏に植物が繁茂→CO2を多く吸収する

冬は植物は不活発→CO2の吸収が減る

南半球は海が広い→冬の海水温度が低い→CO2が多く溶け込む

夏は海水温が高い→CO2はあまり溶けない

地球環境を破壊する要因

戦争・軍事: 人間と人工物と自然の破壊、基地建設、演習場(軍事は秘匿)

経済的要因: 企業公害、水俣病、国・自治体の公共事業、産業廃棄物、
養殖漁業、タンカー汚染、大気汚染、アスベスト、リニア新幹線、

放射能汚染: 原発、放射性廃棄物、ウラン鉱山、再処理工場、
(核兵器生産工場、原子力空母・潜水艦—軍事は見逃される)

生態系の破壊・改変: 異常気象、農業・林業・牧畜業・漁業の実態、野鳥、
農薬(殺虫剤、除草剤、発育剤)、遺伝子組み換え作物(ゲノム編集)

天災の被害がより亢進・激化する: 気象異変、台風・豪雨、地震、津波
どこに・誰に公害・環境問題の原因・責任があるか?

公害・環境問題が生じている原因

(1) 国の責任

国は国家を守って国民を守らない(軍と同じ)

・**軍拡路線**(戦争・軍事は最大の環境破壊である)

原爆・空襲・原爆実験場・原水爆実験の後遺症(ガンの増加—証明できない)
軍は常に「技術的優位」を追い求め、膨大な資源・エネルギーのムダ

・**国家の経済優先の政策**: 原発・放射能安全神話(復興・オリンピック)

1950年代の化学工業化優先(カーバイド・アセチレン・窒素肥料)→水俣病を放置した
公害(鉱害)より生産優先、巨大ダム・干拓など自然環境破壊→**国家の公害企業擁護**

・**資本主義への国家サービス**

惨事便乗(災害)資本主義・祝祭資本主義(オリンピック・万博)
・**開発資本主義(ダム・干拓・リニア・新幹線・高速道路)**

・**企業の要求優先**

パリ議定書の無視(自然エネルギーより原子力・石炭火力を優先)

東電救済・リニア新幹線に税金投入

原因(2) 利益優先の企業

国家に寄生する企業体質(税金投与、法制度、経済政策)

・**原発優遇政策**: 東電救済、汚染水問題、墓石安全
—国家と電力会社の合作(安全神話、立地自治体選択、復興神話)

・**企業に甘い・抜け穴だらけの法律**

—公害防止法、排水・排ガス基準(濃度か絶対量か)、
放射線基準値(20mSv、8000ベクレル/kg)、汚染土壌処分

・**企業のコスト・ベネフィット論の欺瞞、近視眼的計算**

—コストの担い手とベネフィットの受領者は別、何年先まで見込むか

・**企業の冷酷な計算**: 「死者の補償費用と全体のリコール費用の比較」

・**放射線被曝限度**: 合理的に達成可能なだけ低く(ALARA原則)

「我が亡きあとに洪水よ来たれ」

原因(3) 国家・企業に従属する司法

司法(裁判所—上級審・検察)の姿勢が国家・企業に傾く

・**国家の意向を忖度し、国民の幸福より、国家方針を優先**

(福島原発事故の刑事裁判無罪、伊方原発などの稼働容認)
—公害裁判の甘さ、起訴猶予や不起訴が相次ぐ)

・**最高裁判所が、全ての裁判官の人事権を掌握**

(定年前の名判決、左遷覚悟の判決—下級審)

—上意下達の裁判所・検察、刑事判決でなく民事裁判へ

・**民事では企業の非を認めても賠償金は少ない**

(平方根の法則: 原告A円、被告B円→ \sqrt{AB})

—「名」と「実」の分離、賠償金は一気に軽くなる

原因(4) 企業を取り締まれない自治体

自治体は企業存続を第一にする

- ・企業城下町—電力会社・原発・家電・自動車・化学工場
(企業誘致が地域活性化の基本戦略)
- ・地元として公害企業を取り締まる姿勢の欠如・制度の改変
—公害研究所から環境科学研究所、衛生環境研究所などへと改名(産学公連携)
- ・地方自治(地方分権)意識の弱さ: 日本は上意下達の国
(国・県からの「指示待ち」体質—原発事故時のヨード剤問題)
- ・地方交付税配布による国の縛り(原資は、所得税33%、酒税50%、消費税20%、地方法人税100%) 財政再建団体候補(京都市)

原因(5) 御用学者の利用・暗躍

国家・企業の「御用」を自分の仕事と心得る学者

- ・国家・企業の代理人として活躍
(水俣では、アミン説、爆薬説などで原因を曖昧にする役割)
- ・審議会・専門部会の委員として役人の裁定を追認する役割
(中立のような顔をして国・企業側につく: 薬害エイズ)
(医学の被災者・患者認定基準の問題点—人間は複雑系である)
- ・原発・放射線医学・薬学(医学)などでの国家・企業への癒着
(原子カムラ、放射線ムラ、薬害における責任の取り方)
- ・産官学連携による産業界への批判力の低下

企業は大学・学者への寄付によって御用学者を養成

原因(6) 現代科学の限界の見極め

人間・環境・生態系などは「複雑系」であるという視点の欠如

- ・従来通り、「単純系」としてしか見ない
(原因と結果が1対1、要素還元主義の限界)
- ・複雑系は、原因と結果が多数対多数、時間遅れ効果、悪循環、条件次第で結果が正反対、「風が吹けば桶屋が儲かる」効果
(さまざまな要素が結び合っている: 有明海諫早湾干拓)
- ・地球(人間)は素晴らしい循環系→循環が止まると(脳溢血)・・・
(循環系: 結果が次の原因になるシステム)

教育を無視する大学—近視眼的な結果主義(業績主義・経済主義・競争原理)→「等身大の科学」の評価・実践

複雑系のむずかしさ(1)

(1) 単純に原因→結果が結びつかない

1つの原因が異なった結果をもたらす

雲は、日光をさえぎる→地球寒冷化

(パラソル効果)

雲は、地球からの熱を吸収する→地球温暖化

(温室効果)

温度・湿度・風向き・空気中の塵などの条件次第で

どちらになるか決まる(日々、時間によって変化する)

複雑系のむずかしさ(2)

(2) おもいがけない結びつきがある

「地球が温暖化すると、欧米は寒冷化する」

北大西洋深層循環流

実際に欧米は1万3千年前に寒冷化した

ちょっとした変化がつながりを切ることもある

鳥が卵を産む→1日に虫50匹を食べる

→虫が多い時期→虫が食べる柔らかい若葉が多い時期

(鳥の子ども、虫が増える、若葉が伸びる)

少しでも時期が狂うと？

北大西洋循環流



||
6
||

複雑系のむずかしさ(3)

(3) ちょっとした変化が大きな変動を招く

バタフライ効果

一羽のチョウチョウの舞い → 空気の流れが成長して

→ 台風 にまで発展する

天気予報の難しさ

ごく小さな変化や計算上の誤差が大きくなって

結果が変わってしまう(台風の進路)

原因(7) 市民の姿勢

高度成長までは、環境より開発・発展を望んでいた

(煙突からの煙が誇り、佐久間ダム・クロンダム一環境より経済)

・現在は、功利主義・多数決論理・お任せ(観客)民主主義

(多数派=無責任でいられる、利益は自分たち、

少数派=責任が求められる、損失を押しつけられる)

・4つの「押しつけ」で原発が成り立っている一市民の加担

(過疎地、下請け労働者、未来世代、世界の人々に)

・「今さえ、金さえ、自分さえ」

・「悪法も法」「決まりだから」「決まりにないから」「セクハラは法ではない」

→「合法だが(違法ではないが)、正義ではない」

原因(8) 日本人の精神構造の特徴

- (1) 責任を取らない、責任意識の欠如、人格観念の希薄さ
 - 一水に流す、過去よりは未来が大事
 - 「予見性なし」で無罪、「想定外」で逃げる、「悪いのは軍」で終わり
- (2) 道義心が薄い・正邪の意識が弱い
 - 一臭い物に蓋、嘘も方便、理想より現実、善もあれば悪もある
 - 「プロフェス」(神、人の)前で公平・公正を誓い宣言する習慣の欠如
- (3) 科学性に欠け、精神主義に頼る
 - 一科学は時間がかかる、科学は屁理屈に過ぎない
 - 「神話」(安全神話、万世一系)を信じて最後は竹槍戦法

私たちはどう対応すべきか？(1)

- (1) 自分の発想を常に点検する
 - ・日本人の精神構造、市民としての姿勢に問題はないか
 - ・功利主義に陥っていないか 少数意見の尊重
- (2) 効率主義の現在を問い直す
 - ・予防措置原則(危険性があるとの指摘があれば止める)の要求
 - ・「科学」を安易に信じ込まない
 - 一科学では答えが出せない(トランスサイエンス)問題が多数ある
 - 一便利・豊か・能率的でなければならないかへの疑い
- (3) 御用学者への批判、自治体への要求
 - ・大学や自治体への公開質問状(企業からの寄付)
 - ・科学観・博物館など地域のつながりを大事にする

私たちはどう対応すべきか？(2)

- (4) 裁判に訴えるのを躊躇しない
 - ・裁判に勝てないが、訴え続けて、問題を明らかにする
 - ・泣き寝入りしない態度の表明
 - ・数多くの支援者と結びつき合う機会とする
- (5) 企業に対して公害の責任を追及し続ける
 - ・企業と自治体の癒着(関電・高浜町助役)に敏感になること
 - ・消費者として企業の社会的役割実践の要求(CSR)
- (6) 国政の改革
 - ・選挙で政権を交代させるより外なし



東日本大震災避難当事者から見える9年後の被災者・避難者の子どもの人権状況と課題

東日本大震災避難者の会 Thanks & Dream (サンドリ) 代表
森松明希子

1. はじめに

東日本大震災及び東電福島原発事故から8年10ヶ月が経過したが、当初から現在に至るまで、原発事故の被災者、特に区域外避難者の実数と実態は未だに日本国政府によって把握されていない。従って、的確な施策の実施や保護がなされるに至っていないことは自明である。また、被災者・避難者の声(意見)は原子力災害直後から現在に至るまでほとんど考慮・反映されていないという点が指摘できる。特にこのような状況の中で、被ばくに最も脆弱な原発事故被災・避難者の子どもの権利状況について、子どもの権利条約の4つの基本原則全てに違反する状況が8年間、継続的に続いている点を指摘する。

2. 子どもの「最善の利益」が第一次的に考慮されていない

原発事故直後、放射能汚染は広範囲に広がるも人々に情報は知らされず無用な被ばくを重ねた。特に区域外避難者はほとんど公的支援がない。

信頼できる正確な情報提供も被ばく防護策もない中で被災者・避難者は苦闘している。

↓

「避難しても地獄、とどまっても地獄」という劣悪な状況が継続的かつ常態化している。

3. 子どもの生きる、発達する、育つ権利の侵害

・放射線被ばくから免れ健康を享受する権利(被ばくからの自由、避難の権利)が特に子どもには全く確立されていない。「避難」は「保養」の最たるものであるところ、親・保護者の避難や保養といった選択が子どもの被ばく拒否権・被曝防護権を左右することとなり、自力で避難を出来ない全ての放射能汚染地の子どもたちに等しく被曝を避ける権利が行使できない。

※放射線被ばくから免れ健康を享受する権利＝被ばくからの自由(避難の権利)

権利内容＝被ばく拒否権(被ばく防護権)・選択的被ばく回避権・被ばく情報コントロール権

根拠＝基本的人権、日本国憲法前文、13条、25条、国際人権法

・被ばく防護の対策や制度が公的機関により等しく実施されていない。
・「保養」は民間・ボランティア任せ、「避難」は自己責任という名の国・自治体の保護義務の放棄のため区域外避難者(いわゆる自主避難者)は自力避難を強いられている。当然子どもの避難への意思決定の自由も奪われることになる。

・モニタリングポストは放射能の「見える化」による被ばく防護策となるが、撤去の動き

・本来国がやるべき県民健康調査の縮小の動き

↓

∴到達可能な最高水準の健康を享受する権利の侵害(子どもの権利条約24条1項に反する)

子どもの生命に関する固有の権利侵害ほか生存発達を最大限確保していない(同6条1項、2項、9条1項、3項)

特に被ばくに脆弱な児童の最善の利益が主として考慮されているとはいえない(同3条1項違反)

(参照) 国連人権理事会森松明希子演説、第3回UPR勧告(4か国)(別紙参照)、グローバー勧告、

「母子避難、心の軌跡」(かがわ出版)97-99頁

4. 子どもの差別されない権利の侵害

- ・多様な被害実態を市民社会も把握していない。

例) 復興庁の発表する避難者数の実態との齟齬、乖離、指摘後も改善なく8年経過

→初動ミス。避難者数は政策立案の基となる重要な数字。復興庁はもとより受け入れ先自治体は被災者・避難当事者の声に耳を傾け、避難者数を含め正確な実態把握に努めて基本的人権に基づく保護義務を履行すべき。

- ・学校、教育の現場での311被災状況、実態の把握、避難者への理解の欠如

- ・避難をするしない、被ばく防護策への意識の違い、親の判断などにより差別される。

・避難者いじめ問題 (電気消したら光る、放射能がうつる、菌扱い/レントゲン撮るのと一緒、飛行機に乗っても被ばくする、住んでる人もいるのに神経質、気にしすぎ、「放射脳」と揶揄される、自然放射能もあるではないか/お金貰ってる、焼け太り←これらはいずれも的外れで、避難の実相・実態に対する無知・不知からの悪意なき精神的追い込み)

(参照) 「3. 11 避難者の声～当事者自身がアーカイブ」 具体的事例多数掲載

※避難者いじめ事件「あのあとたくさん死んだから生きると決めた」少年の例は氷山の一角

- ・強制避難区域と区域外避難の保護・施策の不均衡による差別

「自主避難」は「自力避難」であるにもかかわらず根拠なき誹謗。

「自主避難」＝勝手に避難した人、と印象付けられているためより意見表明に対して過酷な状況。放射能が五感で体感出来ないことへの充分な理解、発言のための社会的環境が整えられていない。

- ・実際に避難した人と留まる人、帰還した人への差別的取扱い (帰還する人だけ引越し費用など)

- ・一般の被災していない人との差別的取扱い

福島県民のみ年間20ミリシーベルトを受忍させられている。

(一般公衆の被ばく限度は年1mSv)

- ・不当なバッシング (非国民、歩く風評被害、裏切り者などの誹謗中傷) →結果→「隠れ避難民」

・避難継続のための制度・施策の皆無の一方で政府の帰還政策のみの強化→経済的困窮ほか避難の継続の困難→望まない帰還→無力感、自暴自棄、自己肯定感の欠如 (どうせボクは病気になる) →過去を黒塗りする人生 (アイデンティティーの喪失)

- ・アイデンティティーの喪失

避難の正当性・相当性への社会の不知、繰り返される避難者数カウント漏れにより避難実態の基礎データも実態も把握されない→大人社会のバッシングやヘイトを間近で見ることもち→避難者であることを明かすことができないことは自身のアイデンティティーや存在意義も否定されていることと同じである。

避難者が社会的マイノリティーであるとしても少数者の人権が守られなければならない。

(参照) 【朝日新聞デジタル】 原発避難、隠すのやめた 16歳が口一マ法王とした約束

(2019年3月20日) <http://sandori2014.blog.fc2.com/blog-entry-2125.html>

5. 子どもの意見表明を認め尊重すること

・特に、避難や保養をしたい、もしくは続けたいという避難している子どもの意見表明を認め尊重すべきであると考える。

(大人も子どもも不当なバッシング、ヘイト、差別的取扱を避けことにもつながる)

・福島復興や政府の帰還政策に呼応する発言や発信にのみ発言権や意見表明の機会が与えられ、避難者の実態、避難児童の心情、実相を理解してもらうための発言の機会は確保されていない。
・むしろ避難や保養の合理的必要性を訴える発言は「福島差別」につながるなどとし、実質的に言論・意見表明を封じようとする動きさえある。

※(参照) 【3.11避難者の声】福島原発被害東京訴訟の中学生による原告最終陳述全文

(2017年10月25日@東京地方裁判所103号法廷) <http://sandori2014.blog.fc2.com/blog-entry-1678.html> ←ぜひ子どもの権利委員会で当事者発言の機会を!

6. 国際社会からみた3.11避難者

・国際社会から見れば、東日本大震災および原発避難者は「国内避難」(「国内避難民(国内強制移動)に関する指導原則」GPID参照)に該当する。

・福島原発事故の被害者の人権保護について、国連ではすくなくとも6回の勧告が出されている。2012年10月 第2回UPR勧告(オーストリア) / 2013年5月 人権理事会グローバル勧告、社会権規約委員会 / 2014年7月 自由権規約委員会 / 2016年3.11月 女性差別撤廃委員会 / 2017年11月 第3回UPR勧告(4か国)(別紙参照) ⇒国連の勧告を直ちに受け入れ、完全に実施すること

↓

国内避難民が発生しているときに、生活地域の自主防災活動や、災害対応行政において、この指導原則が知識として知られておらず、実現されなければ人権侵害状況が問題として認識されないまま放置され、悪化することになる。学校教育、社会教育、地域防災会議、自主防災活動などのあらゆる場面で、普段からこの指導原則を周知し、学ぶ機会をつくる必要がある。

7. まとめ

- ・放射線被ばくから免れ健康を享受する権利=被ばくからの自由の確立(避難の権利)
- ・被災当事者・避難当事者の参画と実態に即した必要な施策の実施
- ・復興・再建への全ての段階において当事者(特に被ばくに脆弱な子ども)の意見を尊重し反映

↓

人権擁護の観点から外れない保護と救済のために必要なこと

1. 「国内避難民に関する指導原則」に対応する国内立法化
2. 「グローバル勧告」の国内立法化と定期的健康診断の充足と無料継続の実施
3. 選択的被ばく回避権の具体的施策・制度の実施→保養の国費国策での実施
4. 避難当事者の制度設計への参画(避難児童の意見表明の機会と尊重)

以上

Oral Statement of MORINATSU Akiko (act of 06/04/16)

- 1. (Thank you for the opportunity to speak.)
- 2. My name is Akiko Morinatsu. I am here with other evacuees and mothers, together with Greenpeace (Japan).
- 3. I evacuated from the Fukushima disaster with my two children in May 2011.
- 4. Shortly after the nuclear accident, radiation contamination spread.
- 5. We were repeatedly and unevenly exposed to unannounced radiation.
- 6. The air, water and soil has been severely contaminated. I had no choice but to drink the contaminated water, to breast-feed my baby.
- 7. To enjoy health, free from radiation exposure, is a fundamental principle. The Japanese Constitution states, "We recognize that all peoples of the world have the right to live in peace, free from fear and want."
- 8. However, the Japanese government has implemented almost no policies to protect its citizens.
- 9. Furthermore, the government is focusing on a policy to force people to return to highly contaminated areas.
- 10. I call on the Japanese government to immediately, fully adopt and implement the recommendations of the UN Human Rights Council.
- 11. I thank UN member states for defending the rights of residents in Japan. Please help us protect people in Fukushima, and in East Japan, especially vulnerable children, from further radiation exposure.
- 12. Thank you for your attention.

Speech 1

<http://www.ipsn.eu/Content/View/110/101913>

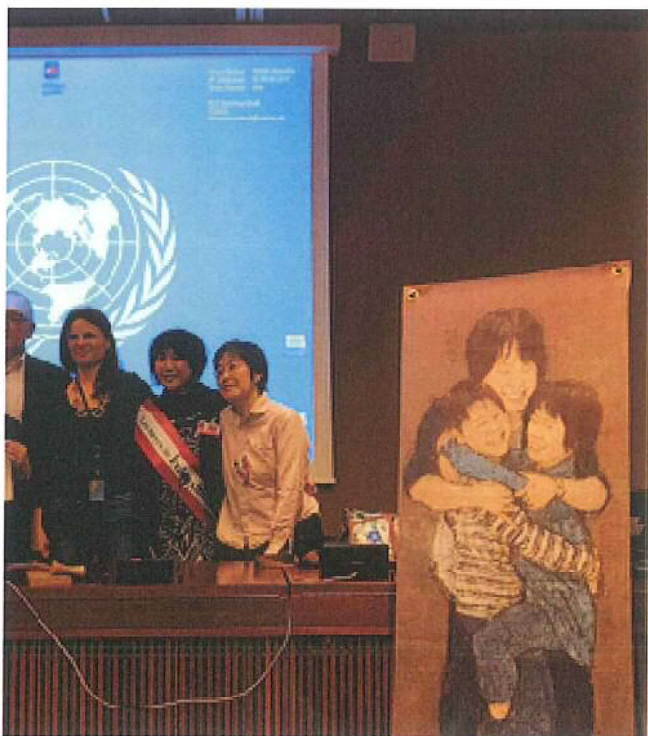


UN Meeting 1

<http://sdh.un.org/website/apan-ages-report-consideration-4th-meeting-27th-regula-session-human-rights-council/20160825001070a>



Thank's & Dream



森本功希子演説日本語訳

2016年7月28日 国連人権理事会

東日本からの脱出・避難経験者によるスピーチ・イベントに参加しました。

森本功希子と申します。避難者である私自身も、グリーンピースと共に参加させていただきました。2011年3月、福島原発事故の発生後、一人の子もを助けて避難しました。避難生活の間、放射能の心配があり、水、空気、土壌、食品、飲料はどれも汚染が心配されました。空気、水、土壌が汚染されている中で、空気、飲料、土壌の水を飲んだり、食べたりは避けられませんでした。

放射能から健康、生活を守ることは日本の政府です。日本の憲法は、本国民の権利が、たとくも健康と安全を確保し、自由な生活をする権利を認めています。しかし、日本政府は健康と安全の確保は、ほとんど実施してきていません。そのため、日本政府は放射能の汚染への対応が、住民の健康と安全を確保し、土壌汚染、国連人権理事会の勧告、その他は、完全な対応が、必要です。

国連が国連のメンバーの日本国民の権利を擁護し、日本を支援し、汚染を止め、そして東日本の、特に、福島県に避難した、子ども達に安全な生活環境を確保することを求めたいです。

ありがとうございます。

国連国連本部のグリーンルーム・ロビーで

YouTube (日本語版)

<http://www.youtube.com/watch?v=JdJlBj0j3k>



UN Meeting 1

<http://sdh.un.org/website/apan-ages-report-consideration-4th-meeting-27th-regula-session-human-rights-council/20160825001070a>



2人の幼子を抱えて郡山市から大阪に母子避難した母親の感動の手記。安心した
支え合いの中で自らを語り始め、家族4人で訴訟を決意するまでを赤裸々に綴る。



森松明希子 著
寄稿 本多利子／中島宏治

母子避難、心の軌跡

家族で訴訟を決意するまで

もくじ

出版にあたって（除本理史）

- <母子避難手記> 苦悩を越えて、訴訟を決意するまで（森松明希子）
- <寄稿> 今という時をかたちにする一を支える・支えられる（本多利子）
- <寄稿> 「究極の選択」を強いたのは誰か
——なぜ原発賠償関西訴訟が提起されたのか（中島宏治）

人はひとりでは生きてはいけないと、毎日実感しています。母子避難を選択しなければ、あたりまえ過ぎるそのことに気づきもしないで、私は安穩と暮らしていたと思います。震災から二年半、私がつどもたちに伝えたいことは、生きていくこと、生かされていることに「感謝すること」なのです。（著者）

東京電力福島第1原発事故で避難生活を余儀なくされたとして、近畿地方などに避難した人々が、国と東電を相手取り、損害賠償を求めて集団提訴した。著者は、原発賠償関西訴訟原告団代表。

46判、168頁

定価 本体1400円+税

好評発売中

かもがわ出版

〒602-8119 京都市上京区堀川通出水西入

TEL 075(432)2868 / FAX 075(432)2869
ホームページ <http://www.kamogawa.co.jp>

3.11 避難を教訓に……【『母子避難、心の軌跡』をすすめ隊】からのお願いです m(__)m

図書館活動を始めました！ 皆さまのお住まいの地域の図書館、公民館などの文庫コーナーに置いてもらって、より多くの方々に、原子力災害も絡んだ防災・減災のお取り組みに活かして欲しいと思っています。

震災関連書籍、人権、子どもの権利条約、子育て、防災コーナーにおいて、本書の設置や3.11 避難当事者によるお話し会のご企画をお願いしています。

ご協力をよろしくお願い申し上げます m(__)m

東日本大震災避難者の会

Thanks & Dream

MAIL sandori2014@gmail.com
BLOG <http://sandori2014.blog.fc2.com/>

〒530-0047
大阪市北区西天満2-8-1 大江ビル405号 長野法律事務所
東日本大震災避難者の会 Thanks & Dream

郵便振替 ゆうちょ銀行
記号14170 番号58568201
加入者名 東日本大震災避難者の会 Thanks & Dream
(ヒガシニホンサイシンサイセイケンシャノカイサンクスアンドドリーム)





原発賠償関西訴訟裁判の目的は3つ

1. 東京電力福島第一原子力発電所事故の真相の究明と責任の追及

現在、複数の事故調による報告書が公開されていますが、いずれも国の法的責任を認めていない。

避難者に対する国の施策が極めて不十分なのは、責任の所在が曖昧であるため、司法の力により国と東京電力の責任を明らかにしたい。

2. 損害の完全賠償

東電に対する直接請求や原子力損害賠償紛争解決センター(原発ADR)に賠償を求めても賠償は不十分。

避難指示のない避難者であっても、避難指示があった避難者同様の被害を受けているにもかかわらず十分な対応がなされていない。

ゆえに、損害の完全賠償もこの裁判の目的の一つである。

3. 被災者全員に対しての暮らしの支援

福島原発事故は、被災地に留まった人、避難をした人、帰還をした人、それぞれの人生を翻弄した。

しかし、国の被災者に対する施策は極めて不十分。

特に避難指示のない避難者に対しての必要な支援はほとんどない。

こうした国の姿勢を改めさせ、原告であるなしに関わらず、被害にあったすべての人が「ふつうの暮らし」を取り戻すための行政による施策の転換を実現することが私たちの裁判の最大の目的である。

<原発賠償関西訴訟原告数>

| 避難指示 | | 大人 | 提訴時20歳以下の子ども | 小計 |
|---------|-------|------|--------------|------------|
| 避難指示区域内 | | 20人 | 7人 | 27人 |
| 避難指示区域外 | 福島県 | 91人 | 87人 | 211人 |
| | 福島県以外 | 33人 | | |
| 合計 | | 144人 | 94人 | 238名(87世帯) |

1 全国の建設アスベスト訴訟の状況

建設アスベスト訴訟は、建築現場で石綿建材から発生した石綿粉じんにはばく露し、石綿肺、肺がん、中皮腫などの重篤な疾患に罹患した建設作業従事者とその遺族が、国と建材メーカーに対して賠償責任を求めている裁判です。現在（1月末）では全国6か所で901名の原告（被害者数728名）が裁判を起こしており、これまでに、6つの地裁判決、5つの高裁判決が出されています。全国で12の裁判が闘われており、これまでに7地裁・5高裁で判決が出されています。

これまでの訴訟状況について、国に対しては11連勝しており、2018年3月の東京高裁判決以降、一人親方についての国の責任を認める高裁判決が4つ続いており、もはや国の責任に関する下級審判断の流れは固まったものといえます。最高裁でも一人親方についての国の責任を認めさせることが非常に重要な闘いとなります。

対企業責任では、地裁判決で2つ、高裁判決で4つの企業責任を認める判決がでています。企業責任が認められた石綿建材メーカーは計13社となりました。石綿建材のトップメーカーであるニチアスは建材メーカーの責任を認めた6つの判決すべてで断罪されており、A&AM、ノザワ、太平洋セメント、ケイミュー、大建工業などの石綿建材トップメーカーも複数の裁判でその責任が認められています。アスベストの危険性を知りながら、十分な警告を行わずに石綿建材を製造販売し、被害を発生、拡大させてきたこれらのトップメーカーの責任はとりわけ重大です。最高裁においても、企業の共同不法行為責任が認めさせることが重要です。

また、解体作業者との関係においても国・企業の責任を認めさせる必要があります。

今年は、神奈川2陣高裁判決、東京2陣地裁判決、北海道1陣高裁判決、北海道2陣地裁判決が出る見込みです。また、最高裁判所の弁論も開かれることとなります。

2 九州建設アスベスト福岡高裁判決

昨年（2019年）11月11日、福岡高等裁判所は、九州建設アスベスト1陣訴訟で、国と建材メーカー4社の責任を認め、被害者勝訴の判決を言い渡しました。

この判決により、国の責任（規制権限不行使）は11回連続で認められました。同一事案でこれだけ国の責任が認められた裁判は他にありません。他の公害事案などでは、1つの裁判所で国の責任が明らかとなれば、国が主体的に被害の救済を図る例が多いです。積み重なった勝訴判決の数を見ると、被害の救済を放置してきた国に責任があることはもはや揺るぎないものと言えます。また、福岡高裁判決では、国の違法事由としてこれまで認められてきた防じんマスクの着用義務づけ、集じん機付電動工具の使用義務づけ、警告表示（作業現場表示）義務づけの違反といった石綿粉じん対策についての国の規制権限不行使の違法に加えて、初めて、石綿関連疾患に関する特別教育の実施についての国の規制権限不行使の違法が認められました。特別教育が、被害の防止のために重要で、かつ実効性があることを正面から認めた判決と言えます。

加えて、今回の判決では、東京1陣、京都1陣、大阪1陣の各高裁判決に続いて、最大の争点の1つであった一人親方の責任も認められました。判決は、一人親方についても、石綿粉じんの危険性は建設現場全体に生じ、警告表示や特別教育によって享受し得る利益は労働者と一人親方とで異なることを理由に、国賠法上の保護範囲に含まれると判断しました。一人親方に対する国の責任は免れないという司法判断も固まったと言えます。

企業責任についても、被害者の職種を基本として、石綿関連疾患に与えた影響が大きい建材種類のマ

ーケットシェア20%を越える4社に対して共同不法行為責任を認めました。この判決により、企業責任を認めてきたこれまでの司法判断の流れが確立したと評価できます。

3 今後の課題

被害者全員救済へ向けて残された課題もあります。

国責任との関係では、違法の期間（始期）についてです。これまでの判決は、国の規制権限不行使が違法とされる期間について、最も早い始期で1972（昭和47）年と認めた判決もありますが、福岡高裁判決を含む複数の判決は、防じんマスク着用義務づけや警告表示の義務づけ違反などに関する屋内作業についての国の認識ないし予見可能性の時期を遅くとも1975（昭和50）年初め頃までとし、違法の期間を1975（昭和50）年10月1日からしか認めていません。しかし、1971（昭和46）年時点においては、石綿ばく露による肺がん・中皮腫発症の危険性に関する医学情報が集積し、吹付作業における石綿肺の多発や死亡例も報告されており、欧米諸国では厳しい濃度規制も実施されるようになりました。そのため、国は、1971（昭和46年）頃には、適切な石綿粉じん対策を行わなければ危険であることを十分に認識することができたと言えるため、「適時にかつ適切に」の基準を厳格に適用し、同時期に違法の始期を認めるべきです。

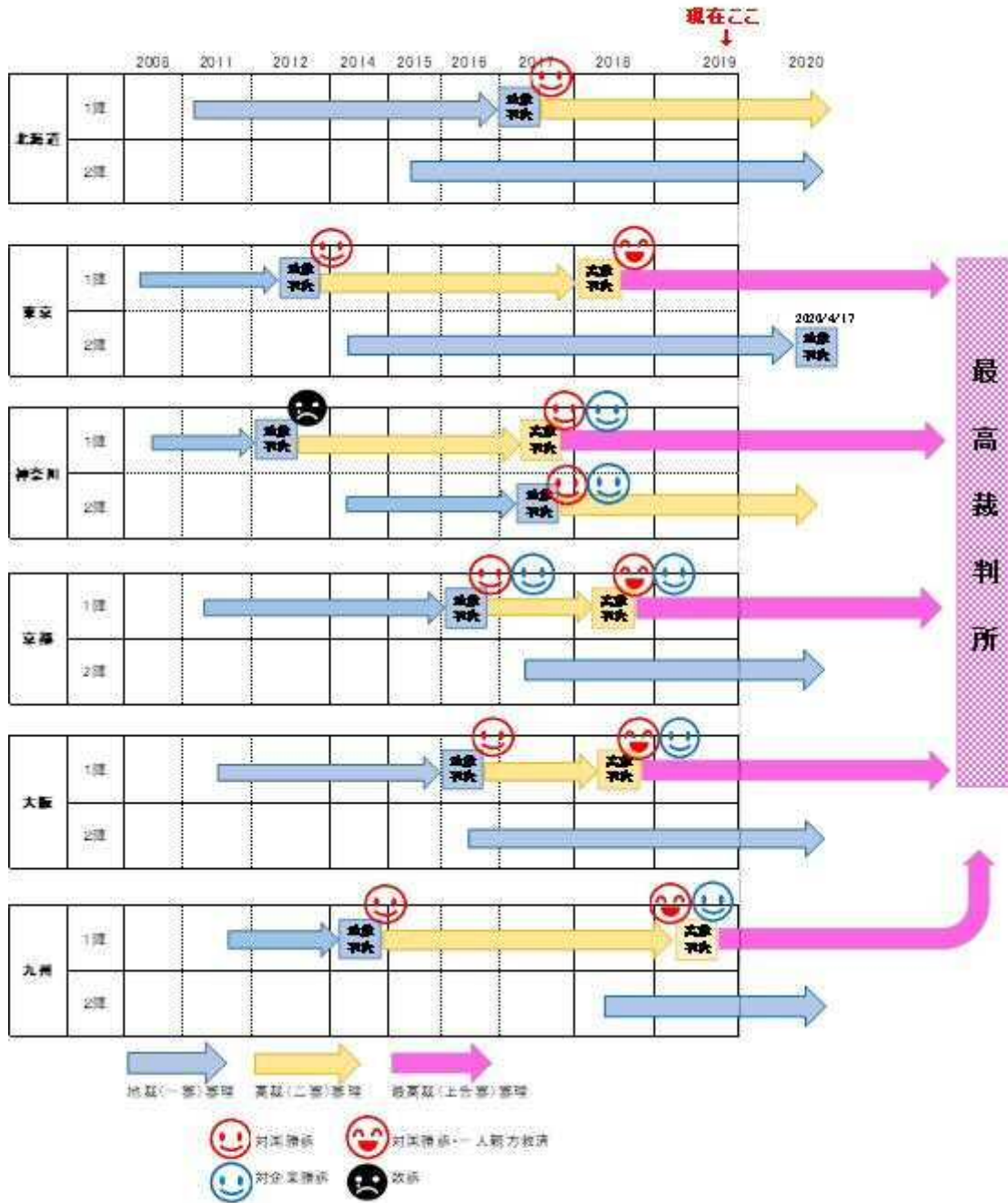
対企業との関係では、建材メーカーの警告義務について、方法、対象、警告を行うべき時期を限定しており、違法の発生時期も遅くからしか認めていないという課題が残っています。これにより、石綿含有率や飛散性よりもっとも危険性の大きい建材である吹付材について、吹付材メーカーらは、裁判上製造時の警告義務違反が認められる1975（昭和50）年以前に吹付材の製造を自主的に中止しているため、製造時期と違法期間の重なりが存在せず、責任を負う範囲が極めて限定的になってしまいます。そのため、企業の責任の始期を昭和40年代に遡らせること、吹付材メーカーの責任を認めさせることが非常に重要です。

また、大量の石綿粉じんが飛散し、建設作業の中でも最も危険な作業の部類に属する改修・解体作業について警告義務が認められず、被害者数が年々増加している改修・解体作業従事者が救済の対象から漏れてしまうという問題もあります。解体・改修作業における被害の実態や、企業が販売時又は販売後に適切な警告等を行っていれば改修・解体作業現場に置いても被害を防ぐことが現実的に可能であったことを裁判所に理解させ、被害の実態に即した公正な判断を求めることが重要です。

4 おわりに

2009年5月に建設アスベスト訴訟を提訴してから10年が過ぎました。多くの被害者が解決を見ないまま亡くなっています。「命あるうちに解決を」との願いは切実です。今年には最高裁判決も予想されます。弁護団、原告団は建設アスベスト被害者の真の救済を実現するため、より一層裁判所に対して強く訴えかけていきたいと思えます。

そして、すべての建設アスベスト被害者の救済に道を開く「石綿被害者補償基金制度」の創設も求められています。引き続きご支援をお願いいたします。



ー今年は裁判の山場、証拠調べー

弁護士 徳井義幸 北大阪総合法律事務所

1 はじめに

地元熊本・鹿児島から県外に移住し、近畿地方に在住している水俣病被害者の訴訟ーノーモア・ミナマタ第2次近畿国賠訴訟は、2014（平成26）年9月に第1陣提訴以来、これまでに第12陣まで提訴され、原告数は134名に達している。この間、双方の主張のやり取りが続いてきたが、本年はいよいよこの夏より裁判の山場である証人調べが開始されることになった。まずは医師や学者などによる水俣病の病像や診断基準、因果関係等に関する総論的証人調べであるが、裁判所は、2021（令和3）年春にはこの総論証人調べを終了し、その後は原告が水俣病に罹患しているか否かの各論の立証に入る予定で、また未確定ではあるが、結審、判決を見通すことができる状況となってきている。公式確認から64年もの年月を経て、改めて全ての水俣病被害者の救済を求める闘いは大きな山場を迎えることになる。

なお、熊本地裁では本年1月より既に証人調べが開始されており、熊本地裁では、2021（令和3）年中の結審、2022（令和4）年春の判決が予定されており、東京地裁も含めて、ノーモア・ミナマタ第2次訴訟は今年から来年に向けて急展開することが予想されている。

2 証人調べの大法廷に傍聴の支援を

この夏から総論的証人調べは以下のとおりの予定です。いずれも法廷は202号大法廷です。

| | | | |
|-----|--------|-------|---------|
| 7月 | 1日（水） | 午前10時 | 原告側医師証人 |
| 9月 | 2日（水） | 午前10時 | 同上 |
| 10月 | 9日（金） | 午前10時 | 被告側医師証人 |
| 11月 | 6日（金） | 午前10時 | 同上 |
| 12月 | 16日（水） | 午前10時 | 原告側疫学証人 |

来年の2月、3月にも総論証人調べが予定されているが、日時までは未確定である。当面の総論証人は医師で、水俣病とはどのような病状の病気なのか、その診断の基準はどう考えるべきか等について水俣病被害者を長年にわたって診断してきた地元水俣の医師が証言する予定である。国や県は、水俣病の病像を狭く狭く理解することによって、多くの被害者を切り捨ててきており、この裁判の重大な争点の一つについての証人調べてあり、原告側が勝利判決を勝ち取るためには、この点を裁判所に十分に理解させる必要があるもので、大法廷を傍聴で満席として、裁判官に証言に真摯に向き合わせる必要がある。

3 地域の線引きの誤りが明白に

この間の法廷での展開における重要なポイントは、いわゆる「対象地域」の内・外による救済の線引きの誤りが明らかになったことである。

別図は対象地域外に居住している水俣病被害者救済特措法による水俣病被害者としての救済を受けた人々の人数の分布を示している。緑色の地域が対象地域外で、数字はその地域での救済者数である。

水俣の対岸である天草諸島や九州本土側の山間部にも多くの水俣病被害者が分布していることが歴然としている。

国・県による線引きの自己矛盾は法廷でも、もはや明らかになっており、その主張の破綻も明白になっている。

4 おわりに

全員救済の判決に向けて山場を迎えるノーモア・ミナマタ第2次近畿国賠訴訟への支援を改めてお願いいたします。今年には特に証人調べの年として傍聴による支援と公平な判決を求める署名に格別の御助力をお願いして報告とします。

公害調停を申請

大気汚染が原因でぜん息等になった被害者らが2月18日、全国一律の医療費助成制度を求めて公害調停を申し立てました。調停を申請したのは、全国公害患者の会連合会（全国患者会）と東京、千葉、埼玉、神奈川、愛知、大阪のぜん息患者ら94人。国に対しては医療費助成制度の創設、自動車排ガスなど大気汚染の原因を作り出した自動車メーカー7社には財源の負担を求めています。

大気汚染公害被害者に対する医療費助成では、東京都が2007年に東京大気汚染公害訴訟の和解が成立。和解条項に基づき医療費助成制度がスタートしました。しかし、東京都・国・自動車メーカーが出した拠出金がないため、自動車メーカーが追加負担に応じないことから都は、2014年度末で新規認定を打ち切り、2018年度からは月額6000円までを自己負担としていました。東京都以外の自治体では、川崎市に医療費助成（自己負担1割）があるくらいでほとんどなく、全国患者会は、国の責任で医療費助成制度を

国とメーカーの責任で医療費助成制度を

トヨタ前で座り込み



作るよう働きかけていました。

大阪の申請人・代理人

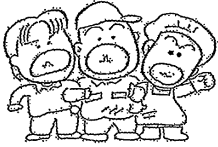
池永未子（西淀川）、毛谷村裕一（西淀川）、須惠鷹雄（西淀川）、松本邦枝（大正）、川勝恭子（福島）、代理人…上田敏幸（本部） 敬称略

公害調停とは

公害等調整委員会。公害紛争処理法に基づき、公害紛争を取り扱う総務省外局の行政委員会、委員は、裁判官や医師、学者など非常勤を含めて7人で構成。あつせん、調停、仲裁、裁定の4つの手続きがある。調停は、当事者間の自主的解決を援助するあつせんよりも委員が積極的に介入し、当事者の意見を聞くほか、必要な調査をする。当事者間で合意した場合は民法上の和解契約と同一の効力があるが、合意する見込みがないと判断されれば、手続きが打ち切られる。



等にも財源の
拠出を求め、
PPPの原則に基
づいて、88年
以降の新規患



第1回公害調停

一日も早く救済制度を！

「1日も早く救済制度を作ってください」第1回公害調停（自動車排ガスによる大気汚染被害調停申請事件）が7月17日に開かれ、申請人、弁護士が1時間にわたって意見陳述しました。この日午後、公害等調整委員会のある、中央合同庁舎4号館前には患者・支援者ら約65人が集まり、申請人らを激励しました。

「待ったなし」

3人の調停員紹介の後、代理人の篠原義仁弁護士が「公害調停の申立にあたって」と題して意見陳述。「公害は終わった」として

強行した公害指定地域の解除（1988年）、とその誤りについで、「財界と政府の癒着の構造に起因する」とものと厳しく指摘しました。また、その後、改善が見られず深刻な大気汚染が移動発生源（自動車）によってもたらされたものであり、当時の環境庁が総量規制の対象として大気汚染の軽減化と被害防止に取り組みざるを得なかった点を示して、「自動車メーカー等にも財源の拠出を求め、PPPの原則に基づいて、88年以降の新規患

者等についても救済が図られるべきことは当然のことである」と指摘しました。さらに、指定地域解除後の一連の大気汚染公害訴訟の判決・和解の成立によって「医療費救済制度に関わる国と自動車メーカーの責任関与の枠組みは、すでに示される所となっている」として、「未救済のまま放置されてきた患者の被害の救済は、緊急かつ重要なもの

次々と被害の訴え

でいわば「待ったなし」の状況となっている」ことを強調しました。

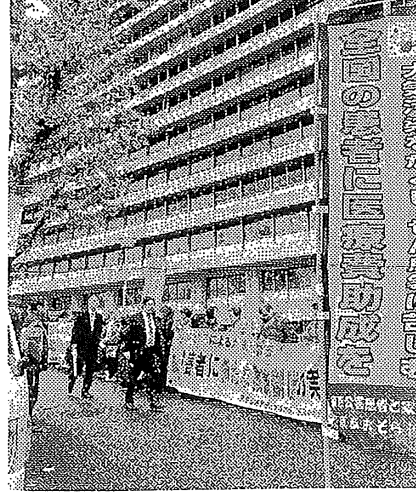
今回の調停には、全国各地から94人の未認定患者とともに全国公害患者の会連合会が申請人となっていました。調停で角田代表委員は、「指定地域解除後は未認定患者の救済制度の創設は私たちの悲願」と述べるとともに、公害病認定患者の一人として、同じ病気になつて重い症状が出ても何の補償もない未認定患者への医療費助成制度を求めて「ぜ

ん息の息ができない苦しみを、子や孫たちに味あわせたくない：こんな苦しみは私たちだけでいい。どうか1日も早く救済制度を作ってください」と訴えました。

千葉、川崎（2人）、東京の申請人がそれぞれ意見陳述しました。

大阪連合会からは角田隼人会長（全国公害患者の会連合会代表委員）と上田敏幸事務局長が参加しました。

第4回公害調停



自動車メーカー 口をそろえて「打ち切りを！」

4回目の公害調停が11月27日、総務省会議室で開かれました。調停では申請人2人と代理人弁護士が意見陳述しました。

この日調停委員長は、企業側と国からの意見聴取を踏まえて、「双方の主張には隔たりがあるが、合意形成の可能性を探りたい」と書面で双方に示した当面の進の方針に沿って進めたいとの意向を示しました。

これに対して企業側代理

人は、「メーカーの意思は固まっているので、積明の機会を」要求。メーカー7社は、口を揃えて①東京大気汚染公害裁判で「抜本的最終的」に解決済み問題の「蒸し返し」②成立の見込みがない調停は時間の無駄。直ちに打ち切りを！の大合唱。挙句に「（東京高裁の）訴訟の繰り返しはないないだろうという意向を踏まえて（和解を）受け入

れたもの”などと言いました。

これに対して調停委員長は、「当面の進行方針を変えるつもりはない。メーカー側の再考を求めるときつぱり。「抜本的最終的解決」と和解条項にはあるが、「その後」の訴訟がないなどと（裁判官が）言えるものなのか？言えないと思う。（メーカーが）信じたのは希望的観測に過ぎない」と退けました。調停委員長の毅然とした態度が光りました。

2020年からの10年が人類の未来を決める

—COP25の結果と課題—

地球環境市民会議 (CASA) 専務理事 早川光俊

頻発する異常気象・災害

世界中で異常気象・異常事態が頻発しています。2019年9月に発生したオーストラリアの森林火災は、東京都面積の50倍以上の1000万ヘクタールを焼きつくし、28人が死亡し、コアラやカンガルーなどの野生動物は10億匹が死んだと報道されています。

昨年9月には、瞬間最大風速は秒速98mという、カリブ海で発生するハリケーンとしても史上最強のハリケーン「ドリアン」がバハマを襲いました。サイクロンが発生しても大型化しないとされていたアラビア海で、昨年は立て続けにスーパーサイクロンが発生しています。昨年前半には、アルゼンチン、ウルグアイ、ブラジル南部で大洪水が発生しました。

昨年7月の平均気温は観測史上最高を記録し、パリでは観測史上最高の42.6℃を記録しました。

日本も例外ではなく、9月には瞬間風速57.5mの台風15号が房総半島を遅い、10月の台風19号は各地で観測史上最高の降水量を記録し、71河川、140カ所の堤防が決壊しました。

こうした異常気象・災害に気候変動が関わっていることは明らかです。2018年7月の西日本豪雨は、気候変動が降水量を6-7%引き上げたとの研究報告がなされています。

今や、「気候変動」ではなく、「気候危機」ともいうべき事態が進行しています。

パリ協定

2015年のCOP15は、パリ協定に合意しました。パリ協定の目的は、「平均気温の上昇を2℃十分に下回るレベルに維持すること」とされ、1.5℃への抑制を「努力目標」としています。

そして、そのためには21世紀後半に、温室効果ガスの排出を実質ゼロにしなければならない、すなわち「脱炭素社会」を構築する必要があるとしています。

目指すべきは「1.5℃未満」

2018年10月、IPCCは「1.5℃特別報告書」を発表しました。報告書は以下のように報告しています。

- ・工業化以前（1850年頃）に比べて、人間活動によって約1℃世界の平均気温は上昇した。
- ・現在の変化率で平均気温の上昇が続けば、高い確率で、2030年から2052年の間に1.5℃の上昇に到達する。

報告書は、2℃の上昇と1.5℃の平均気温の上昇では、表のような影響の違いがあるとしています。目指すべきは「1.5℃未満」であることを明らかです。

また、平均気温の上昇を1.5℃以下に抑えることは不可能ではないが、あらゆる分野での急速かつ広範囲な変革が必要となるとし、2030年までの取組が決定的に重要だとしています。

広がるギャップ

パリ協定は、世界中のすべての国が削減目標や削減行動を持つことになっています。しかし、現在の各国の削減目標では、1.5℃はもちろん、2℃未満にも遠く及ばず、削減しなければならない削減量と、各国の削減目標との間に大きなギャップがあります。このことは各国が、その削減目標を大幅に引き上げる必要があることを示しています。

表 1.5℃と2℃の上昇との影響比較

| | |
|----------------|--|
| 熱波 | 1.5℃では世界人口の13.8%。2℃では36.9%が定期的な熱波に晒される。2℃では1.5℃より17億人増加。 |
| 豪雨 | 1.5℃では極端現象が少なくなる。 |
| 極度の干ばつに晒される人口。 | 1.5℃では1億1430万人。2℃では1億9040万人で7610万人の増加。 |
| 洪水 | 1976～2005年の水準比で、1.5℃では2倍、2℃では2.7倍。 |
| 海面上昇 | 2100年までに、1.5℃では26～77cmの上昇。2℃では+10cm。1.5℃では海面上昇の影響を受ける人数は1千万人少なくなるが、上昇は数世紀に渡って続く。 |
| サンゴ礁の消滅リスク | 1.5℃では70～90%。2℃では99%。大規模なサンゴ礁は過去3年で50%が消滅。 |
| 生物の多様性 | 1.5℃では、昆虫の6%、植物の8%、脊椎動物の4%で生息域が半減。2℃では、昆虫の18%、植物の16%、脊椎動物の8%で生息域が半減。 |
| 北極の海氷 | 夏に海氷が消失する頻度は、1.5℃では100年に1度。2℃では少なくとも10年に1度。 |

COP25の課題と結果

2019年12月、COP25がスペイン、マドリードで開催された。COP25の課題は2つでした。

- ① 今年再提出される各国の削減目標の引き上げを促すこと
- ② 積み残されていたパリ協定の一部のルールに合意すること

しかし、COP25の結果は、各国が削減目標を引き上げるよう促すシグナルは極めて弱く、また、「パリ協定」の一部の運用ルールについては、今回も合意できずに、今年11月にイギリスのグラスゴーで開催されるCOP26に先送りされてしまった。

2030年までに削減目標を見直す機会は今年を含めて2回しかなく、各国が今年提出する削減目標が決定的に重要です。

しかし、COP25決定の、各国が削減目標を引き上げるよう促すシグナルが弱くなってしまったのは、中国、アメリカ、ロシア、インド、日本などの、温室効果ガスの5大排出国の消極的な姿勢のためです。グテーレス国連事務総長は、COP25が削減目標の引き上げに明確なシグナルを出せなかったことに、「失望した」とツイートしました。

パリ協定の運用ルールの合意

COP25に先送りされていた「パリ協定の運用ルール」のうち、もっとも揉めたのは、「市場メカニズム」と呼ばれる制度の運用ルールです。この「市場メカニズム」というのは、他国と協力した取り組みによって発生した温室効果ガスの削減量を、自国の削減として計上できる制度です。削減量の二重計上や、京都議定書の下で発生している膨大な排出枠をパリ協定の下でも使えるかどうかなどで、最後まで揉めました。削減量の二重計上や、京都議定書の下で発生している膨大な未使用の排出枠を、パリ協定の下でも使える

よくなると、その削減量が減ってしまいます。

こうした「市場メカニズム」などのルールは、合意ないとパリ協定が始動できないものではなく、拙速で、大きな「抜け穴」のあるルールに合意するより、慎重に検討して「抜け穴」のないルールに合意することが重要です。

日本は化石賞を2回受賞

日本はCOP25で、石炭火力問題で世界の環境NGOから、その日の交渉で最も後ろ向きの発言や行動をした国に贈られる「化石賞」を2回受賞しました。1回目は梶山経産大臣の「国内も含めて、石炭火発、化石燃料の発電所というものは選択肢として残しておきたい」との発言に対し、2回目は小泉環境大臣のCOP25でのスピーチで、脱石炭も約束できず、削減目標の引き上げについては言及しなかったことに贈られました。日本の石炭火力に固執する姿勢は、国際社会から厳しい批判にさらされています。



若者のCOP

スウェーデンの環境活動家、グレタ・トゥーンベリさんが始めた「気候のための学校ストライキ」は、世界の若者の共感と支持を得て、昨年9月の第3回「世界統一ストライキ」には、日本を含む185カ国で760万人以上の市民が参加したとされています。12月6日（金）にマドリードで行われた「気候マーチ」には50万人が参加しました。

COP25には、これまでのCOPと比べても、多くの若者が参加し、活発に活動していました。COP25はまさに「若者のCOP」でした。なかでもグレタさんの存在感は圧倒的でした。グレタさんのメッセージはシンプルです。「科学者の声に耳を傾けるべきだ」ということです。グレタさんを始めとする若者が、気候変動問題に関心をもち、行動し始めていることは、大きな希望です。

グレタさんは、COP25で、「2020年からの10年が未来を決める」、「変化は政府や企業からはもたらされない。変化をもたらすのは人々であり、人々が希望です。」とスピーチしました。

まさに、今年2020年からの10年が、私たち人類にとって「正念場」です。





若者が活動する思い。

自己紹介

小林誠道/Masamichi Kobayashi

関西大学社会安全学部/2年生

Fridays for Future Osaka
ユースコアメンバー/代表

2019年3月, 5月, Fridays for Future Kyoto
9月, 11月, グローバル気候マーチin Osakaを運営・参加

主な活動

「変化」をテーマに世界の環境を維持することを目的として
行動すること。



9月20日～27日の一週間

世界中で**6135**の活動(アクション)が行われました

185カ国で**760万人**の参加, **3024**の企業が賛同

各国の著名人や
セレブが注目

大手メディア
も取材

科学者・政治家
が好意的な反応

若者中心から
全世代参加型
運動に



FFF・グローバル気候マーチの特徴

全世界的であること

若者が能動的に
行動していること

全世界的であること

史上初の規模感で行われる
気候変動問題をテーマとした運動
SNSで拡散

共感が賛同を呼ぶ



「気候変動は全人類に関係する問題」という認識も広がる

13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる*



気候変動は開発にとって最大の脅威であり、その広範な未曾有の影響は、最貧層と最も脆弱な立場にある人々に不当に重くのしかかっています。気候変動とその影響に対処するだけでなく、気候関連の危険や自然災害に対応できるレジリエンスを構築するためにも、緊急の対策が必要です。

[目標13と食品産業とのつながりはこちら](#)

[目標13に対する食料産業局の取組はこちら](#)

若者が能動的に行動していること

グレタ・トゥーンベリさんは15歳で活動を開始
(2018年8月)

世界のアクティビスト(活動家)も
10代~20代が多い



日本の活動家も10~20代が多い



何を思い、若者は立ち上がったか



今回、全国の活動家を対象として
任意のアンケートを実行

その結果を共有するとともに
若者が持つ思いを伝える

本気で世界を変えようとしている
若者がいることを知ってほしい。

何を思い、若者は立ち上がったか



何を思い、若者は立ち上がったか



= 30 =

今、伝えたいこと

できることから始めませんか？

自分のため、子どものため
生き物のため、地球のため

無理は禁物、ですが

行動しないことは、未来を見ないことと同じです。

気候変動対策は、**今行うべき。**



大阪で活動すること、今後の展望

3度のマーチを開催 → 大都市で開催
賛同してくれる人は
まだいるはず

私たちがただ発信する
だけでは足りない → より活動を拡大
行政にも
訴えかけていく

「Do Your share」

日本全体の波を、大阪がどのように動かし、乗るか。

輪を広げたい

Facebook



Twitter



Fridays for Future Osakaは

仲間・支援・発信・行動の協力を求めています

各種SNSでFridays for Future Osakaは情報発信
中！

イベントのご依頼・ご紹介も大歓迎！

行動を広げます。

未来に生きる人が恐怖と不安にさらされないよう

行動と変化を私たちは起こし続けます



ソラダス 2020 に参加を!!

ソラダス 2020 実行委員会 西川榮一

1. 「ソラダス 2020」主な内容と日程

■大阪全域の NO2 濃度測定

- *メッシュ測定 約 1km(大阪市域は 500m)四方のメッシュ毎の測定
- *自主測定 各自の目的(道路沿道汚染、環境学習など)に応じた測定

■健康アンケート

- *対象者 すべての NO2 測定参加者、およびそのご家族や知人、近隣の人々など
- *対象地域 大阪全域及び大阪市

とくに高濃度汚染域(湾岸5区、埋立て域、道路沿道など)

■測定運動の普及充実 児童や学生の参加など

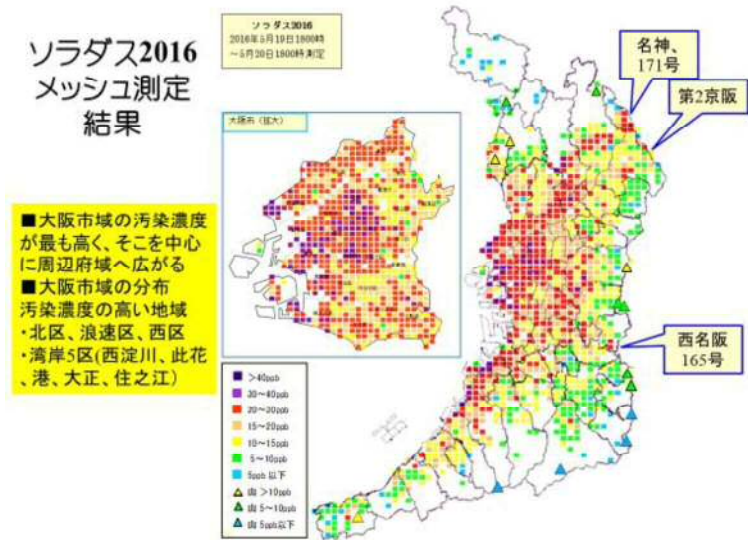


図 10 港区の国道 43 号沿道の自主測定結果

| 測定者 | 住所・地域名 | NO2濃度 (ppm) |
|------|----------------|-------------|
| 港区自主 | 大阪市港区南市岡3-10 | 83 |
| 港区自主 | 大阪市港区南市岡3-11 | 79 |
| 港区自主 | 大阪市港区并天1-2 | 76 |
| バルコブ | 大阪市港区并天1-2-1 | 67 |
| 港区自主 | 大阪市港区波路3-13 | 66 |
| 港区自主 | 大阪市港区并天1-6 | 65 |
| 港区自主 | 大阪市港区南市岡3-11 | 61 |
| 港区自主 | 大阪市港区磯路1-1 | 60 |
| 港区自主 | 大阪市港区市岡元町3-11 | 57 |
| 港区自主 | 大阪市港区市岡元町3-13 | 57 |
| 港区自主 | 大阪市港区波路3-11 | 53 |
| バルコブ | 大阪市港区并天2丁目1 | 53 |
| 港区自主 | 大阪市港区市岡1-1 | 53 |
| 港区自主 | 大阪市港区市岡元町3-6 | 50 |
| バルコブ | 大阪市港区并天2-7-28 | 48 |
| バルコブ | 大阪市港区市岡3-1-4 | 47 |
| 港区自主 | 大阪市港区市岡1-2 | 47 |
| 港区自主 | 大阪市港区市岡3-1-4 | 43 |
| 港区自主 | 大阪市港区并天4-1 | 38 |
| 港区自主 | 大阪市港区并天5-1 | 36 |
| 港区自主 | 大阪市港区磯路1-5 | 35 |
| 港区自主 | 大阪市港区磯路1-7 | 35 |
| 港区自主 | 大阪市港区并天5-10 | 25 |
| 港区自主 | 大阪市港区并天5-8 | 25 |
| バルコブ | 大阪市港区南市岡3-6-24 | 23 |

■天谷式 NO₂ 簡易測定法に用いる 3 型カプセル

- *カプセルの寸法、構造、測定原理は右図
- *このカプセルを測りたい場所に 24 時間設置し、回収する
- *設置は手作業。同時刻に大阪全域でいっせいに設置し回収するので大勢の人に参加してもらうことになります

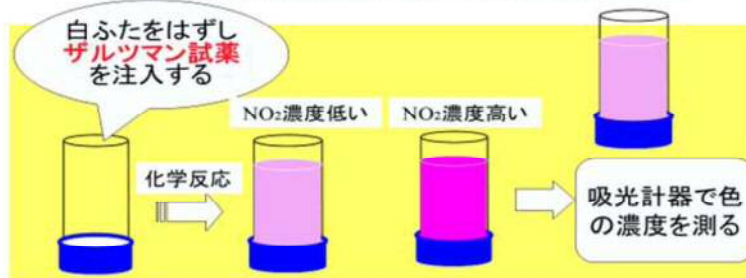
天谷式NO₂簡易測定法について
天谷式カプセル3型



- *回収したカプセル中に補修された NO₂ の量を測る
- * 民医連・検査技師の方々の支援を得て、みんなで分析作業をします

ろ紙に吸収されたNO₂量の分析

- 原理（ザルツマン法）は国の指定測定法の1つ
- ザルツマン試薬がろ紙に吸収されたNO₂と反応して発色する
- 色の濃度が吸収されたNO₂量に比例する
- 色の濃度を測ることでNO₂の量を求めることができる



■主な日程を右表に示す

| | | |
|-------------|---|----------------------|
| 19年8～20年3月 | * 測定運動組織づくり(中央と各行政区) * カプセル・健康アンケート・カプセル設置の地図づくり | |
| 4月29日 | みんなでカプセルろ紙入れカプセルとアンケート用紙配布 | |
| 5月21日木～22日金 | * カプセル設置 19日18時 * カプセル回収 20日18時 | 健康アンケート 5月1日～6月5日 |
| 6月7日 | みんなでカプセルのNO ₂ 分析／健康アンケート回収 | |
| 6～10月 | 測定データの分析と整理 | |
| 11か12月 | 測定結果の中間報告(「測定研」シンポ) | |
| 21年1月 | 結果報告とパンフレット配布(2021公害デー) | |

2. NO₂ の健康影響について (WHO Web, Air pollution から引用)

■ NO₂ 自体の危険性

* 気管支炎やぜん息症状の増大、呼吸器感染症を引き起こす

* 肺の機能と成長の低下をもたらす

* NO₂ 曝露が負荷となり、心血管疾患および呼吸器疾患による早期死亡率や罹患率に影響を及ぼす

■ 粒子状物質やオゾンの生成要因

炭化水素との紫外線光化学反応で対流圏オゾンや硝酸エアロゾルを生成し、大気中 PM_{2.5} の主要成分を形成する

■ WHO の NO₂ 指針値

年平均濃度 40 μg/m³ (体積濃度 20 ppb)

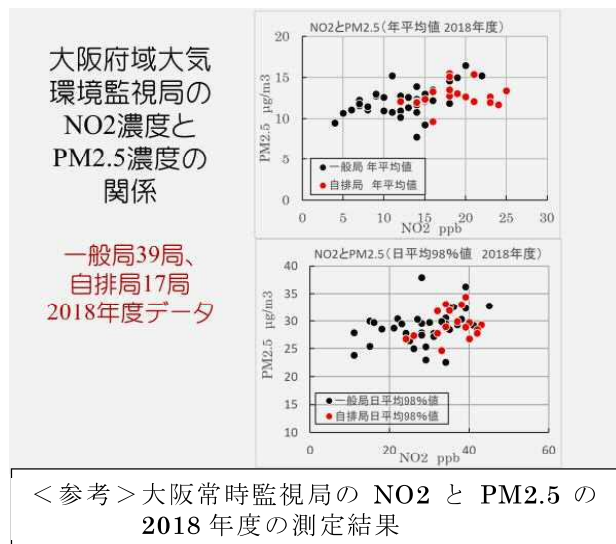
1 時間平均濃度 200 μg/m³ (体積濃度 100 ppb)

この指針値は NO₂ ガス単体の健康影響から公衆を保護するための値

■ NO₂ の主な発生源は化石燃料やごみ・廃棄物の燃焼大気では必ずと言っていいほど

NO、ベンゼン、粒子状物質などが混在しており、それらの健康影響も含まれている可能性を除外することは難しい。

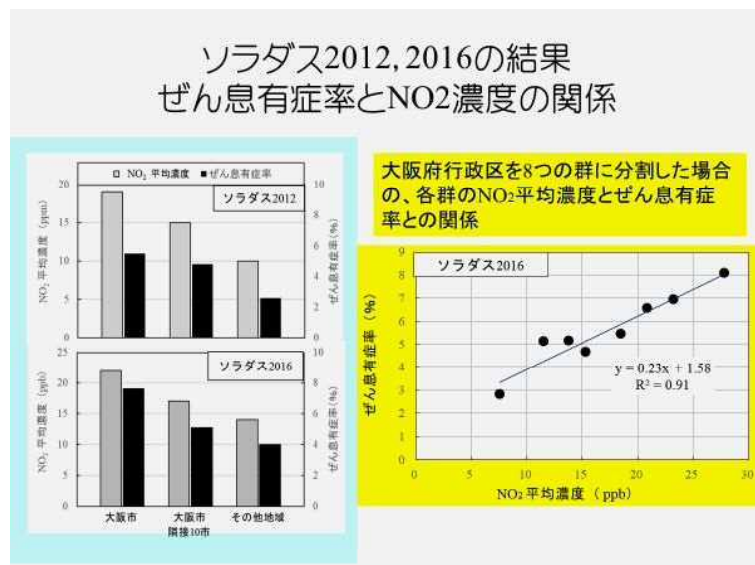
■ 燃焼由来のさまざまな汚染物質の混合汚染の指標として NO₂ を監視するのであれば、指針値はもっと低い濃度にするべき



■ NO₂ 濃度とぜん息有症率

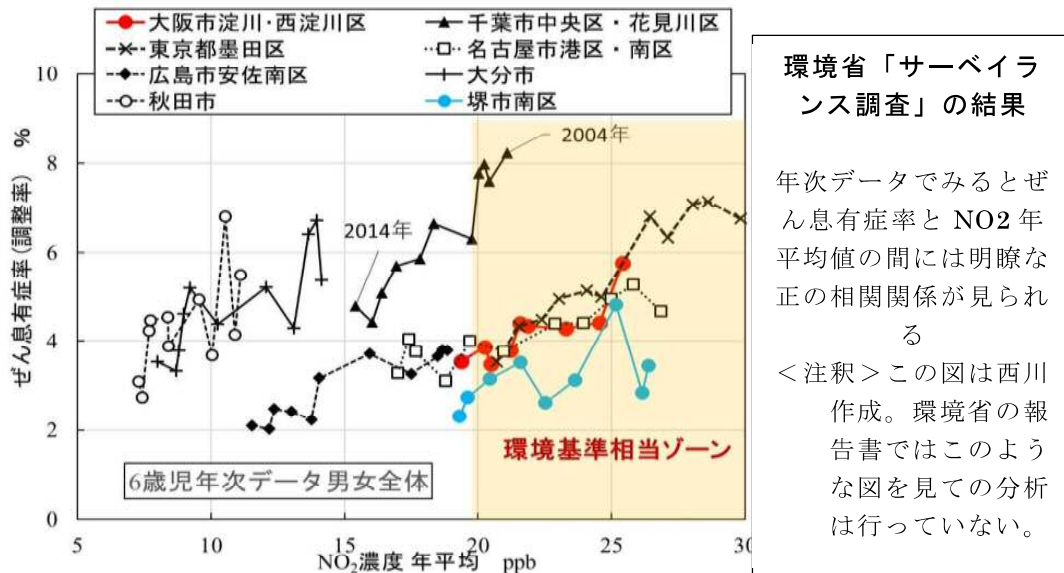
* ソラダス 2012、ソラダス 2016 の NO₂ 濃度と健康アンケートで得られたぜん息有症率の関係をみると、右図のようであり、両者の中には明瞭な正の相関がみられる。

* 正の相関は NO₂ 環境基準の下限以下の濃度まで続いているとみられる。



*** 環境省「サーベイランス調査」**

大規模な調査だが、その調査方法は、「ソラダス」と基本的に同じ。その結果の例をみると、上図のようで、「ソラダス」で得られたのと同じ関係をしているように見える。

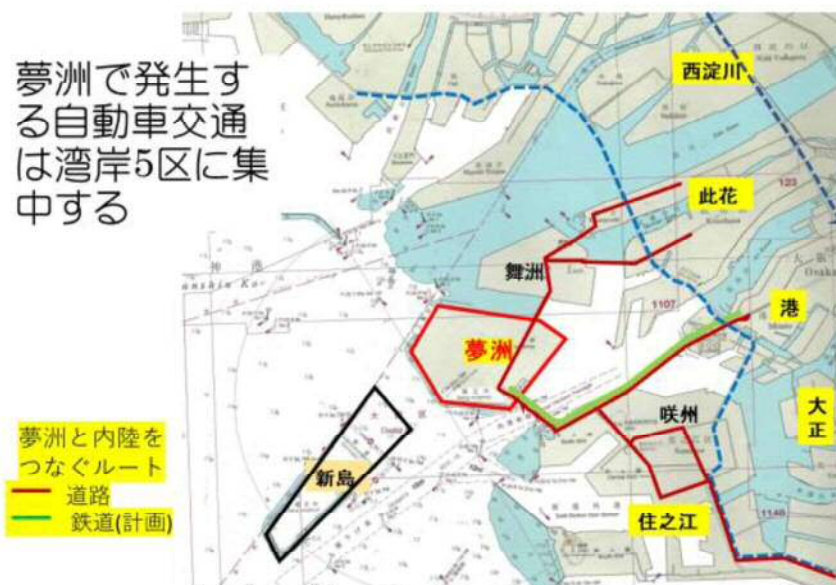


3. 「ソラダス 2020」で注目したい点

* NO2 メッシュデータと合わせて、健康アンケートをより多く集め、ぜん息など呼吸器系疾患との関係を調べること

* 湾岸5区や埋め立て域の汚染実態を把握すること

大阪市中心部や湾岸5区は、自動車交通などにより、現状でも NO2 汚染は看過し得ないレベルにあるが、万博や IR・カジノが作られたりすると、夢洲を行き来する交通はこの地域へ集中してくることになる



第48回 公害環境デー「基調報告」

第48回公害環境デー実行委員会

1. はじめに～公害環境をめぐる全般的情勢

いま世界では地球温暖化問題については、「気候変動」というより「気候危機」との認識に至っています。「気候危機」の下では、「熱中症」など高齢者・社会的弱者が健康上の被害を受け、島しょ国や途上国の高波・洪水被害、地球規模的な干ばつ、水不足、山火事頻発など「地球規模的な公害被害」が進行しています。今、公害環境分野で重要なことは、グレタ・トゥーンベリさんたち若い世代から湧き上がっている怒りに、社会的責任を負う世代がどう対応するかが求められています。災害被害を減らす社会づくりがいまこそ必要です

昨年末のCOP25では、121カ国が2050年までに温室効果ガス排出量ゼロを表明するなどがありました。全体として「パリ協定の実施ルール」が合意できず、温室効果ガス削減目標の引き上げ等が不十分です。日本政府が温室効果ガス削減目標を見直しせず、石炭火力に固執するなど世界の大勢とは真逆の姿勢で、2度の化石賞を受賞するなど大変恥ずかしい姿でした。脱石炭・再エネ100%への政策転換を求めることが必要です。グレタさんのように「科学者の声を聴き、温暖化防止のための取り組みを何よりも重視していく」必要があります。

また、日本は「地震災害の時代」に入ったといわれ、南海トラフ地震は今後30年以内の発生確率が70-80%で「必ず来る地震」です。安倍政権・維新府政での万博・カジノIR、高速道路・リニア建設、地下鉄など超大型の開発だけでなく、「自然災害はとめられないが、減災までできる」という考えで、防災・くらし第一の政治への転換が今こそ必要です。

SDGsについて、その中で求めるゴールは、いずれも重要なことばかりです。そもそも私たち公害環境分野では多くの府民が、1970年代の「公害知事さんさよなら・憲法知事さんこんにちは」という行動をはじめ、現在まで「命と健康を優先する社会をつくる」ことに取り組んできましたが、これらの行動こそが真にSDGs達成への道であると考えます。「大阪万博がSDGsの達成に貢献する」というが、カジノを推進する現在の安倍政権や大阪の維新によるやり方は、SDGsから外れているのではないのでしょうか。SDGsの取り組み方を、真に効果あるやり方に見直しすべきです。

大気汚染を自らの手で測るといって40数年続けてきた「ソラダス運動」（大阪NO₂簡易測定運動）は今年5月21、22日に9回目を実施します。大阪独自の運動で、SDGsの達成に向けた具体的な行動の一つです。今回の公害環境デーでは、多くの人の知恵と経験を集めて、あるべき大阪・日本・世界の姿をみんなで考え、交流し、府民こそその成果をだせるようにしたいと考えます。

2. 異常気象による集中豪雨や巨大台風 気候変動というより「気候危機」の時代に

- ・我が国でも2018年の西日本豪雨、暴風雨台風21号（関西空襲浸水など）、2019年秋の広域豪雨となった超大型台風19号がありました。自然災害では、公害被害と同じように社会的弱者が一番被害を受けます。IPCC報告（複数の研究）によれば、地球温暖化が進み、海水温が上昇しています。その結果急速に台風の威力が増すことになったとのことです。2019年夏も熱波や猛暑が続き、秋には台風が15号、19号、20号と続けて上陸し、甚大な被害を出しました。スーパー台風19号では7つの県で71河川140か所決壊という異常な規模となり、「越水」氾濫も目立ちました。脆弱な都市開発など多くの問題点が露見しました。
- ・今後、大阪でも淀川、大和川をはじめ、中小河川なども含めた河川対策を見直し対策にただちに着手徹底することが必要です。まして、堤防の中にトンネルを入れる高速道路の淀川左岸線、大深野地下トンネルの同延伸計画も、地震・津波、大洪水対策など防災の面から本当に安全であるか徹底した見直しが必要です。
- ・温暖化の影響はすでに各方面で見られ、わが国で農業分野でも多くの影響がでています。コメも生育や品質への気温の影響は最大で、19年産の1等米の比率は62%と20%以上下がるなどです。また、果樹でも適地が変化し、温州ミカンの「浮皮」現象が増加、この大阪での農業分野でも、柏原のブドウ栽培で「開花の遅れ」「成熟不足」「着色不足」の被害が出ており、また、野菜などが強風・豪雨による病害の発生もでてきたとのことです。

3. 気候変動・温暖化の防止：COP25で日本政府の逆行姿勢、

- ・温暖化はさらに進んでおり、早ければ2030年には世界の平均気温が産業革命前から1.5°C上昇すると言われ、この10年間の取り組みが重要です。昨年末COP25では2020年から始まる「パリ協定」の実施ルール合意や各国が温室効果ガスの排出量の削減目標を引き上げる約束が課題で、121カ国（EU含む）が2050年までに排出量を実質ゼロにする、114カ国が2020年までに削減目標を引き上げることを表明し、脱石炭連合も参加が97に達するなど、世界は脱炭素社会に向けて動きを速めていました。が、残念ながら二つの課題ともまだ不十分のままです。
- ・日本は、COP25でも2030年温室効果ガスの削減目標や2050年削減目標（80削減）の引き上げなどはせず、石炭火力発電所の廃止表明もできず、世界から大きな非難を浴びました。削減目標や原子力発電・石炭火力発電を維持することを規定した「エネルギー基本計画」を改定し、原発ゼロ、脱石炭、再エネを拡大する政策に転換し脱炭素社会を実現することが必要です。
- ・石炭火力発電は、効率化技術にしたとしてもガス火力発電の2倍以上のCO₂を排出します。世界は、石炭火力の廃止に向け動いていますが、日本は15基が建設中、7基が計画中で、世界の動きに逆行しています。特に神戸製鋼所の2基130万KW石炭火力発電所が増設されると、温室効果ガスCO₂を大量に発生させるとともに、NO₂やPM2.5、更に水銀など有害化合物を含む排気ガスを都市の真ん中で排出し、風下側の西淀川など多くのぜん息患者がいる大阪にも流れ込むものであり、建設に反対する神戸住民の2つの訴訟を大きく支援する必要があります。
- ・いま世界では地球温暖化対策を求める動きが活発になっています。2018年8月にスウェーデンの高校生グレタ・トゥーンベリさんが一人で始めた「気候ストライキ」が世界の若者たちに支持され、昨年9月の「グローバル気候マーチ」には185カ国、780万人以上が参加し、大阪では昨年6月20日、9月20日、11月29日と3回実施され、それぞれ70名、300名、200名と初回からは増加しています。グレタさんは「気候変動問題を人類史上最も重要な課題で、解決策は温室効果ガスの排出を止めること」、そのためにも「私の話を聴いてもらいたいとは思わない。科学者の声に耳を傾けてほしい」と言っています。年齢にかかわらず、これが大きなうねりとなって、政治を動かせるようにしていく必要があります。

4. 地震・津波など防災問題 安心安全なまちづくりを最優先の行政に

①南海トラフ巨大地震など

- ・南海トラフ巨大地震は、仮に発生すれば、大阪においても何も対策をしなければ死者13万4000人（全国32万人）の被害が想定されています。M7-8クラスの南海トラフ地震は30年以内の発生確率が70~80%といわれ、「南海トラフ巨大地震は、必ずくる震災」との認識が必要です。2018年末に中央防災会議が発表した「南海トラフの想定震源域で異常が観測された場合の対応について」は最新の対応を求めて、特に東側で巨大地震が発生し、西側も予想される時、数か月から数年の間の避難、防災対策などの計画は白紙のままです。また大阪湾隣接地域では、港・湾岸部の船・コンテナ・石油タンク対策、地盤の液状化、超高層ビル、巨大地震下の水害予防、木造密集住宅対策、アスベスト除去などについて行政の責任で十分な対策等をすべきです。

②防災・避難対策

- ・異常気象・地震・津波などの災害や原発事故などへの備えとして、各自治体の総合的な防災計画が重要です。そのためにも①古い水道管・ガス管などインフラの耐震化・整備・更新すること、②各種の防災・避難計画を住民にわかりやすくし、丁寧な説明と日常不断の訓練を実施すること、③特に大阪地下鉄での避難方法・対策を講じること、④災害発生時に対応出来る専門職を各自治体に配置することなど、必要です。
- ・ハザードマップ配布、防災訓練などが市区町村単位で具体化されていますが、それらが真に実効性あるものにするために、避難困難者なども含めてすべての住民に徹底されているか、点検が必要です。

③大災害時の大量廃棄物発生への対応

- ・災害時には、様々な廃棄物が大量に発生します。例えば阪神・淡路大震災時は、兵庫県では6年分の廃棄物

が、また、東日本大震災時は宮城県において21年分の廃棄物が一時で発生しました。災害廃棄物の処理を迅速に行わなければその後の復旧・復興にも悪影響を及ぼします。大量の災害廃棄物を一度に処理することは不可能ですので、仮置き場の確保、その配置、自治体間の連携等が必要となり、事前に対策を講じておくことが必要です。このためにも夢州のスペースは確保しておくべきです。

- ・また、災害廃棄物の中にはアスベストやPCB・注射針など様々な有害廃棄物が混入するおそれがあります。災害が起こる前から有害廃棄物の存在に関する調査と住民に対する情報公開を行うとともに、災害時に発生した廃棄物に有害物が混入したおそれがある場合には、速やかにその旨を公表し、住民等に被害が及ばないようにしなければなりません。また、災害時には有害廃棄物ができる限り混入しないよう対策を講じておくとともに、仮に、有害廃棄物が混入したおそれのある災害廃棄物については、速やかかつ適正に処理がなされるよう、例えば適切な保管場所を確保しておくなど、事前で準備しておくことが必要です。

5. 公害 すべての被害者の人権擁護と被害救済を

①原発事故被害者・避難者問題・・・支援切り捨て方針を止めさせ、相次ぐ判決での前進を

- ・東電福島第一原発の3.11事故以来9年が経過しました。国と東電は事故責任を否定したまま、国は東電へはいまだに湯水のように支援しつつ、避難者支援は切り捨てる方向で、最近では「自主避難者が、風評被害の原因」との主張までしています。この姿勢には断固として抗議していく必要があります。
- ・この原発事故の避難者・被害者たちの全国1万人以上が原告となって原発賠償訴訟を起こし、事故前の「ふるさとを返せ、普通に生活できる」ことを求めて戦っています。関西原発賠償訴訟は、「ふつうの暮らし 避難の権利 つかもう安心の未来」を目的とした訴訟です（4次一斉提訴で総勢87世帯240名の原告）。2013年9月17日国及び東京電力に対して提訴し、ことし2月20日には25回目の公判があり、粘り強く支援していく必要があります。
- ・大阪府民も、福井県内の再稼働原発でもし過酷事故が起きれば、近畿1300万人の水瓶である琵琶湖汚染をはじめ、甚大な被害を受ける恐れがあります。福島原発事故避難者への支援は、「明日は我がこと」との思いでの支援が重要です。
- ・国の原発避難者への生活支援、住宅支援切り捨て方針を止めさせ、少なくとも大阪でも独自の支援策を行うような要求をしていく必要があります。福島原発事故避難者への大阪市による「住宅明け渡し訴訟」は市側による提訴ですが、「避難者（被告）」も大阪市へ「生活保護に関する損害賠償請求」を逆に提訴し、2つの合併訴訟が行われています。

②ぜん息患者等の被害者救済問題

(イ) 未認定患者への「医療費だけでも無料に」の救済 公害調停

- ・大阪のように大気汚染のつづく地域のぜん息患者について、未救済・未認定患者の「医療費だけでも無料に」の救済が必要です。大阪、東京などには数万人程度の未救済患者がいると推測されます。国による医療費助成制度の創設を求めて、2019年2月8日に公害調停を申請しました。大阪や首都圏・愛知などに居住する患者約100余人が、国と自動車メーカー7社に対して医療費救済制度の創設を要請したものです。ところが自動車メーカーは「裁判で一度終わっている」「この調停を取り下げろべき」と主張しています。年明けの調停では、企業側と国との激しい攻防が予想されます。調停打ち切りを許さず、支援協力を強化していく必要があります。
- ・依然として、公害認定患者の補償制度をなくそうとする動きもあり、ひきつづき汚染者負担の原則のもと工場と自動車の加害責任を明確にした財源の確保が必要です。全国に32,000余人（大阪9,900余人）の認定患者の「命綱」を守ることは今後も重要です。

(ロ) 大気汚染と公害環境・公衆衛生行政：NO₂やPM_{2.5}などの大気汚染対策の徹底を

- ・大阪の大気汚染をめぐる状況は、ディーゼル排ガスなど移動発生源を主要因とするNO_x、PM_{2.5}、光化学オキシダントなどが依然として問題です。大気汚染とぜん息などの因果関係を明らかにするために、行政と

して学校や医療機関の協力を得て疫学調査を実施させることが必要です。文部科学省学校保健統計でも、この30年間でぜん息児童が約3-5倍増加し高止まりです。これらのデータも活用すべきです。

- ・ディーゼル車の排ガス規制を引き続き強化し、排ガス規制逃れのごまかしを厳しく監視すること。高速道路の集中する地域など、ホットスポットと言われる局地対策を徹底し改善すること。行政はNO₂の環境基準0.04ppm~0.06ppmというゾーン規定の0.06ppmを下回れば“環境基準を達成”としていますが、健康を損なう汚染濃度といえるので、旧環境基準へ見直しすべきです。環境アセスメントでは非悪化原則とともに、評価基準は0.04ppm以下にすべきです。
- ・PM_{2.5}（微小粒子状物質）については、SPM（浮遊粒子状物質）より細かく肺の深部まで到達し、WHOにより肺がんの原因物質としても認定されました。大阪ではまだ環境基準の年平均値15μg/m³を守れないところもあり（一般局で5局/全39局、自排局で4局/全17局）、改善策を強化すべきです。環境基準も、12μg/m³に改定すべきであり、同時にEUのように数量規制（PN規制）に早く改善すべきです。また環境アセスメントも非悪化原則を基準で環境評価すべきです。
- ・NO₂やPM_{2.5}などの大気汚染対策を具体化させるために、ソラダス2020の運動を確実に成功させることは重要です。そしてサーベイランス健康報告書の調査結果を見直しさせる必要があります。

③アスベストによる健康被害とのたたかい・・・最高裁判決に向けて正念場の年

- ・建設アスベスト訴訟は、昨年11月の福岡高裁判決で、対国11連勝、一人親方に対する国の責任も4つの高裁で認められ、一層国の責任明確で、対企業でも6つ目の勝訴判決です。今年は、最高裁判決を見据えた1年として、法廷内外での取り組みをより一層強めて「大きなうねり」を作る本格的な支援が重要です。国民がアスベストの被害を受けるのは、ほとんどが建築物のアスベストによることは明らかであり、国とメーカーの一責任（毒を売って儲けたこと）を認めさせるこのたたかいは、これからの被害を防止するうえで決定的に重要な土台となります。
- ・大阪北部地震では多くのところで明らかになったように公共施設のアスベスト問題とともに、遅れていた大気汚染防止法改定が今年予定されていますが、「ざる法」ともいえる緩い規制であり、一般建築現場での解体時汚染防止対策など、住民が行政とともに、被害を食い止める監視などの取り組みも一層重要になっています。

④ノーモア・ミナマタ裁判：最後の1人まで救済

- ・2012年7月に水俣病被害者救済特別措置法（特措法）の申請が打ち切られました。特措法では、地域的、時期的制約をうけ、全ての水俣病被害者が救済されるに至りませんでした。2013年から近畿検診受診者の多くが、特措法で救済されなかった患者さん、もしくは、打ち切り後に水俣病と診断された患者さんです。救済を訴え裁判を起こされた方は、2019年12月末現在近畿で134人、熊本1550人、東京82人、新潟147人、合計1913人です。水俣病被害者を救済する最後の手段がこのノーモア・ミナマタ第2次訴訟なのです。全ての被害者が救済されるまで、支援していく必要があります。

⑤寝屋川「廃棄プラスチック処理」問題・・・廃プラ焼却・ごみ発電へ

- ・北河内4市リサイクル施設組合と民間廃プラ再生品化工場の問題に取り組んで16年目にになります。排出有害ガスによるシックハウス症候群類の周辺住民の健康被害や、異臭による生活環境汚染問題はまた解決できていません。寝屋川市では、廃プラの処理方法の見直し、廃プラを焼却・ごみ発電の方針を検討し、そのために緊急事態宣言で、プラスチック量、ごみ発生量を減らす運動に取り組んでいます。被害住民側は、独自に4市組合へ方針見直しを要望するなど粘り強く運動を展開しています。
- ・健康被害住民については、今も症状が続いており、民間病院にて廃プラ診察が継続されており、早急の解決が求められています。

⑥その他・・・地域の公害問題。企業の製品による健康被害

- ・住民から騒音、異臭の苦情申し出が個別に発生しており、相談支援など必要です。

6. 大阪の開発問題・万博・カジノ・IR問題 開発より安心安全なまちづくりを

- ① 大型開発など 事業者がやるべき環境アセスメントを大阪市が「代行」し、国の「カジノ管理

法案」がまだであるにもかかわらず、カジノ業者選定を強引に進めています。これを口実に高速道路、地下鉄建設なども強引に進められています。「経済再生プラン」「国土強靱化」を口実に、「大阪万博」開催をも理由に夢洲埋立地も「再開発」し「カジノIR」の大型開発とつながっています。ここは地震・液状化に弱く危険です。維新府政の「夢洲の大型開発」を許すのか、それとも府民の安全・安心の暮らしへ転換させるのかが重要です。大阪での万博開催については、開催中止が最善ですが、最低限安全な場所での開催を求めます。カジノIRは、大阪府の経済も健康・生活をも犠牲にするもので、誘致に反対します。

- ② **淀川左岸線二期計画** 計画決定から23年目で、2018年3月「大臣特別承認」を受け、約4.3kmを2027年3月末（平成38年度）完成予定ですが、一部は万博に間に合わせるため急速に進めています。なお、道路の運用時に「淀川の洪水が来たら、トンネル内に水を張って浮力を抑える」という市の話には、「本当に大丈夫か」との声があります。また、同延伸部は、関西で初めての大深度トンネルの地下70mの危険な高速道路ですが、昨年2回の技術検討委員会の議事内容が公表されないうままです。更に並行して寝屋川北部地下河川の建設も進められ、幅50mに3本のトンネルが近接するなど、危険性が広がっています。これは治水対策の一環ですが、防災農地の拡充など幅広い治水対策が必要です。
- ③ **新名神高速道路（大津～神戸）** 八幡京田辺JCから高槻JCの間で工事が進められています。地上部分では騒音・大気汚染・振動被害、地下30mの工事ではトンネル工法による地上住民への振動・地下水問題等が起っています。道路予定地の工場跡地によるアスベストの被害防止や汚水処理跡地からのダイオキシン問題等もあり、監視していくことが重要です。

7. 保健、「食」の安全、農業、行政民間委託、上下水道、ゴミ・廃棄物問題など

- ① **貿易問題** 昨年12月4日、日米貿易協定交渉期間の審議で可決強行され、今年1月1日発効しました。牛肉の関税は、現在の38.5%から発効と同時に26.6%引き下げられ、33年度には9%まで削減されます。90年の牛肉の輸入自由化（関税を70%から引き下げた）のとき、島根県の1万戸近くの牛飼いが、5年間で3千戸がやめ、現在は10分の1以下。このままでは、すべての農産物の国内生産が危うく陥り、食料自給率は14%（TPP交渉時の農水省試算）にまで落ち込むといわれています。食の安全、医薬品や医療機器、公共調達など、暮らし全般に影響を及ぼし経済主権を脅かす「第2ラウンド」日米FTA交渉が4月にも開始されと言われてはいますが、断じて許されません。
- ② **保健所問題** 中核市が新たに増え、府管轄から当該市の独立管轄へ移行していますが、公衆衛生を維持し、監視する要となる保健所業務が後退しないような取り組みが必要です。
- ③ **食品安全問題** 遺伝子組み換え技術の表示改定は2023年4月から完全実施されます。ゲノム編集技術による農産物・食料の品種改良では、食品としてこの夏にも流通する見通しですが、消費者への情報提供のみで表示ルールは定められず、技術的な問題の検査が不十分なままに流通することに不安が残っています。また、食パンから発がん性が指摘されている（G2レベル）農薬のグリホサートが検出されました。2019年5月には米国カリフォルニア州ではグリホサート剤使用によってがんになった農民に2200億円の賠償を払う判決が出たとのこと。ドイツなどのように禁止すべきですが、政府は規制緩和をしている状況です。特に子供への影響などは取り返しがつかないと指摘されています。
- ④ **食品ロス問題** 議員立法で2019年5月に食品ロス削減推進法が成立し10月施行されました。政府や自治体は具体的な計画の作成に努めることとなりますが、企業や消費者に削減の取り組みを促すだけでなく、罰則がありません。
- ⑤ **種苗法の改正・種子法問題** グローバル企業へ主要作物（穀物）の品種改良技術移転を図るため、種苗法の改正・種子法の廃止が強行されましたが、種子法復活を図るとともに、都道府県レベルで主要作物の趣旨を守る条例制定がすすめられています。この動きを広げていくことが重要です。
- ⑥ **水道民営化問題** 改正水道法は2018年12月に成立し、コストダウンになるとの理由の「民営化」は生活にとって一番重要な「水」を「営利目的の経営」にゆだねることで、水質、価格が不安定な状態になると恐れられ、浜松市で導入が却られました。多くの疑問が半明し保留になりました。世界的にはむしろ「公営化」に戻す傾向で、今の安倍政権と大塚維新の動きは逆行し、大阪での水道事業の民営化が進められています。
- ⑦ **ゴミ処理事業問題** いくつかの自治体では民間委託化、有料化が進められていますが、このやり方ではゴミ

や廃棄物を減らす動きになりにくいものです。

8. プラスチック問題 根本的な解決を

- ・河川や海洋の汚染問題では、マイクロプラスチックによる生物・人体への影響の可能性などが重要な問題となってきました。汚染問題ではまだ調査すべき課題もありますが、まず汚染物を取り除くこと、並行して、プラスチックの使用量を減らす、製造段階からの見直しなど、今後緊急の取り組みが必要です。
- ・日本でリサイクル率が86%と高いと言われていますが、その内サーマルリサイクル（ごみを焼却し熱エネルギーを得ること）が58%の比率で、新たな資源や製品が生まれるのではなく、世界的にはリサイクルとは認められていません。使い捨てのプラスチックは、開発・製造段階で規制し削減すべきです。そして4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の行動をさらに進め、廃棄量を削減していくことが重要です。今年7月からレジ袋が有料化されますが、それで解決できる問題ではありません。使い捨てのプラスチックを廃止することが必要です。身近なところから始めるとともに、根本的な解決を求めることが必要です。
- ・政府の大量生産大量消費という下での「資源循環型社会形成」という現在の施策は、PETボトルの生産量増大で分かるようにむしろ資源を浪費する結果になっており、逆方向です。日本では回収の義務が住民や行政ですが、むしろドイツやデンマークのようにデポジット制にして、開発・製造者の企業が全責任をもって費用負担と回収を行い、代替品への転換など抜本的な見直しが必要です。

9. 持続可能な開発目標（SDGs） 実のある具体化を

多くの課題をまとめた国連提唱の17の目標と、169ターゲットからなり、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成することになっています。17の目標の内次の項目が特に私たちの運動と強く関係しています。

目標3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

目標7. 2030年までに世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。

目標11. 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

目標13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

これらの内容は、そもそも、1992年のリオサミット（国連地球サミット）の中でまとめられた「サステナブルソサイエティ」をそれ以後国連で多方面で具体化されたものであり、17の目標は相互に関連しており、それを包括的解決することが本当の意味で解決に向かうと言われてしています。

この2015年に日本政府も採用し、「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置して一応体制が計画・毎年の推進点検などが行われていますが、形だけのように見えます。経団連や企業、大学、生協、民主団体などもそれぞれ取り組み、地方自治体においても同時並行で取り組みが始まっています。大阪府は「大阪万博がSDGsの達成に貢献する」といっていますが、カジノを推進する現在の安倍政権や大阪の維新によるやり方は、SDGsから外れているのではないのでしょうか。企業や行政の取り組みは「SDGs」の理念に適合しているのか、検討し提言していくことが求められます。

10. “最悪の公害”である、原発事故を再び起こさないために：全原発停止を、

- ・東電福島原発事故の実態・真相も解明されず、「世界最高水準」ではない規制基準（ベント不備や避難計画不十分なまま）での再稼働は止めさせる必要があります。過酷事故は日本で二度と発生させてはなりません。2020年後半には、テロ対策工事の遅れのため稼働1基のみとなり、1基運転が約4カ月とのことですが、原発はなくても電力は足りており、全原発を廃炉すべきです。地震国・火山国の日本、さらに被爆国である日本での原発は廃炉・撤去が必要です。
- ・放射能汚染された廃棄物の処理や、汚染水、汚染土の処理方法も問題です。汚染水は、東電福島の中のタンクに約100万トン保管され、もうスペースがないので、その処理方法が提案され「海洋に放流する」という方法ですが、世界の海洋がこれまでになく汚染されます。「汚染土」の処理もおなじで、保管先の大熊・双葉両町の間接貯蔵施設に2021年度までに1400万立方メートル（東京ドーム11個分）を搬入する計画ですが、「30年以内に県外で最終処分する」という政府方針は、8000Bq/kg以下のものを、一般道路材料などに使用するという案であり、これも全国に汚染物を広げるといった重大な問題です。原発の高濃度放射性廃棄物（=核のゴミ）については、「科学特性マップ」があ

りますが、中身がずさんで、何万年も管理が必要であり、後世への“負の遺産”を絶対認めることはできません

- ・アベノミクスの重要な内容の原発輸出は、全輸出案が不可能になり、経済的にもコストが合わないことが明白になりました。核拡散・核兵器につながる恐れのある国への原発輸出はもちろん、すべての原発輸出はやめるべきです。一兆円以上の費用もかけて廃炉になった高速増殖炉「もんじゅ」の教訓もあいまいにして、高速炉の実証炉を計画し、来年度予算にも開発費を計上していることは許されません。計画を中止すべきです。
- ・大阪の各自治体も原発の再稼働に反対すべきです。特に大阪市は関西電力筆頭株主として、関西電力に原発再稼働の中止を本腰入れて求めるべきです。
- ・関電の「原発マネー還流」問題では、原発再稼働を推進する会社幹部の本当に驚くべき「モラル低下」であり、原発を再稼働させるために「なりふり構わない」地元対策をしていることが露見されました。このような「原発ムラ」の人には「原発再稼働」を言う資格はありません。まずは正確に事実を解明して公表すべきです。
- ・大阪市長が発言し、大阪知事も同調している「汚染水を大阪湾へ放流」の主張は、「自然レベル以下であれば」「科学的に問題ないと政府がいうなら」との条件を付けているが、いずれも「間違った認識」であり、たとえ「個人の立場での発言」であっても、自然資源の豊富な瀬戸内海面した大阪府民としては受け入れられません。即時撤回すべきです。

1 1. 自然エネルギーの推進 省エネ・低エネ社会にむけて

- ・エネルギー基本計画は、今後のエネルギー構成の中で原発や火力発電、自然エネルギーをどう位置づけるかを示す重要な指針になるものです。パリ協定の実施に合わせて、再生可能エネルギー100%を目指した基本計画への抜本的な見直しが必要です。
- ・市民共同発電所は全国ですでに1000ヵ所以上になりました。省エネも重要です。また、電気の契約先については、原発に頼らない電力会社を選択することを広めていくことも重要です。
- ・原発は、最も発電コストが高く、最もリスクが大きく、廃棄物処理の目途は全く立っていません。原発・化石燃料依存が続けば日本経済は停滞するのみです。
- ・「大規模集中・独占・トップダウン型」のエネルギー産業社会は、非民主的で不公平で脆弱で非効率的です。再エネ、エネ効率化、IoT技術などを活用して、自立した個人や地域を主体とするボトムアップ型、地域分散型のエネルギー産業社会への転換を目指すべきです。

1 2. おわりに 戦争拡大の動きに反対します

- ・日本国憲法9条を変えることを主眼とした「改憲」の動きが依然として現実的です。戦争は最大の環境破壊であり、また公害環境分野でも、現行憲法の民主主義・国民主権が根底的に重要で大切なものであり、どの世論調査をみても国民の願いは、安倍政権の進む道とは全く逆であり、これらの改憲・改悪には断固として反対していく必要があります。
- ・安倍政権が、「有志連合」に事実上応える形での中東沖へ自衛隊派兵していることは、中東の緊張関係が激化しているもとの、自衛隊派兵を撤回することは非常に危険です。いま重要なことは、日本国憲法を生かした外交交渉です。
- ・環境・公害運動の源泉は、憲法に保障された健康に生きる権利の擁護です。しかし、安倍政権・自民党の改憲案の根底には、「権力を抑える憲法（立憲主義）でなく、国民に義務を課す憲法」という思想が横たわっています。「環境権」などという言葉が入っても、「国民が健康に生きる権利を国がまもる」を曖昧にする危険があります。環境権は、現憲法の13条と25条の下で、法律を作るだけで、実現可能です。

プラスチックごみが私たちに提起する問題

全大阪消費者団体連絡会 飯田秀男

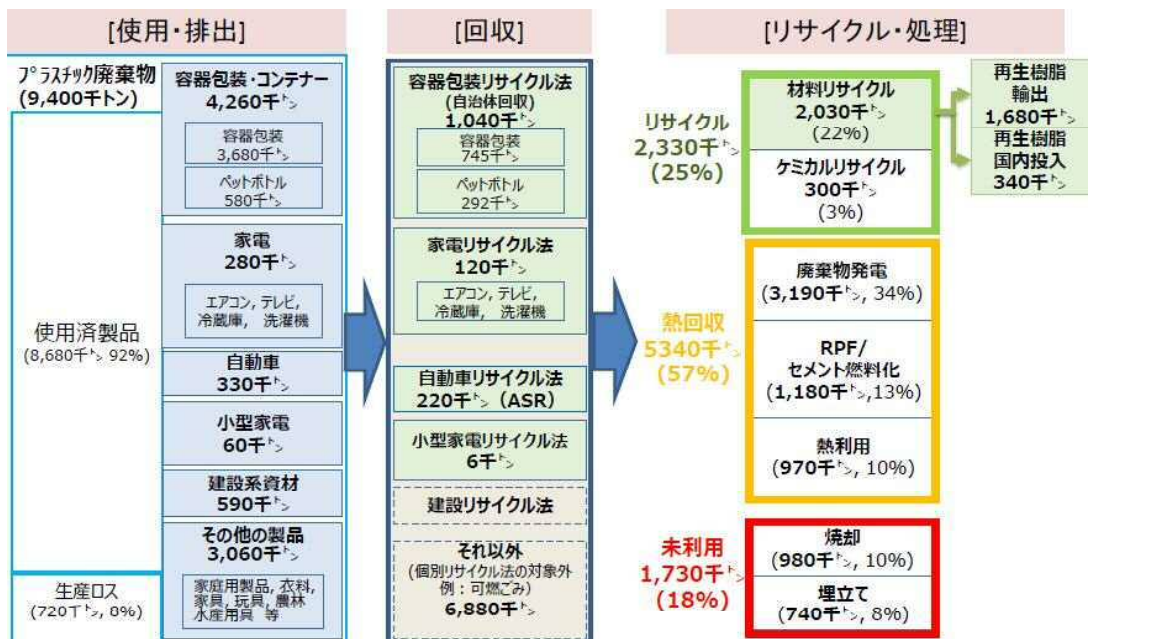
生活のあり方を問うプラスチック問題

私たちの生活環境にはプラスチック製品が溢れており、それなしには日常生活が成り立たないほどの利便性をもっています。プラスチックは、金属類と比較して軽く、加工性に優れ、大量生産が可能で、摩耗・腐食しにくいという長所がある一方、一般に熱に弱く、燃えやすく、紫外線に弱く、屋外では劣化が早いなどの欠点があります。プラスチックは、石油の精製過程で得られるナフサを原料に製造されます。そのため、プラスチックを使い続けることは化石燃料に依存する社会の継続と密接な関係にあります。現在、石油生産量の4%がプラスチックの原材料になると言われています。

近年、環境中に放出されたプラスチックがさまざまな悪影響を及ぼしていることがわかってきました。河川から海洋中にごみとして漂流し、そこで破損・分解されたプラスチックを餌と間違え、あるいは餌と一緒に海洋生物が体内に取り込み、死亡する事例が各地で報告されています。また、プラスチック製品が含有していた添加剤や海洋中の有害物質を吸着したマイクロプラスチックを海洋生物が取り込むことによってその生態系に悪影響を及ぼす研究例が発表され、食物連鎖による人間への健康影響に関する懸念が報告されています。

こうした状況により、プラスチックに係る問題は以下のように整理することができます。①現代社会におけるプラスチックの使用・生産抑制をどう進めるか、②プラスチック製品を環境中に放出しない適切な管理の徹底をどう進めるか、③現に環境中に放出されたプラスチックごみをどう処理するか、④プラスチック製品の代替品の開発をどう進めるか、⑤マイクロプラスチックの環境影響等の究明など多岐にわたる調査・研究をどう進めるかです。以下に、いくつかの具体的な問題についてみていきます。

図1：日本のプラスチックのマテリアルフロー（2013年）



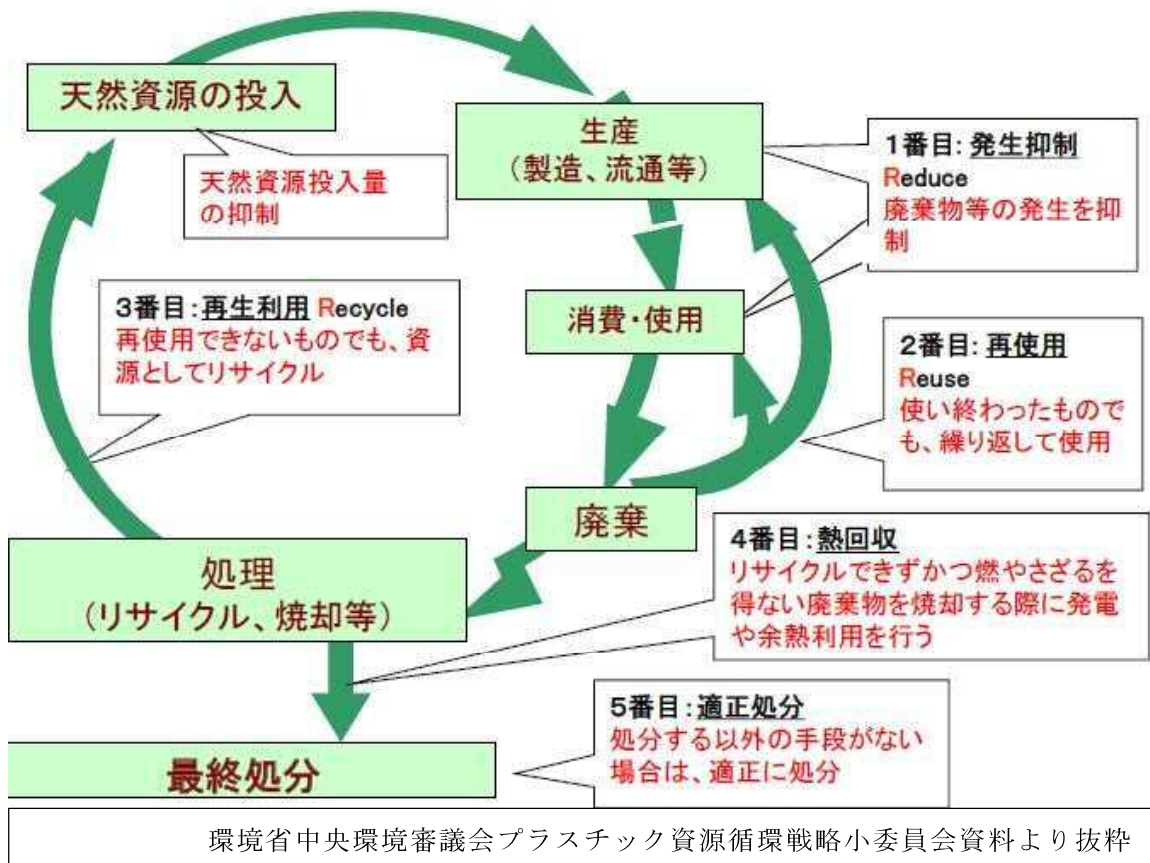
出所：「マテリアルリサイクルによる天然資源消費量と環境負荷の削減に向けて（2016年5月環境省）」

熱回収に偏る日本のプラスチック処理

図1は、日本のプラスチックの材料フロー図（2013年）です。廃棄総量は940万トン。製品化された868万トンのうちの排出量は、容器包装368万トン、ペットボトルは58万トン。うち回収されたのは容器包装で74.5万トン（回収率20%）、ペットボトルで29.2万トン（同50%）。回収されたプラスチック826.6万トンの処理では、リサイクルが233万トン（構成比25%）、熱回収534万トン（同57%）、未利用173万トン（同18%）となっています。こうした日本の処理の特徴は以下のように整理できます。①いくつかのリサイクル法によって回収システムがあるが、それほど回収率が高いわけではないこと、②回収したプラスチックのうち、リサイクルができていないのは25%にすぎないこと、③しかもリサイクル233万トンのうち、168万トンは輸出となっていること、④57%を熱回収と称して焼却していること、⑤熱回収していない焼却を含めると焼却率は67%となることです。

まず、私たちが考えなければならないことは、①プラスチック製品そのものを削減する使用・発生抑制を実現する社会を創ること、②環境汚染や温室効果ガス削減を図るために、使い捨てプラスチックの使用削減、再利用・リサイクル、再生利用をすすめることによって廃棄総量を減らすことです。（図2参照）日本の課題は、廃棄物発電を口実に高い熱回収比率をさらに高くしようとしていることです。燃やすことを前提にすれば、発生抑制や使用削減、リサイクル等のインセンティブが低くなることは避けられません。焼却で問題を解決することに慣れてしまえば、温室効果ガスの削減にも逆行することになります。

図2：循環型社会の模式図



レジ袋有料化で解決しないプラスチック問題

図3は、各国のレジ袋規制です。規制の流れは加速しています。取組みは、EU 諸国だけでなく、途上国にも広がっています。レジ袋だけでなく、使い捨てプラスチック製品の使用禁止による規制が進んでいます。

日本では、昨年11月、プラスチック製買物袋の有料化のあり方等に関する省令改正案に対する意見募集が行われました。案は、「消費者のライフスタイル変革を促すべく、あらゆるプラスチック製買物袋について有料化することにより過剰な使用を抑制していく」として、「化石資源由来のワンウェイのプラスチック製の買物袋を」有料化の対象とし、「一定の環境性能が認められる、バイオマスプラスチック・紙等の再生可能資源を用いた買物袋、リユースバッグ等繰り返し使用される買物袋、海洋生分解機能が適切に発揮される買物袋への転換を推進する」としました。

しかし、そもそも有料化では問題は解決しません。使用しない社会を創ることこそ目標に掲げるべきです。また、案は「バイオマスプラスチックの配合率が一定以上（施行当初は配合率25%以上）の買物袋、厚さ50μm以上の買物袋、海洋生分解性の買物袋」を規制対象外としました。抜け道を許さない抜本的な対策にすべきです。

こうしたレジ袋の規制は、それ自体はプラスチック社会のあり方を考える契機にもなり、取組みそのものを否定するものではありません。しかし、レジ袋はプラスチック製品のほんの一部であり、プラスチック問題をレジ袋の削減・使用禁止で解決することはできないことを念頭に置いておかなければなりません。大量生産・大量廃棄社会を変えずに、プラスチック問題は解決しないのです。それを生活点におけるプラスチック製品の使用量削減だけをクローズアップさせるやり方は問題を先送りすることにしかありません。

図3：各国のレジ袋規制

黒字：発効 赤字：議会承認 強調文字：課税のうち有料化、禁止令のうち製造禁止

| | |
|--------|---|
| 課税・有料化 | 台湾、ベトナム、 中国 、 インドネシア 、イスラエル、ボツワナ、 チュニジア 、 ジンバブエ 、 フィジー 、 コロンビア 、 ベルギー 、ブルガリア、クロアチア、 チェコ 、 デンマーク 、 エストニア 、 ギリシャ 、ハンガリー、 アイルランド 、 イタリア 、 ラトビア 、 リトアニア 、 マルタ 、 オランダ 、 ポルトガル 、 ルーマニア 、 スロバキア 、 キプロス |
| 禁止令 | バングラデシュ、ブータン、 中国 、 インド 、モンゴル、スリランカ、イスラエル、 ベニン 、 ブルキナファソ 、カメルーン、カーボベルデ、 コートジボワール 、 東アフリカ 、 エリトリア 、 エチオピア 、ザンビア、ギニアビサウ、 ケニア 、 マラウイ 、モーリタニア、モーリシャス、 モロッコ 、 モザンビーク 、 ニジェール 、 ルワンダ 、 セネガル 、ソマリア、南アフリカ、 チュニジア 、ウガンダ、ジンバブエ、 マリ 、 タンザニア 、パプアニューギニア、バヌアツ、マーシャル諸島、パラオ、アンティグア・バーブーダ、コロンビア、 ハイチ 、パナマ、 ベリーズ 、イタリア、 フランス |

出所：“SINGLE-PLASTICS A Roadmap for Sustainability”、United Nations Environment Programme,2018（三菱総合研究所作成）

海洋プラスチックごみが提起する問題

回収されずに環境中に放出されたプラスチックは、河川を通じて海洋に流れます。海洋中のプラスチックは、紫外線にさらされて劣化し、細分化されて5mm以下のマイクロプラスチックになっていきます。海洋に放出されたプラスチック類を回収するには多大なコストがかかります。微細なマイクロプラスチックになれば、それだけを回収することは不可

能です。

2016年1月のダボス会議では、2050年までに海洋中に存在するプラスチックの重量が魚の重量を超過するとの試算が報告され衝撃を与えました。近年の国際会議では、海洋プラスチックごみ問題が大きく取り上げられています。図4,5は環境省中央環境審議会プラスチック資源循環戦略小委員会資料より抜粋したものです。

図4は、全国10地点の漂着ごみのモニタリング調査結果。プラスチックの漂着ごみの種類別割合を示します。

重量・容積では漁網、ローブが多くを占めますが、個数ではペットボトルが多数を占めます。これらのプラスチックが海洋中で漂流し、細分化されて海洋生物に悪影響を及ぼしています。何よりも、プラスチックごみを環境中に放出しない取組みが求められています。

図4：プラスチックの漂着ごみの種類別割合

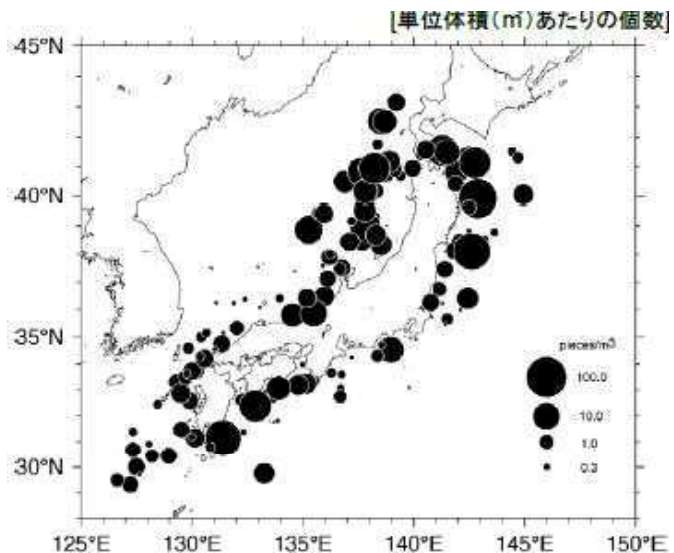
| 分類 | 重量 | 容積 | 個数 |
|------------------------------------|-------|-------|---------|
| 飲料用ボトル | 7.3% | 12.7% | 38.5% |
| その他プラボトル類 | 5.3% | 6.5% | 9.6% |
| 容器類（調味料容器、トレイ、カップ等） | 0.5% | 0.5% | 7.4% |
| ポリ袋 | 0.4% | 0.3% | 0.6% |
| カトラリー （ストロー、フォーク、スプーン、ナイフ、マドラー） | 0.5% | 0.5% | 2.7% |
| 漁網、ローブ | 41.8% | 26.2% | 10.4% |
| フイ | 10.7% | 8.9% | 11.9% |
| 発泡スチロールフイ | 4.1% | 14.9% | 3.2% |
| その他漁具 | 2.7% | 2.6% | 12.3% |
| その他プラスチック （ライター、注射器、発泡スチロール片等） | 26.7% | 26.9% | 3.3% ※3 |
| | 100% | 100% | 100% |

マイクロプラスチックの健康影響は未解明

図5は、日本の沖合海域のマイクロプラスチックの分布密度を●の大ききで示したものです。

プラスチック製品には難燃剤などの添加剤が入っています。またプラスチックは親油性を持っているために海洋中で親油性の化学物質を吸着すると言われています。その中には、残留性有機汚染物質（POPs）も含まれています。マイクロプラスチックは、魚介類が餌とするプランクトンと混在しており、それが貝類、小魚に取り込まれ、食物連鎖で海洋生物全体を汚染するしくみができ上がっています。人への健康影響が立証されているわけではありませんが、食物連鎖の頂点に立つ人への影響が懸念されます。

図5：日本の沖合海域のマイクロプラスチックの分布密度（2014～2016年度の合計値）



海洋中のプラスチックは、マイクロ化に至る前でも餌と間違えられて、海洋生物に取り込まれています。消化できないプラスチックが体内に蓄積し、やがて死をもたらす事例は世界中で報告されています。生態系のバランスにも影響が広がるかもしれません。

環境中にプラスチックを放出しない・させない対策を講じなければ、この問題は解決しません。

「廃プラ」と私たちの健康問題

廃プラ処理による公害から健康と環境を守る会代表 牧 隆三

皆さんは最近、「廃プラ問題」が世界中でおおきく取り上げられてきたことをご存知のことと思います。「廃プラ」の汚染が海の生物の細胞の中まで滲みこんできていると報じられ、これからの生物の様が大変心配になってきました。

ところで、実は、私たちが生活しているところで大変な廃プラ問題が存在しているのです。そこは大阪府寝屋川市の東部の「地域」です。私たちは過去15年以上にわたり、この「廃プラ」に大変苦しんでまいりました。

廃プラ病発生のため健康不調で自分の家に住めなくなり、市外に転居した家族、化学物質過敏症になり毎日の空気の変化に敏感に気を付けられている方、原因がわからないまま、気管支など不調に悩み続ける家族、それは十数年前から起こり始めました。

何をしても私たちの健康は、空気が一番大切です。空気だけは瞬時たりとも無くすことが出来ません。

ところが、こともあろうか、昔はきれいだったその地の空気が廃プラに汚染され、私たちの健康に今も影響を与えているのです。

その原因は、ことの「無智」からです。有限な有用物質を使い捨てにしないで元の姿に戻して何度も使おうと、リサイクルの活用が十数年前から始まったことは大変に有効なことです。ところがプラスチックに関しては、鉄やアルミ、ガラスや紙と違って、元の物質に簡単には戻れない特殊な物質だったのです。このことが専門の科学者ですら最近まで分かっていなかったのです。便利で有用なプラスチックはいろんなところにふんだんに使われてきました。そして「廃プラ」のリサイクルも当然に活用すべき格好の物質だと思われました。大阪府は、廃プラのリサイクルを採り上げて、「循環型社会の構築」に資する施設を立ち上げようとしてきました。それが四市(寝屋川市、枚方市、交野市、四條畷市)の共同施設、「かざぐるま」です。

民間ではイコール社が最初の廃プラ使用稼働会社となって平成17年春から、四市共同の「かざぐるま」は20年2月からの稼働です。

当時は「廃プラ」が市民の健康問題にかかわるかどうかは、東京杉並区のごみ集配所で起こっています。しかし、寝屋川市はこれを無視しました。そして二つの施設を中心に廃プラ病は地域周辺に定着しました。三つの裁判の判決と公調委の認定はすべて私たちの側が敗れましたが、年月が経つと科学の研究も進んでゆきます。

そして猛毒のホルモアルデヒドは二つの施設からでてくるTVOC「総揮発性有機物質」と大気や太陽の条件次第で出現することも判明してきました。新しい廃プラの研究の成果から、誤った前の判決は覆えられなければなりません。

「廃プラ」問題は、プラスチックの性質を十分に知らなかったところにありました。しかし、こういう厄介な問題を解決するには、それを解決するに必要な能力を持った科学者が選ばれて検討することが出来るシステムを備えることが必要なではありませんか。

(資料 公害環境測定研究会年報2019から転載)

寝屋川廃プラ公害の現状

長野晃・北田嘉信 (廃プラ処理による公害から健康と環境を守る会)

平成16年(2004年)、寝屋川市の東北地域の住宅街の近くに、廃プラを処理する二つの施設の計画がわかり、当時、東京の杉並区で起こった廃プラ等のごみの集配施設周辺での住民の健康被害を知った私たちは、寝屋川でも起こりうるのではと考え、専門家の意見を踏まえ、二つの施設建設に反対する住民運動を立ち上げました。以来、運動は16年目に入っています。市長や市議会に対する反対署名(それぞれ8万筆以上)、大阪地裁の仮処分、1審判決、大阪高裁への訴え、そして政府の総務省の公害対策機関である公害等調整委員会への原因裁定の申請を行いました。また、運動では、環境疫学、大気汚染、シックハウス等の専門医師、空気の流れなどについての各界の優れた科学者、医師の立証意見書の提出や村松昭夫弁護士をはじめとする強力な弁護団による弁護活動にかかわらず、二つの施設から排出される有害化学物質の存在は認めるものの、私たちの訴える健康被害は認められず平成26年(2014年)に終結しました。

しかしながら、健康被害が終わったわけではなく、平成25年10月以来、毎月一度、廃プラ外来と銘打った真鍋穰医師による診療活動(2時間)が地元の小松病院の協力で欠かさず続けられています。ちなみに、今年11月の受診の方は新しい患者を含め9名です。廃プラ病の主な症状は、目や喉の痛み、鼻水が出て止まらない、湿疹、やる気が出ない、悪臭で気分が悪くなるなどです。医師の判断によれば、ホルムアルデヒドなど化学物質によるシックハウス症候群類似の疾病であり、操業開始当時、5千名を対象とする疫学調査では、約17%の住民が症状を詠えていることが市の議会答弁でも確認されました。

こうした中、平成27年4月の一斉地方選挙で当選した北川法夫市長は廃プラ施設を推進してきた前市長と打って変わり、住民の健康被害の訴えを直接聞き、施設の一つである北河内4市(寝屋川市、枚方市、交野市、四条畷市)リサイクル施設組合(以下、施設組合)の廃止を私たちに明言し愁眉を開く思いがしました。

北川市政においては、健康部長及び健康部の保健師による健康被害の聞き取りや大阪府寝屋川保健所への報告が行われました。また、市長は「廃プラはリサイクル困難なものはゴミ発電に使う」旨を議会で答弁。また寝屋川市環境部は4市の合意を得るための行政間の話し合いを続けています。また、可燃ごみの分析や、廃プラ処理についての市民アンケートを実施(図1)。アンケート結果を見ると、現状の再商品化(リサイクル)は17.1%と少数でした。また、「その他プラ」(容器包装リサイクル法により、ペットボトルと白色トレイを除くプラスチックによる容器包装材)の焼却及びすべて焼却を合わせると70%(ゴミ発電)になり、市民意識と「守る会」の考え、行政の考えが近いことがわかりました。なお、寝屋川市の場合、焼却はゴミ発電を行っています。ちなみに、新焼却施設によるゴミ発電は5億円の発電価格であり、そのうち1億5千万円にあたる電力が市の施設で使われ、3億5千万円が関西電力に売電されています。

しかし、平成31年3月から稼働の新焼却施設は、焼却炉の容量が200t/日であり、これまでの焼却炉の容量360t/日から大きく減っており、現状では廃プラを燃やすには可燃ごみを相当減らさなければならぬことが判明しました。

こうした事態に市は、緊急事態宣言を発表し、3年間で1万トンの可燃ごみ減量の方針を発表しました。減量計画1万トンの内わけは、紙ごみ5500t(リサイクルに回す)、水切り2300t(生ごみの90%は水分であることから水切りや最近ではダンボールコンポスト=菌による生ごみの堆肥化の奨励が行われています)、食品ロスをなくす2300tです。しかしながら、この事業は行政と市民がぐるみになって行わなければうまくいきません。可燃ごみの減量は、重要な国の政策でもあり、地球温暖化対策でもあります。「守る会」は、

そうした意味からも、可燃ごみ1万トンの減量のためのキャンペーンをごみ減量に熱心な市民とともに起こったり、さまざまな提案を市に行ったりしています。昨年の地震や台風による災害ゴミの増加で思うように減量が進んでいませんが、4月に新しく市長になった広瀬慶輔市長との懇談で、広瀬市長が「北川市政の後をついでごみ対策を行う」ことを明言しており、一日も早く廃プラを燃やしゴミ発電で使えるようにすることに力を入れています。さらに特記することとして、化学物質調査を手弁当でしていただいた東大の柳沢幸雄研究室出身の環境化学の若き専門家が近畿大学に研究者として赴任、寝屋川の廃プラ問題をテーマに研究を続けられており、その成果がリトアニアで行われた国際学会で報告されたことです。

また「守る会」は、ニオイや健康被害が今も続いていること、施設組合の廃止について独自のアンケートを実施。ニオイに対する慣れや症状を訴える人が減ってはいるものの、現在もあることを明らかにしました（下記）。

廃プラ アンケート 2018. 10. サンプル総数131人に対するパーセント表示

質問①廃プラのせいと考えられる症状がありますか？

| | | |
|----|-----|------|
| ない | あった | 今もある |
| 41 | 52 | 34 |

質問②廃プラのニオイを感じたことがありますか？

| | | |
|----|----|----|
| 27 | 66 | 44 |
|----|----|----|

質問③リサイクルに適さない廃プラはごみ発電に利用するという市の方針について

| | | |
|----|----|-------|
| 賛成 | 反対 | わからない |
| 69 | 10 | 21 |

質問④4市の廃プラを集めて処理している「かざぐるま」

| | | |
|------|-------|-----|
| 無くして | 現状でよい | 無回答 |
| 93 | 2 | 5 |

質問⑤ごみ減量プロジェクト「1万トン減らそう未来のために」をご存知ですか？

| | | |
|-------|------|-----|
| 知っている | 知らない | 無回答 |
| 79 | 19 | 2 |

(コメント)

- ①健康被害やニオイを嗅いだことのない人も含め四市施設組合（かざぐるま）の廃止を望む方が93%と圧倒的でした。現状でよいという方は今回2%でした。
- ②健康不調や悪臭を感じている人が最高時より減っているものの予想したより多いことが分かりました。
- ③「かざぐるま」を廃止した後、一部を除き廃プラはごみ発電に使うことや、可燃ごみ1万トン減量の方針は知っているが、減量の実現なしには廃プラをごみ発電に使えないことを知らない方が約30%おられ、市の意向が十分浸透していないことが分かりました。
- ④今回質問していませんが、雑紙として本や雑誌もしてリサイクルできることがまだ十分知られていないことが対話で分かりました。

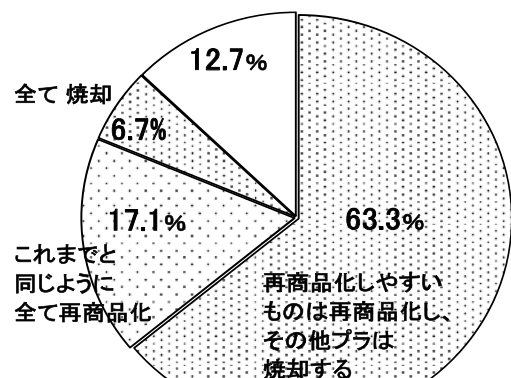


図1 市の市民アンケート2千人より

脱石炭を求める市民のたたかい 仙台・神戸・横須賀で展開される石炭訴訟

山本 元(NPO 法人 気候ネットワーク)

パリ協定下における日本のエネルギー政策の課題

気候変動の深刻化が進み、脱炭素が今世紀最大の課題となっている。国内では、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、エネルギー政策は大きく転換を迫られている。再生可能エネルギーの導入を加速させる固定価格買取制度の導入は、脱原子力、脱炭素政策を進めるうえで、重要な政策となっている。しかし、原子力、化石燃料依存という従来のエネルギー政策を抜本的に転換するまでには至っていない。とりわけ、他の火力発電と比べてCO₂排出量が多い石炭火力発電に対して、高い位置づけが維持されている。これは、パリ協定の目標達成と矛盾するものである。

2030年、脱石炭の必要性

パリ協定の1.5℃～2℃の気温上昇抑制目標の達成には、エネルギー起源CO₂の排出は2050年にはゼロにしなければならない。IPCCの1.5℃特別報告書においても、石炭火力発電はいかなるシナリオでも、ほぼ全廃とするしかないことが示されている。つまり、パリ協定の目標と整合したものとするには、脱石炭は不可避であり、新設を取りやめるだけでなく、すでに稼働中の石炭火力発電所も段階的に閉鎖する必要がある。特に日本を含む先進国においては、2030年には脱石炭を実現する必要性があるとされている。このことから、イギリスやカナダ、フランスといった国々をはじめ、脱石炭を政策的に決定する国々が出てきている。ところが日本においては、既存の100基以上の石炭火力発電所に加え、2012年以降に新設計画が相次ぎ、最大で50基が計画された。一部計画は中止となったものの、現在も各地で多数の計画が建設に入っている。特に2020年以降は、大型の発電所が続々と稼働に入る。これまで環境省は、石炭火力発電所について環境影響評価(環境アセスメント)にて厳しく対処してきたが、後述する環境アセスメントの法的枠組に限界があり、結果的に現在多数の計画が建設に入っている。

表:計画された50基の動向

| 状況 | 基数 | 設備容量 |
|-----------|-----|----------|
| 計画中止 | 13基 | 703.0万kW |
| 稼働中 | 15基 | 301.2万kW |
| 建設中 | 15基 | 866.9万kW |
| アセスメント完了 | 2基 | 130万kW |
| アセスメント実施中 | 3基 | 131.2万kW |
| 計画中 | 2基 | 200万kW |

(気候ネットワーク調べ 2020年1月)

石炭火力新設計画 なぜ止まらないのか？

火力発電所の新設にあたっては、国が定める環境影響評価法にもとづき、環境アセスメントを実施する必要がある。その際、環境大臣も意見することができ、これまで複数の計画に対して「是認できない」とする厳しい意見が述べられた。しかし、環境省は発電所の環境アセスメントにおいて、変更命令を出すことはできない。経済産業大臣が、変更命令を出すことができる。さらに、火力発電所の建設にあたっては「許可」という手続きがない。火力発電所を設置・建設するには、電気事業法と環境影響評価法に基づく環境アセス手続きを行った上で、適正に環境配慮が行われており、計画を変更する必要がないとする経済産業大臣の「確定通知」を受け取らなければならない。そして、最後に工事計画を「届出」することで

建設を開始することができる。経産大臣が、変更命令を出すことなく、確定通知を出し続けた結果、多数の計画が建設に至った。こうした政策や規制の転換を求め、法的手段の検討が行われてきた。

脱石炭を求める裁判の動き

現在、仙台(宮城県)、神戸(兵庫県)、横須賀(神奈川県)の3地域において、石炭火力発電所の建設・稼働差止めを求める民事訴訟ないし、建設を認めた国に対する行政訴訟が提起されている。いずれの訴訟においても、親子で参加する原告が含まれている。安定した気候のもと、清浄な大気のもとで暮らす権利を確立するため、自分や子どもや孫たちが暮らす環境を守るために立ち上がった。このうち神戸においては、神戸製鋼所が建設中の計画をめぐる、民事、行政の2つの訴訟で争われている。

建設・稼働差止めを求める民事訴訟

2017年12月より、神戸製鋼(コベルコパワー神戸ら)、関西電力に対して、石炭火力発電所(65万kW×2基)の建設の見直しなどを求める公害調停を兵庫県公害審査会に対して申し立てた。しかし、複数回の期日にて話し合いが行われたが、神戸製鋼側は計画を見直すことなく、着工に向けた手続きを進めた。最終的に、調停成立の見込みがないとして手続きが打ち切られた。このため、新たな法的手段として、2018年9月14日、発電所周辺に暮らす市民40人が原告となり、神戸地方裁判所に提訴した。この裁判では、神戸製鋼所とその子会社であるコベルコパワー神戸第2に対して、2基の新設石炭火力発電所の建設と稼働の差止め、関西電力に対しては、神戸製鋼らに対する発電指示の差止めを求めるものとなっている。神戸製鋼所は、電力の小売事業を行っていないことから、一般消費者に供給することができない。このため、小売事業者と供給契約を結ぶ必要がある。折しも、関西電力が火力電源の高経年化への対応として、火力電源入札を募集したことから、電力事業を多角経営の重要な柱として位置づける神戸製鋼所が応札、2015年2月に落札し30年間の受給契約を締結した。両社の結びつきは、契約上も強固であるとみられ、利害関係の一致がある。このことから共同して新設発電所を稼働するものと評価し、稼働による大気汚染物質、CO₂の共同排出行為として訴えている。

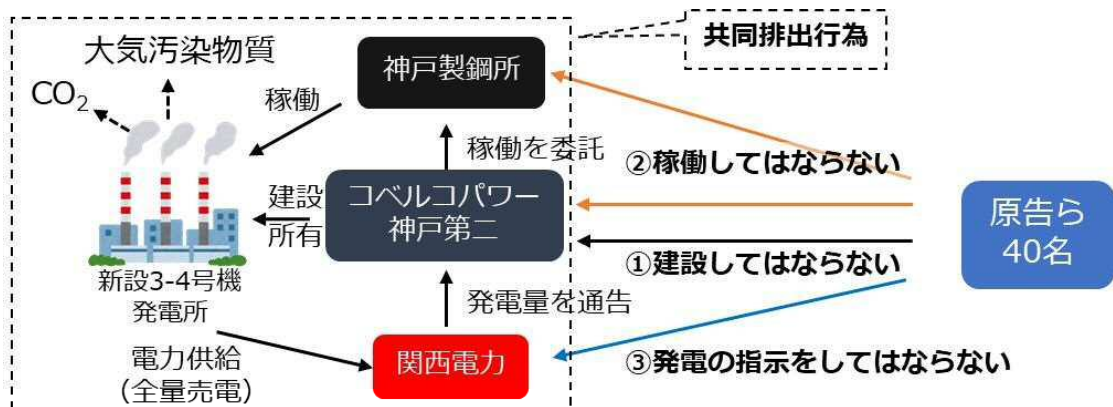


図:1 民事差止訴訟の構図

確定通知の取り消し等を求める行政訴訟

これまで説明したことからも石炭火力発電所の建設を野放図に認める国の政策、規制に不備があることは明らかである。このことから、2018年11月19日、国(経済産業省)を被告とする行政訴訟の提起に至った。行政訴訟における請求事項は2つある。1つ目に、地球温暖化への影響や、大気汚染物質の排

出が健康に及ぼす影響に関し、環境影響評価が適切になされていないにもかかわらず、評価書について変更命令を出すことなく、確定通知を出した経済産業大臣の判断が誤りであると訴えている。そして、2つ目に、CO₂の排出規制を定めていないことの違法性があると訴えている。パリ協定のもと、2030年に2013年比26%削減、2050年80%削減の目標を目指すためにCO₂排出には規制をかけなければならないところ、規制を設けないことが違法であるかどうかの確認を求めている。先に紹介した横須賀の訴訟はこれに類似した訴訟である。JERA(東京電力&中部電力)が建設中の横須賀火力発電所1・2号機に対しても提起されている。こちらは、旧式の石油火力の廃止後に60万kW×2基の石炭火力発電所を建設する計画で、環境アセスメントの簡略化を認める制度をもとに手続きが行われた。これまでよりも環境負荷が増大するにも関わらず、建設を認めたことは不当として、国(経産省)に対して違法性を問うている。

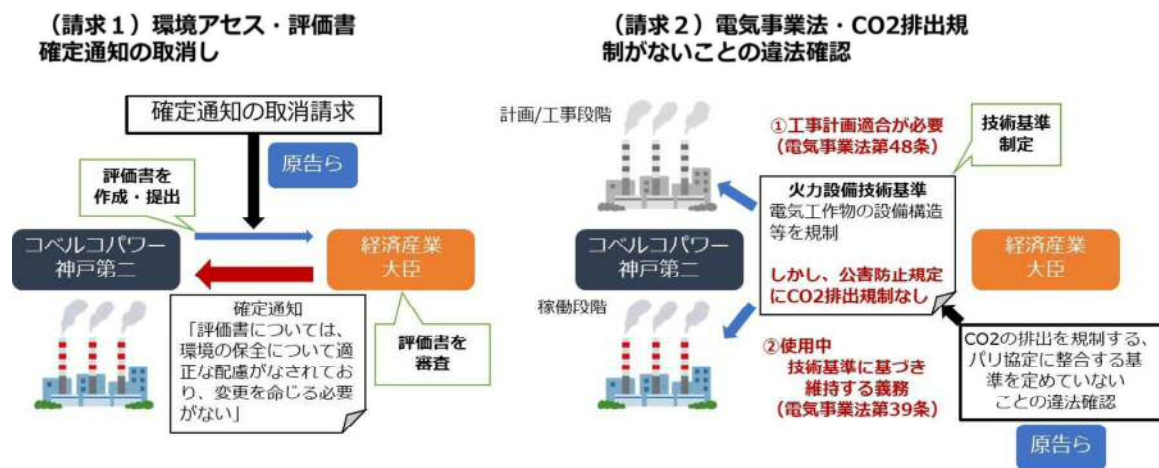


図:2 行政訴訟の構図

気候変動問題を司法に問う動き

近年、気候変動の進行による被害の深刻化を受けて、国(政府)や企業に対して、気候変動対策の強化や、温室効果ガスの排出を伴う開発や事業等の違法確認、差止めなどを求める訴訟の提起が世界各地で広がっている。こうしたものを「気候変動訴訟」と呼び、世界各国で1400件近く争われている。日本における石炭火力発電所を問う各地の石炭訴訟も、気候変動訴訟の一つである。

こうした訴訟が広がった背景には、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)に代表される気候変動の科学的知見の蓄積があげられる。人為起源の温室効果ガスの排出と気温上昇との関係性、また気温上昇と異常気象との関係性についても、研究が継続して進んでいる。加えて、パリ協定という国際ルールが発効し、各国の削減策についてもその適切性がより評価しやすくなり、国や企業の責任を迫る根拠となる知見が増えている。気候変動訴訟は、日本では始まったばかりの新しい訴訟であるが、各国の訴訟事例も参考にしながら、脱石炭、脱炭素の道を切り拓きたい。

各地の訴訟をご支援ください

各地の訴訟状況については、HPやニュースレターを発行し、情報発信を行っています。神戸と横須賀の訴訟では、それぞれ訴訟サポーターを募集しています。そして、ぜひ裁判の傍聴にお越しください。原告・弁護団と一緒に裁判をたたかきましょう。傍聴席でお会いできることを楽しみにしています。(各地のHP)

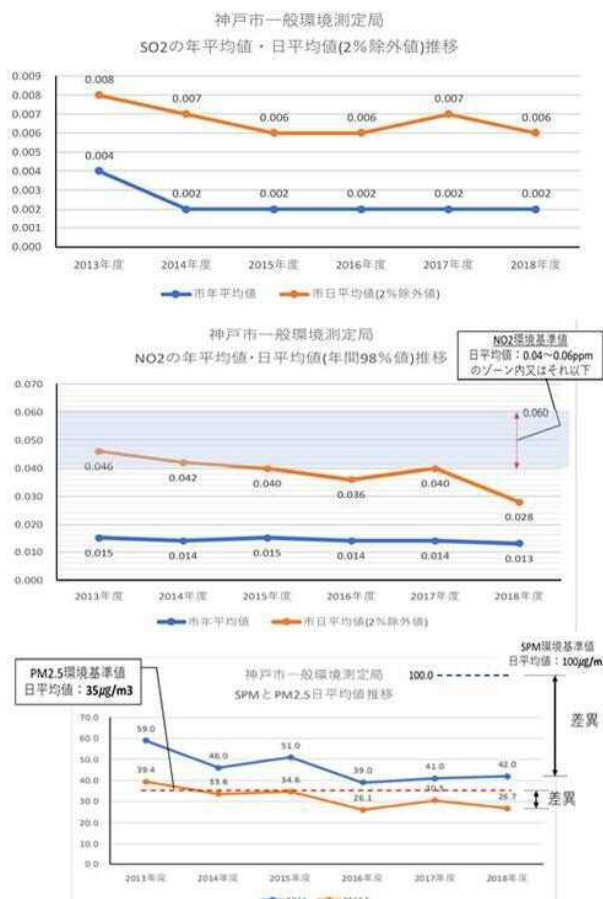
仙台パワーステーション操業差止訴訟 <https://stopsendaips.jp/>

神戸石炭訴訟 <https://kobeclimatecase.jp/> 横須賀石炭訴訟 <https://yokosukaclimatecase.jp/>

1. 平成30年度大気環境監視結果の発表

神戸市は本年7月31日「平成30年度神戸市の大気質・水質・騒音・公害苦情処理等の状況」で、大気環境の状況について「平成30(2018)年度は、一般環境大気測定局15局、自動車排出ガス測定局5局で測定を実施し、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質(PM2.5)については全局で環境基準を達成した。」と発表した。しかし、この改善に至った理由を神戸市は明らかにしていない。

これまでの汚染物質濃度推移を次図に示す。

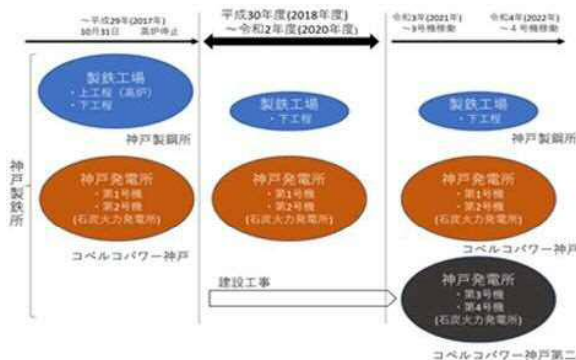


2. 平成30年度大気環境監視結果の持つ意味

神戸製鋼所は神戸製鉄所の高炉の稼働を平成29(2017)年10月31日、約60年にわたる役目を終え、停止した。このたびの平成30(2018)年度の監視結果の発表は、市民にとって60年ぶりに高炉からの汚染物質の排出がない大気環境を享受した年度となり、その寄与が幾ばくのものであったかを「見える化」した年度となった。

3. 神戸製鉄所における施設の稼働 これまでとこれから

神戸製鉄所における施設について高炉の停止とこれから増設する石炭火力発電所を視野に入れたとき、そのイメージは次図のとおりである。



高炉の停止によりいったん大気環境の改善が図られたにもかかわらず、近い将来の巨大火力発電所の増設により、わずか「3年」でまた悪化の道を辿ることが予定されている。

4. 平成30年度実績排出量と新協定値の問題性

11月1日、神戸市から環境保全協定に基づく協定締結各社の平成30(2018)年度環境保全報告書が公開された。神戸製鉄所の高炉停止後の当該年度実績排出量も明らかとなり、このデータを併せた推移と新協定値との比較を次図に示した。



年度通じて高炉が稼働された2016年度、半年稼働の2017年度に比較し2018年度は大幅な減となり環境濃度への影響を認めることができる。

また2018年度から適用となった新協定値との差異も大きい。さらなる改善を求めるといふ協定の趣旨から乖離した当協定の実態も明らかとした。大気環境は神戸製鋼所のものでなく、市民のものであること改めて追求しなければならない。

アスベスト被害を食い止めるために

伊藤泰司 大阪アスベスト対策センター

肺がんの2割近くがアスベスト起因

全国民医連が900人の肺がん患者の胸部写真とCT画像を、50人の医師たちが集団で診断し、2割近くが、アスベスト起因である可能性があると発表しました。画像だけでなく、解剖ができていればその比率はもっと高いだろうといわれています。

IARC (WHO 附属国際がん研究所) は、肺がんや中皮腫だけでなく、卵巣がん、喉頭がんはアスベストによる発がんが認められるとし、大腸がんや胃がん咽頭がんなどは、アスベストによる発がんがおそらくあるものとしています。

私たちの健康にとって世界中どこにでも大量にある(残っている)アスベストは極めて大きな影響をもっているといわなければなりません。

これからのアスベスト被害を食い止める

現在日本には1000万トン使用されたアスベストの6割近くが建物の建材として残っています。古くなった建物の改修や解体、台風や豪雨、地震の被害のたびに建材のアスベストが露呈し、ガレキとされてアスベスト粉塵をまき散らします。

これからのアスベスト被害を食い止めるためには以下が重要です。

- ① 建設アスベスト訴訟で必ず勝利すること。今闘われている建設アスベスト訴訟は、アスベスト建材を大量につくり販売し、使用させた建材メーカーと、使用を認可し、使用を推奨してきた国の責任を認めさせるものです。この訴訟の勝利が大きな足場となります。
- ② 欧米に比べて30年遅れている政府のアスベスト対策を変えること。
- ③ 自治体が知識と技術を高めて、住民とともに被害防止の仕事ができるよう成長してもらうこと。
- ④ 住民自身が、アスベストに対する知識を高め、自らの家を含め安全な除去のために活動していくことです。

建設アスベスト訴訟は今年が正念場

全国6か所で901名の被害者が裁判を起こし、これまで6地裁、5高裁の判決が出されています。いま、最高裁に5高裁判決(いずれも勝訴判決)が上がっています。

内容はまだまだ不十分なところもありますが、判決を重ねるたびに、国の違法期間が長くなり、「一人親方」を含め、救済される人たちが拡大しています。

また全国で2陣訴訟もたたかわれており、この勝利を勝ち取るべく支援をの運動を一層大きなものにするのは、最高裁に対しても大きな圧力を与えることとなります。

今年から来年にかけて最高裁での判断が下されるものと考えられいよいよ正念場を迎えます。建設アスベスト署名や傍聴行動への協力を進めましょう。

2月28日は関西建設アスベスト訴訟勝利集会(6時半 エル大阪)も重要です。

政府のアスベスト規制は益々遅れてきた

通常国会での成立をめどに、労働安全衛生法に基づく「石綿障害予防規則」と、大気汚染防止法のうちアスベスト規制について改定が予定され、「専門家委員会」などの検討が進められてきました。現在それぞれの間報告的なものが発表されていますがその内容を調べれば調べるほど落胆させられるものになっています。

例えば韓国はここ数年、欧米並みの規制強化が図られ日本の制度とはレベルの違うものとなってきまし

たし、シンガポールなどでもレベルの高い工事が義務化されています。作業時の測定義務などではフィリピンの方がずっと進んだものとなっています。

レベル3建材（吹付けなどでなく板状など固められているもの）の除去も、やっ和大防法の規制対象となろうとしています。しかし届け出は都道府県の判断によるとしています。

事前調査の届け出のために、一定の資格者による検査を検討していますが、アンチョコ資格をつくるなど穴だらけの規制です。

アスベスト除去がちゃんと行われたかどうかについて議論されるようになってきましたが、イギリスや韓国のように、第三者の専門家による検査ではなく、業者の仲間内の、アンチョコ資格者でもよいというスタンスです。

国が、国民の安全・健康をどう見ているのかということが問われています。

自治体への機敏な、粘り強い運動を

アスベストの飛散防止のために法律は、「建築基準法」、「建設リサイクル法」（主管国交省）、「大気汚染防止法」、「廃棄物及び清掃に関する法律」（主管環境省）などがあります。労働行政の規制は労働局・労基署という国の機関による業務となっていますが、それ以外は、すべて自治体の委託業務です。

自治体職員は人手不足でもあり、十分な知識と経験を積んでいるとは思えません。

まず、お近くで工事をみたら、当該自治体の「環境部」「環境課」などに電話をしてください。住民からの指摘や問い合わせは重要な契機になります。

大阪アスベスト対策センターは、府下自治体に情報を知らせ、意見交換の場をもっています。その眼目は、「法律を守ってとりくむ」のではダメで、住民の安全を守るためには一層高度な知識と技術をもつことが大事であることを知ってもらうことです。

住民自身の知識と経験を積もう

世界はアスベストそのものをゼロにする方向に動いているときに、国はソップを向いています。自治体はまだまだ頼りになる存在ではありません。

私たち自身が知識を深め、自治体と一緒にアスベストの危険を取り除くための活動を進めることです。

私たちの家には、2006年以前の建物ならほとんど例外なく、一戸建てでも、集合住宅でもアスベスト含有建材が使われています。

あなたの家に放射性廃棄物があるとわかれば大騒ぎするでしょう。そんなことはほとんどあり得ませんが、アスベストはあるのです。

どこにもあるアスベストをまず確認し、よく知り、隣近所にも広げていきましょう。

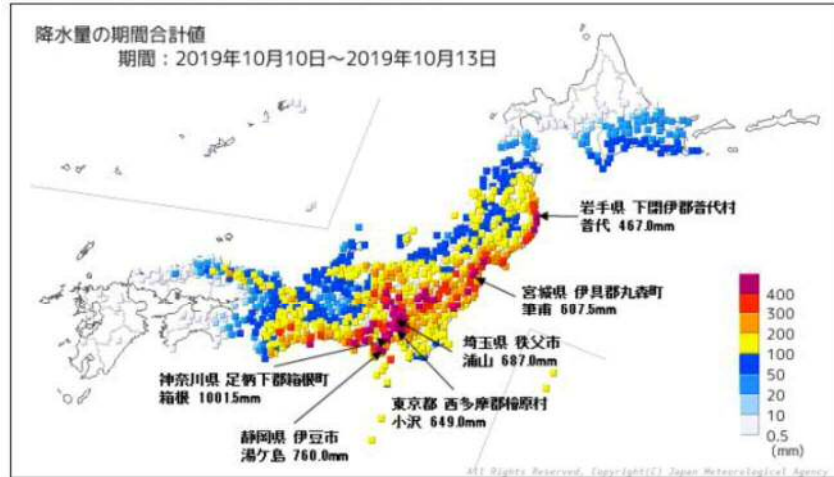
「台風19号災害」

建設政策研究所 関西支所 副理事長 日朝洋明

1. 台風19号災害の概要

2019年10月10日～13日にかけて台風19号は中国地方から北海道の広範囲に雨を降らした。箱根では3日間で累加降水量1000mmを越え、7県71河川140箇所河川堤防が決壊、16都県301河川で氾濫した。被害は死亡13都県99人（災害関連死含む）、行方不明3人、避難者はピーク時約24万人。住宅被害は全半壊17都県3万2,036棟、一部損壊31都道府県3万1,735棟、床上浸水18都県7,776棟、床下浸水20都県2万2,592棟（消防庁1月10日現在）。また、北陸新幹線の車両基地が堤防決壊で浸水。

期間降水量分布図(10月10日0時～10月13日24時)



(気象庁HPより)

2. 主な被害

1) 堤防決壊

長時間の降雨により河川が増水し広範囲で堤防が決壊し、その約8割が合流部付近だった。西日本豪雨で問題となった「バックウォーター現象」が起き、宮城県丸森町では阿武隈川本川の国管理区間は持ちこたえたが、合流点から上流の県管理の3支流で18箇所堤防決壊した。

2) 都市部での溢水被害

多摩川左岸、東京都世田谷区二子玉川駅周辺は風光明媚な場所で、昔は料亭や宿屋があったため目の前に堤防が築かれるのを嫌い堤防は100年前に黄色実線部に築かれた（写真に図示）。

しかし近年住居が多く、写真の黄色点線の位置に地元合意を取りながら築堤工事を実施中であった。今回、上流部の写真のような築堤未施工部で溢水氾濫し、マンション地下階のクリニックが浸水した（次頁右写真）。



多摩川 10月13日洪水後の多摩川の状況（朝日新聞HPより）に説明を追加

3) 内水被害（タワーマンションでの水害）

多摩川右岸、神奈川県川崎市武蔵小杉駅周辺では多摩川へ雨水を流す排水管が逆流し武蔵小杉駅周辺が110ha浸水した。川崎市は樋門ゲート操作を謝罪したが検証が必要である。武蔵小杉駅周辺はタワーマンションが多く、今回地下の電気設備が浸水し10日間エレベーターが止まった。今回のタワーマンション住民は市に対して恒久的な浸水対策を求めている。



多摩川左岸 二子玉川駅上流部
中) 大型土嚢が仮置きされている
右) 地下階クリニックの被災



上) 都市部での地下駐車場

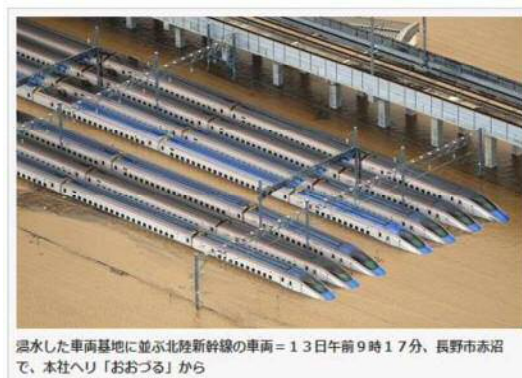
右) 武蔵小杉駅前のタワーマンション

11/3 現地調査時にはどこまで浸水があったかは分からず



4) 浸水想定区域内で浸水被害

千曲川の決壊により北陸新幹線長野新幹線車両センターが浸水し車両120両が水没した。現在のハザードマップでは10m以上の浸水区域となっているが、1997年建設当時は洪水実績資料により対策として2m盛土していた模様。過去の水害を一定考慮しての利用だが、新たに公表されたハザードマップ



浸水した車両基地に並ぶ北陸新幹線の車両は13日午前9時17分、長野市赤沼で、本社へ「おおづる」から



左) 北陸新幹線長野新幹線車両センターの水没

右) 現在のハザードマップと車両センターの関係 (東京新聞HPより)

を活用した防災対策は検討されてなかった。

3. これからの課題

1) 堤防補強工事

今回バックウォーター現象により河川合流地点の上部で被害が多かった。

特に県の管理区間は重点的に事業費がついてない可能性があり、堤防は長時間の満水が続くと弱い
ため、合流点より上流の補強工事を進めていく必要がある。また、今回越流決壊が多かったことか
ら、越流が想定される区間については簡単に決壊しない3面張（表裏全面護岸＋堤防天端舗装）に
していく必要がある。

2) 土地利用を地域住民と考える

都市部は人口が密集しており用地買収を伴う築堤工事は対象者が多く簡単に進まない。まずは浸水
想定区域図などを周知し地元住民の協力により地域全体で無堤地区の解消や土地利用方法について
考える必要がある。集合住宅などの耐水対策（電気施設を上げるなど）が必要であり、今後対策が
進むよう公的助成などが必要である。

3) ハザードマップ（浸水想定区域図）を活用した防災訓練の実施

浸水想定区域図を公表しているが被害が発生している。防災訓練や防災対策に活用し、課題を事前
に解消しておく必要がある。

4) 防災体制の検証

今回、国管理河川で氾濫発生後すぐに『氾濫発生情報』が出なかった。同時に複数箇
所が氾濫したため確認が遅れたたようだが再発防止策が必要である。しかし、国の職
員不足は特に現場でおきており、あらためて国や自治体の防災体制の検証と対策が必
要である。

5) 水位情報・避難情報

水位周知未指定河川がまだまだ多い。気象庁の「危険度分布」を活用する動きも広が
っており、避難行動に役立つ情報機器の整備は早期に実施する必要がある。

6) 洪水被害に強い住宅へ誘導

浸水しても生活の復旧が早くなるように住宅嵩上げや居住空間を上へあげることに改修補助金を出
すことなども今後検討していく必要がある。

7) ダムの放流について

ダムを最大限活用するために事前放流の必要性が議論されているが、既存のダムを活用し治水対策
を行うには、ダムの放流ルールや利水ダムを活用するにはどんなことが必要か行政と住民が情報共
有することが重要である。

<最後に>

台風19号災害は広範囲で未だに収束していない。災害が広範囲のためボランティアだけでは復旧が終
わらない状況である。自助と共助には限界があり、今後いっそう国や自治体の公助が必要である。防災は
災害時の教訓の積み重ねであり、2度繰り返さない対策が必要である。今後も災害に強い街づくりを住民
と行政が一緒に考えていきたいと思う。

タンデム自転車のもつ可能性

だれもが自由に移動できるように

鎗山善理子（あおぞら財団／大阪でタンデム自転車を楽しむ会）

1. 2人乗りの自転車「タンデム自転車」

- ・2018年の公害・環境デーの原稿でも紹介させていただいた2人乗り自転車である「タンデム自転車」について、その後の状況や活動も含めてご報告します。
- ・タンデム自転車は、座席やペダルが2つずつ縦に並んで設置された自転車で、複数人で乗車することができます。ハンドルやブレーキは前の席の人が操縦しますので、後ろの席なら、視覚障害者、知的障害者、足腰の弱い人も自転車に乗ることができます。



後ろの席が筆者。背景に見えるのは琵琶湖です。
2018年に滋賀県で公道走行が可能になったのを記念して、「大阪でタンデム自転車を楽しむ会」でタンデム自転車ツアーを実施しました。（2018年6月）

- ・つまり、今まで自転車をこいで移動することができなかった人が、自転車で移動ができるという、画期的な乗り物なのですが、日本国内では、各都道府県の道路交通規則によって、公道を走れるところと、そうでないところがあります。うれしいことに、走行できる都道府県は、年々増えてきています。大阪では2016年から公道走行ができるようになりました。2018年公害・環境デー資料集では、「16府県の公道で走れる」とご紹介しましたが、この2年でその数は一気に増え、いまや26府県での走行が可能です。それだけ、ニーズがあるということ、また、社会的にも認知と理解が広がってきていることの表れかと思います。ただ、一方では、オリンピック・パラリンピックの開催地である、東京都では、交通規則の改正がまだされておらず、公道を走行することができません。

2. 放課後等デイサービスで障がい児の送迎にタンデム自転車を活用

- ・もともと、私たち「大阪でタンデム自転車を楽しむ会」（事務局：あおぞら財団）では、視覚に障がいのある人たちとともに活動をスタートさせましたが、利用者の幅はさらに広がってきています。大阪市生野区にある放課後等デイサービス「じゃがいもくらぶ」では、障がいをもつ子どもたちの送迎やリクリエーションに自動車ではなく、タンデム自転車を活用しています（注1）。放課後等デイサービスとは、障がいのある学齢期の児童が学校の授業終了後や学校



じゃがいもくらぶの送迎のようす

のお休みの日に通うことのできる福祉サービスです。「じゃがいもくらぶ」には、視覚障がい、知的障がい、発達障がい、身体障がいなどのある小学生から高校生まで約20人が通っています。

- ・タンデム自転車を購入するために、古紙・アルミ缶回収をおこなったり、地域の人たちから資金援助をもらったそうです。「車だと、ハコからハコの移動となり、自分の地域がわからなくなってしまう。自分の地域を知ってほしい」との思いから、タンデム自転車を移動の手段に取り入れました。「(タンデム自転車という) 選択肢が一つ増えることで生活がこんなに豊かになるなんて」と「じゃがいもくらぶ」のスタッフは言います。

3. 障がい児向け自転車教室・サイクリング

- ・2018年からは奈良西養護学校とのプロジェクトをスタートさせました。授業の中で自転車教室を開催し、その実践を『障がい児の自転車利用の手引き～地域で障がい児と自転車生活を始めたい人へ～』にまとめました(注2)。ここで使用するのは、ペダルのない1人乗り自転車やタンデム自転車、車いす付きタンデム自転車です。子どもたちの特性に応じてツールを選びます。



- ・また、はじめたばかりのプロジェクトですが、自転車に乗ることによってもたらされる効果は、身体や運動能力の向上だけでなく、他者とのコミュニケーション能力や社会性、積極性を身につけていくことにつながっていくのではないかと、子どもたちの表情や行動の変化からは、そんなことが感じられます。

奈良西養護学校のグラウンドにて

- ・大気汚染公害によって被害を受けた地、大阪市・西淀川区を拠点に地域再生の活動をする「あおぞら財団」では、自転車をいかしたまちづくりに取り組んでいます。最近では、未就学児を対象とした自転車教室にも力を入れています(注3)。単に交通ルールを伝えるだけではなく、自転車の楽しさ、自転車を通じてのコミュニケーションを学ぶことを重視しています。



未就学児を対象にした自転車教室

- ・また、今後ますます高齢化する社会において、個々人の移動をいかに確保するか、パーソナルモビリティのあり方が注目されています。タンデム自転車という乗り物を通じて、つながった人たち、見えてきた社会。この活動が一人一人の移動の自由、安全・安心の暮らしの確保の支援になれば、と思います。

注1) あおぞら財団機関紙「りべら」148号(2018年6月発行)

注2) 公益財団法人国際交通安全学会の調査研究プロジェクト。2019年3月発行

注3) この活動に特化した法人として、2018年11月に「一般財団法人市民自転車学校プロジェクト(CCSP)」を設立(事務局:あおぞら財団)。

2019年10月10日

大阪維新の会代表松井大阪市長及び吉村大阪府知事による「福島原発の処理水を大阪湾に放出する」旨の発言に断固抗議し直ちに撤回を求めます。

大阪から公害をなくす会
会長 金谷邦夫

マスコミ報道によると、日本維新の会代表の松井一郎大阪市長が、17日、「東京電力福島第1原子力発電所の有害放射性物質除去処理水を大阪湾の海洋放出する考えを示した」と報道され、吉村洋文大阪府知事も同意見と表明されました。発言内容では、「自然界レベルを下回っているのであれば」「科学的に問題なければ」「国が問題ないといえれば」などの条件を付けているので問題ないように聞こえます。しかし、この判断には多くの問題があり、私たち大阪から公害をなくす会としては、とうてい受け入れることができません。

私たちは、大阪の大気環境の改善をはじめ、瀬戸内海の富栄養化や底質汚染などの環境保全・改善、漁場を護る運動への支援、さらには、異常気象・地震での港湾防災強化などに長年取り組んできました。今回の発言は、「安全で安心な大阪へ」の府民の取り組みに水を刺すものであり、全く受け入れられません。

そもそも、今回の福島原発の放射能汚染水は、すでに8年前の福島原発事故発生直後から発生し続けており、その処理方法については、東電と国をはじめ専門家により当時から調査検討されてきたものです。今回対象となっている「処理水」は、いろいろと議論されて結論が引き延ばされており、国レベルでも結論が出せずに現在に至っている問題です。

第一、「処理水」は「自然界レベル」でも「科学的に安全」でもない

東電福島第1原発で出た「汚染水」は、この放射性物質トリチウム(注1)以外に大量のヨウ素129、ストロンチウム90、ルテニウム106など多数の放射性物質が含まれており、この「汚染水」を専用浄化装置(アルプス)で浄化したものを「処理水」と呼んでいます。しかし、実は放射性物質トリチウムそのものは除去できない装置ですので、タンクに保全されている処理水には、全タンク平均でおよそ100万ベクレルリットル(以下Bq/L)という高濃度です。それを海水で薄めて放流するというが、「自然界レベル」は、1Bq/Lのレベルであり、放流濃度はその60000倍ですので全く違っていません。

また、トリチウムの現在稼働中の原発排水の基準(告示濃度限度という)についても、実は安全であるかどうかの疑いがあり、すでに原発の周辺で健康影響がでているとの海外での調査報告(注2)もあり、「科学的に安全であるとは言えない」ものです。その基準が安全であるかは今後の調査が必要な段階です。

第2.「処理水」にはトリチウム以外の放射能物質が含まれているので、「安全」とは言えない

今回の「処理水」は、原発の重大事故で発生したもので通常の原発排水ではなく、東電福島第1原発の「デブリ等にかかわる汚染水」です。放射性物質トリチウム以外にヨウ素129、ストロンチウム90、ルテニウム106など多数の放射性物質が大量に含まれているものです。これらの有害放射性物質を浄化装置で除いた水をタンクに「処理水」として保管していますが、そのタンクの「処理水」の水分析結果で「多数の有害放射性物質が基準濃度以上である水」だと判明していません(注3、4)。「東電や国が保証するなら安全」とはとても言えない状況です。それらを「再度浄化装置にかけてから排水」というが、このような東電の管理状況ではとても信用できません。

なお、厳密には稼働中の原発排水のトリチウム基準は、重大な原発事故後の「汚染処理水」の基準ではないといえます。

第3.大阪湾に放流すると瀬戸内海を汚染し、取り返しできない重大なことになる

この汚染水が本当に「安全」であれば、福島県でも処理できるはずですが、福島県の漁業関係者から強く反対されています。本来、重大事故の責任者である国と東電の責任において、処理すべきです。わざわざ大阪湾に放流する目的も効果も全くありません。1 Bq/L という自然界レベルの60000 倍の「トリチウム汚染水」を大阪湾に放流することは絶対ゆるせません。

海水で希釈する前の放射性物質トリチウム高濃度 100 万 Bq/L の「処理水」について、わざわざ 700 km も離れている大阪まで運んで処理するためには、運ぶ途中の多数の府県との調整も必要であることを理解していないと思われます。

第4.大阪湾に関する近隣県市への事前相談もなく、大阪役所・府庁内のどの部署も事前にはしない状況だった！

このように多くの疑問や問題のある課題を、大阪湾に係る他県・市との事前相談もなく、また、大阪府・市役所・両議会・関係する府・市民になんら提起して議論せず、独断であたかも大阪の考えであるかのように発言し、独断で行政を動かすことは許されません。当然ですが、大阪湾や瀬戸内海の漁業関係者の意見を無視することは許されません。大阪府の漁業団体の「発言の撤回」を求める声明を私たちは強く支持します。

以上の4つの点から今回の発言に抗議し、ただちに撤回することを強く求めます。

以上

注1) トリチウムとは、質量数3の三重水素です。水素には電子数は1だが、質量数（原子核中の陽子と中性子の数の和）が異なる3種類の同位体があり、質量数1の軽水素、質量数2の重水素、質量数3の三重水素です。3つの水素は化学的な性質はすべて同じです。トリチウムだけが放射性核種で、弱いエネルギーのβ線を出してヘリウムに変わり、半減期は12.3年です。

注2) トリチウムは、水素と化学的性質が同じで水の中に存在しますので、体内にとりこまれ、ベータ線によって内部被曝の危険性が大きいと考えられています。国内でも民間の手によりトリチウム排出の健康影響調査がなされて、疑問の声がでています。カナダ原子力規制委員会の報告では「遺伝障害、新生児死亡、小児白血病の増加が認められ、これらの原発周辺の健康被害として、ダウン症の発生率の増加や新生児の中枢神経の異常と高いトリチウム放出量との関係や、カナダの原子力労働者の被ばく関連癌の発生率が同一線量を被ばくした他の国の原子力労働者のそれよりも高い関係」などと議論されています（2007年の報告）。

注3) 浄化後の水質について、告知濃度限界を超えていないデータ（2014年9月20-28日）が掲載されていたが、実際には基準を超えるヨウ素129、ストロンチウム90、ルテニウム106、ストロンチウム90が残存しているデータもあることが明らかにされました。ヨウ素129については、2017年4月～2018年7月の間に143サンプル中65サンプルで告示濃度超となっており、この期間の事実隠しが行われていました（2018年8月30日に富岡町で、31日に郡山市と東京で、国の小委員会はトリチウム水の処分に関する説明と国民から意見を聴く公聴会での情報より）。これでは東電の分析結果を国民が信用できないのは当然です。

注4) 西川榮一氏「大阪湾へのALPS処理水の希釈放流について 大阪府吉村知事・大阪市松井市長の受け入れ表明の問題点」（20190930）

大阪湾への ALPS 処理水の希釈放流について

大阪府知事・大阪市長の大阪湾放流表明の問題点

西川 榮一 (公害環境測定研究会)

1 はじめに

福島第一原発事故による放射能汚染水は、多核種除去設備 (略称 ALPS) で放射性物質を除去処理した上でタンクに貯留しているが、その量は今も増え続けている。ALPS は大部分の放射性物質を除去できるがゼロにはできない。とくにトリチウムは全く除去できないので汚染水濃度のままであり、全タンク平均でおよそ 100 万 Bq/L である。タンクに貯留されている ALPS 処理水には大量のトリチウムと除去しきれなかったさまざまな放射性物質が混ざっている。東電によれば貯留量は 115 万トンを超え (2019 年 8 月 24 日時点)、限界に近づいているという。そこで東電や国では、ALPS 処理水を希釈してトリチウム濃度を 60000 Bq/L まで下げて海洋放出しようという動きが出ている。

このような国・東電の動きを受けて吉村大阪府知事や松井大阪市長は、「自然界レベルの基準を下回っているなら」、「科学的根拠あるなら」、大阪湾への放出を認める考えを表明した。上記アンダーラインのような放出条件で、市長や知事の提示した①数字的(自然科学的)安全性は確保できているのだろうか、またそれと別に、②社会科学的的安全性、すなわち放射線被ばくのもたらす社会的経済的影響の重大性について、松井氏や吉村氏は、個人ではなく行政機関の長として、検討考慮したのだろうか。

2 トリチウム濃度 60000Bq/L に薄めた ALPS 処理水の希釈放流の安全性

■ ①のうち、60000Bq/L という濃度の安全性はどうか

2つの問題が指摘される。1つは、60000Bq/L はトリチウムの告示基準 (告示濃度限度) であるが、その設定根拠は「この濃度の水を公衆が生まれてから 70 歳になるまで毎日飲み続けたとき、平均線量率が法令に基づく実効線量限度 (1mSv/年) に達するとして計算されて導出されたもの」とある (原子力規制庁「放射性廃棄物に対する規制について」2018 年 11 月 30 日)。この根拠は意味としては飲料水に対する濃度規制と解される。日本は飲料水のトリチウム規制はないが、外国の例をみると、オーストラリア 76103、フィンランド 30000、WHO 10000、スイス 10000、ロシア 7700、カナダ 7000、アメリカ 740、EU は規制値でなく監視基準だが 100Bq/L であり (資源エネルギー庁「スペシャルコンテンツで学ぶ汚染水対策」、2019 年 1 月 19 日)、こんなに幅があるのでは 60000 で“科学的に安全”というのはいかに疑問で、にわかには受け入れ難い。実際トリチウムの健康影響については専門家の間でも議論がある。

[ノート] 告示基準 (告示濃度限度) 原発から放射性廃棄物を放出する場合、原子力規制委員会は規則によって排出規定を設けており、液体廃棄物の場合「排水施設において、ろ過、蒸発、イオン交換樹脂法等による吸着、放射能の時間による減衰、多量の水による希釈等の方法によって排水中の放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、排水口又は排水監視設備において排水中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにすること」とし、規制委は告示によって各種放射性物質それぞれについて排出濃度限度を設定している。告示基準とはこの濃度限度を指している。たとえば (単位はすべて Bq/L)、H-3 (トリチウム) は 60000、Co-60 は 200、Sr-90 は 30、Ru-106 は 100、Sb-125 は 800、I-129 は 9、Cs-134 は 60、Cs-137 は 90。

この濃度限度は、単独の被ばくが年間 1mSv に達する値であるから、他の放射性物質による被ばくがあれば 1 をこえてしまう。そこで規則は「2 種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての濃度限度に対する割合の和が 1 となるようなそれらの放射性物質の濃度」と規定している。つまり複数の要因から被曝する場合は、それらの線量率の総和が年間 1mSv 未満としているのである。

2つは、他の放射性物質など他の要因の問題である。60000Bq/L はトリチウムだけの被ばくによる濃度限度であり、他の放射性物質による被ばくが重なれば、1mSv/年を超えてしまう。既述のようにALPS処理水にはトリチウム以外に、除去し切れなかった他の放射性物質も含まれている。それらの量はどうなっているのだろうか。図1は東電のデータであるが、ALPS処理水のほとんどにさまざまな放射性物質が含まれており、とくに除去処理初期や設備に不具合が生じた時の処理水には高濃度に含まれているのがわかる。

トリチウムを告示濃度限度60000Bq/L、すなわち告示基準比1に希釈する場合、他の放射性物質による被ばくが加わるから、告示基準比総和は1を超えることは明らかで、放出は許されないことになる。

■ ①のうち、自然界のレベルと比べてどうか

この条件についても2つの問題点が指摘される。1つは拡散状況である。トリチウムは自然界にも存在し、天然の河川水や海水にも含

まれているが、その濃度は1Bq/Lのレベルである（宮本霧子、環境水の中のトリチウム、海生研ニュース2008年7月、pp.5-8）。放流濃度はその60000倍である。経産省の「トリチウム水タスクフォース報告書2016年6月」には、「海洋中に放出されたトリチウムは、放出方法や放出位置にもよるが、放出地点から離れるに従い濃度は低減する。（約10km下流では約1桁低減、約50km下流では約2桁低減、約100km下流では約3桁低減との試算がある（海流による移流拡散のみを考慮）。）」との記述があるから、放流すればいずれ拡散して自然界レベルに達するとみているのかもしれない。しかし大阪湾は太平洋に開けた開放性海域ではない。長径60km短径30km、面積1447km²、容積440億m³、閉鎖性の強い狭い海域であり、拡散の状況は大きく異なる。放出水は十分拡散できず、自然レベルよりもずっと高い濃度で紀伊水道や瀬戸内海へ移流していきだろう。

2つは希釈の条件である。希釈とは、排出口の手前で、クリーンな水と混ぜて濃度を下げるといふにすぎないから、希釈しても放出される放射能の量が減るわけではない。大阪湾のような狭い閉鎖性の強い海に希釈放流する場合、トリチウムの濃度だけでなく絶対量も考慮する必要がある。また大量に要するクリーンな水をどこで調達するかが問題になる。大阪湾の海水を使うとすれば、希釈といっても意味をなさない。

[ノート] ALPS処理水をどのようにして福島から大阪まで移送する？

「経産省・多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」（以下ALPS小委員会という）は、福島第一発電所の敷地外への搬出について、「移送ルートとなる自治体のご理解を得る必要がある他、法令に準拠した移送設備が必要となる。車両や船舶で移送する場合、最大4m³のL型輸送容器を車両や船舶に積載し運搬することになり、所外運搬手続き等を要することになる。なお、処理水を希釈して輸送する場合には、膨大な量を移送することになるため、実現可能な手段がない」としており、ALPS処理水を大阪湾に運んで放流するのは事実上不可能なのである。

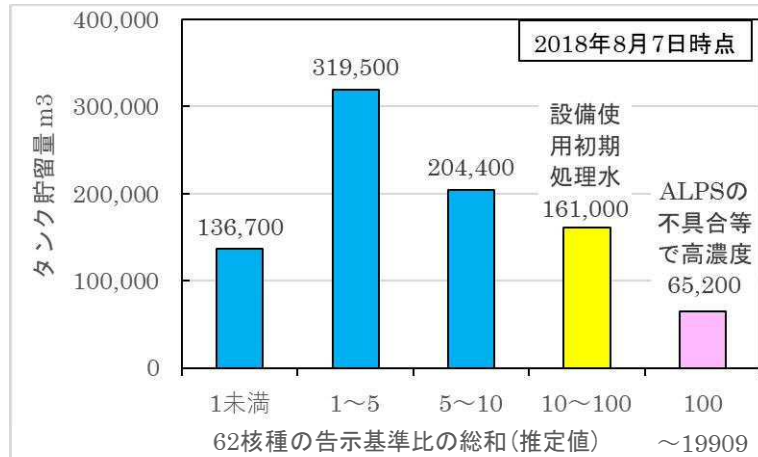


図1 ALPS処理水に残っている放射性物質62種類の告示基準比の総和（推定値）とタンク貯留量の関係

■ トリチウム濃度の値は含まれていない

■ 推定は、主要7核種（Cs-137、Cs-134、Co-60、Sb-125、Ru-106、Sr-90、I-129）の告示基準比総和、およびそれ以外の各種の告示基準比総和を0.3として推定。

<資料>東京電力ホールディングス会社「多核種除去設備等処理水の性状について（2018年10月1日）」（引用者作図）

3 放射能汚染の社会的影響の重大性

つぎに②の社会的影響の問題はどうか。まず考慮すべきは漁業への影響であろう。表1は最近の大阪湾海面漁業の統計であるが、年間漁獲量2万トン、金額40億円の状態が続いている。海面面積当り

表1 最近の大阪湾海面漁業の漁獲量と漁獲金額

<資料>大阪府農林水産総合研究所

| | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 |
|------------|------|------|------|------|------|------|
| 漁獲量(千トン) | 21.5 | 17.9 | 18.6 | 16.7 | 18.3 | 19.3 |
| 漁獲金額(億円) | 39.8 | 31.5 | 38.0 | 45.2 | 40.0 | 42.7 |
| 漁獲単価(円/kg) | 185 | 176 | 204 | 271 | 216 | 221 |

の漁獲量は、例えば2016年では13.1ト/㎢になる。大阪湾を含む瀬戸内海全体も優れた漁業の場である。同じ年の瀬戸内海全体の海面漁業漁獲量は157,400ト、面積当りでは6.8ト/㎢である。比べると大阪湾の漁獲量は瀬戸内平均の2倍近くにもなる。大阪湾では密度の高い海面漁業がいまも盛んに続けられている。

■福島県漁業は福島原発事故災害で大きな被害を受けた

表2は東日本大震災・福島原発事故災害前後の福島県海面漁業生産高の変化である。災害に見舞われた2011年の生産量は2010年と比べてわずか2~3%、壊滅的被害であった。7年経った2018年県内生産は15%を超えるまでに回復しているが、災害前と比べればほど遠い状態にある。そして廻船による水揚げは、2018年になっても依然減少を続けているのである。回復が進まない大きな障害の1つが風評被害である。放射能汚染がいかに深刻な影響をもたらすか、福島漁業の実情は訴えている。

表2 福島原発事故前後の福島県漁業生産の変化

(資料；福島県海面漁業漁獲高統計平成30年版)

| | 2010 | 2011 | 2018 |
|------------|-------|-------|-------|
| 漁獲量(千トン) | 38.7 | 4.5 | 5.9 |
| (うち廻船比率%) | (28%) | (86%) | (22%) |
| 金額(億円) | 109.6 | 3.7 | 8.0 |
| 平均単価(円/kg) | 283 | 82 | 135 |

注1) 廻船；県内漁協に属さない他港漁船による水揚げ

注2) 平成24年6月以降、漁業再開に向けた取組として、放射性物質濃度の検査結果から安全性が確認された魚介類・海域について、試験操業が実施されている。試験操業は、小規模な操業と販売を試験的に行い、出荷先での評価を調査する目的で実施されているが、その水揚げはこの表には含まれていない

■大阪湾は漁業生産の場だけではない。釣り、海水浴などさまざまな海洋スポーツ・レジャーの場としても賞用されており、それらに係るサービス産業も少なくない。「ALPS小委員会」においても、ALPS処理水の取り扱いについて会合を重ねるにつれて、風評被害など社会的影響の問題が主な論点になってきている。

■瀬戸内海・大阪湾の環境保全は極めて重要である。瀬戸内海環境保全特別措置法は、「瀬戸内海の環境の保全は、瀬戸内海が、我が国のみならず世界においても比類のない美しさを誇り、かつ、その自然と人々の生活及び生業並びに地域のにぎわいとが調和した自然景観と文化的景観を併せ有する景勝の地として、また、国民にとつて貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであることに鑑み、瀬戸内海を、人の活動が自然に対し適切に作用することを通じて、美しい景観が形成されていること、生物の多様性及び生産性が確保されていること等その有する多面的価値及び機能が最大限に発揮された豊かな海とすることを旨として、行わなければならない。」(二条の二)との理念に立ち、瀬戸内海の環境の保全に関する基本計画をつくり、また関係府県もそれぞれの計画をつくって環境保全の施策が進められてきている。

かかる瀬戸内海・大阪湾に、放射性物質を含む排水を放出すれば、どのような社会的影響をもたらすことになるのか予測がつかない。そのような排出行為は厳に避けられるべきであるという視点に立って、その是非を判断すべきであろう。

4 大阪府知事・大阪市長の大阪湾放流表明はあまりに不用意

東電・国は、ALPS処理水をトリチウム濃度60000Bq/L未満に希釈して海洋へ放流することを検討し

ている。この希釈放流を大阪府知事、大阪市長は、自然界のレベル以下なら、科学的に安全なら、大阪湾に放流してもよいと表明した。ここでは、大阪湾にこの希釈放流を行うことの問題点について検討した。

まとめると、

- *トリチウム 60000Bq/L 濃度の水の安全性にはさまざまな論議があり、また WHO、USA、EU などの基準と比べてもはるかに高い濃度である、
- *ALPS 処理水には除去し切れない多種類の放射性物質が残留しており、希釈放流では、それらがトリチウムとともに放流される恐れがある、
- *狭く閉鎖性の強い大阪湾では、自然界のレベルに等しくなるような拡散は期待できず、かつその何百何千倍の濃度で瀬戸内海や紀伊水道に移流する可能性が高い、
- *放射能汚染では、風評被害など社会的影響が大きい。福島海面漁業の被害実態をみるとその恐ろしさは明らかである。大阪湾では現在も優れた海面漁業が展開されている。大阪湾への希釈放流は風評被害を十分に考慮すべきであるし、放流水が瀬戸内海に移流すれば社会的影響はどのように広がってゆくのか計り知れない。吉村市長・松井知事は上記表明に際して、社会的影響をどのように認識しているのか言及が見られない、
- *「経産省・多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」においても、希釈放流だけでなく、社会的影響の問題を十分に認識したうえで、というよりも社会的影響の問題の方を重視して、ALPS 処理水の処分方法は検討が必要と議論されている。
- *以上の次第で、ALPS 処理水の大阪湾への希釈放流は重大な問題を孕んでいる。吉村知事・松井市長は、態度表明するについては、環境や水産関係者と十分な議論をし、また大阪湾に面する兵庫県や和歌山県、さらには瀬戸内沿岸自治体とも十分な議論を行うべきであったが、そのような議論を踏まえた形跡は見られない。なお加えれば、大阪湾へ放流するには福島から ALPS 処理水を移送せねばならないが、その移送について知事や市長は具体的に考えた上で態度表明したのであろうか。ALPS 小委員会の審議経過を追っていけば、膨大な量の放射性廃棄物の運搬は容易ではなく、非現実的であることはわかっていたはずである。そうだとすれば、大阪湾放流受け入れ表明はあまりに無思慮、不用意な行為といわざるを得ない。

2025年日本国際博覧会環境影響評価方法書に関する意見書

〔対象事業の名称〕 2025年日本国際博覧会

〔意見を述べたいと思われる方に、○を付けてください〕

大阪市長 / ○事業者(公益社団法人2025年日本国際博覧会協会)

〔氏名〕 西川榮一

〔環境の保全及び創造の見地からの意見〕

1. 全般

【意見 11】 影響を予測評価する方法については述べられているが、発生源のデータ、すなわち

- *各道路、工事現場、ターミナル、駐車場において発生する自動車交通の台数と車種とそれらから排出される NOx、SOx、SPM、PM2.5、CO2 の量、騒音エネルギー
- *船舶及び港湾活動から発生する上記の汚染物質
湾岸5区（西淀川、此花、港、大正、住之江）では、自動車交通だけでなく、海上交通輸送による汚染も無視できないと思われる。
- *パビリオンなどからの供用に伴う大気、水、土壌などへの汚染にかかわる物質とその量
- *供用中および建設解体撤去時に発生する廃棄物、ごみ、土砂の量とその内容、
- *排水の量と含有成分、下水の量
- *供用中の所要電力、各種燃料の使用量など

これらデータに関する記述が見当たらない。

どんな方法で把握するのか具体的に明示するべきである。

【理由】 これら具体的データがなければ予測も評価もできない。

【提案】 出展団体・出店業者などがわからない段階でこれらデータの正確な把握は困難だろう。

それでも方法書に述べている表3・1の配慮事項、表4・4の評価の観点、5章の環境保全の諸計画は確実にクリアー、或いは実現されねばならない。これを可能にする方策として、出展団体・出店業者などに対して、環境保全のための受け入れ条件を課すことを提案したい。万博協会がさまざまな環境影響負荷を想定して準備計画している諸施策（排水処理、下水処理、電力供給、道路沿道汚染を回避するための通行制限など）で対応可能な内容を設定し、さまざまな汚染要因、影響要因が、対応可能な範囲を超えないように、出展団体・出店業者に条件を課すのである。そして対応を超える量・内容については、出展団体・出店業者自身の責任によって処理処分を行うよう義務付けるのである。

【意見 12】 2025万博が終了すれば、すべての施設は解体撤去し、夢洲を、本来の目的である廃棄物処分場として、活用し続けられるようにすべきである。そして埋立て完了した土地は災害廃棄物などの緊急対応用地として温存すべきである

【理由】 大阪市の廃棄物処分状況は極めて厳しい状況にある。

- *大阪市の廃棄物処分は事実上海面埋立てに依存せざるを得ない状況になっているが、現在利用可能なのは、万博に使われようとしている夢洲と、新島1区のみである。ごみ・産業廃棄物・浚渫土砂・陸上残土は毎年確実に発生し続ける。
- *新たな海面埋立てを行うことは瀬戸内法によって海域環境保全のため厳しく制限されている、海面埋立ては、その造成地利用で汚染負荷が出なくても、埋立て自体によって海水流動が阻害され、浄化力が低下して水質は悪化していくので環境保全に逆行する。
- *新たな埋立ては水深の深い海域になるが、水深とともに護岸壁など埋立てコストは大きく増大していく。コスト負担の面からも埋立て依存は困難になってきている。
- *最近の地震活動や温暖化気候変動にともなう大規模自然災害が増える中で、災害廃棄物は重大な課題になってきているが、大阪市では陸域での対応は極めて困難な状況にあり、夢洲は貴重な大規模空間である。その夢洲を万博は費消しようとしている。“トイレ無き大都市”にしたのでは SDGs に逆行するばかりか、未来都市など展望すべくもなくなる。

2. 大気汚染について

【意見 21】 現況調査対象地域、影響評価対象地域は、少なくとも西淀川区、大正区を加えて湾岸5区にすべきである。

【理由】

- *大阪市の測定局は、港区はゼロ、此花、大正、咲州には1局しかなく、幹線道路沿道や交差点など高濃度汚染スポットの把握が十分でない。調査地点を増やして現況を詳しく把握すべきである。
- *表2・1・7(1)(2)のデータ、また表には示されていない一般国道43号線など、湾岸5区の幹線道路の大型車混入率は非常に高く、現状でもNO₂ゾーン環境基準の下限値どころか上限値をも超えている沿道もあり、またPM_{2.5}の環境基準を超えている地域も存在し、湾岸5区は深刻な大気汚染に悩まされている。
- *想定されている夢洲への道路交通輸送ルート図1・2・6に従えば、全国各地からの自動車交通は湾岸5区に集中してくることになる。上述のように湾岸5区は厳しい汚染に見舞われており、少しの汚染悪化も許されない状況にある。万博の工事・供用による自動車交通の増大は大変心配される。詳細な調査検討とそれに基づく汚染対策が必要である。
- *咲州の図1・2・6道路網で四角に囲まれるゾーンは、図2・1・8に示されるように多数の住居、学校、病院などが存在する。クリーンな大気環境が必要であるが、このゾーンも周りの大型車交通や港湾活動、海上輸送によって大気汚染が進行している。詳細な調査とそれに基づく、対策が検討されるべきである。

【意見22】大阪港の船舶や港湾活動の影響も合わせて調査、予測、評価を行うべきである。

【理由】船舶に対する排ガス規制は陸上工場や自動車に比べて大きく遅れており、周辺大気汚染に少なくない影響を及ぼしている。湾岸5区や咲州の大気汚染の影響予測では、船舶の影響も含めて分析されるべきである。

3. 水質について

【意見31】水質現況調査において、夢洲周辺の底層溶存酸素(底層D₀)の測定を実施すべきである。

【理由】底層D₀は、水質や生態系に大きな影響を及ぼす。「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準」が見直され、底層D₀の環境基準が設定された。類型<生物1><生物2><生物3>それぞれの基準値が、2.0、3.0、4.0mg/L以上と置かれ、日平均D₀で評価するとされている。とくに夏季の底層D₀の低下が心配される。

4. 「5章 環境の保全および創造の考え方」について

【意見41】大阪万博は「大阪市環境基本計画」や「SDGs」の推進のためには、やらずもがなの事業であり、夢洲でない代替場所を選択するか、最低限、既述の【意見12】を確実にすべきである。

【理由】

- *5章タイトルの“環境の創造”とは環境改善に資する行為と解されるが、5章本文をみると、緑化に努めるというのがみられる程度で、他はほとんどすべて既存の環境保全や汚染防止に係る規制を守るように努めるという内容である。このことは、万博はさまざまな汚染要因をもたらす事業であることを意味している。
- *大気汚染物質についていえば、大阪市は自動車NO_x・PM法による総量規制対象地域であり、窒素酸化物や、粒子状物質の汚染改善を目指して排出量抑制施策が講じられ、徐々にではあるが汚染は改善されつつある所である。なかでも湾岸5区は汚染がひどく1日も早い改善が迫られている地域である。万博はかかる所へ計画され、大量の自動車交通を引き起こして自動車排ガス負荷をもたらそうとしているのである。
- *廃棄物・下水についていえば、万博はさまざまな建造物づくり、それをまた解体するという、廃棄物発生事業であり、供用に際しては何万何十万という人を集めて現有の廃棄物処理施設や下水処理施設では処理不可能な廃棄物や下水を発生させる事業である。
- *廃棄物を生み出すだけではない、【意見12】で述べたように、夢洲の廃棄物処理機能を停止させ、災害対応上重要なオープンスペースを費消し、ために新たな埋立て負担(新島)を強めるなど、大阪市の活動持続性、環境保全に逆行するような事態をもたらしている。
- *5章のいう「考え方」とは、それら汚染物質や廃棄物をもたらす環境影響を規制の範囲内にとどめるという、当然なすべきことを述べているに過ぎない。5章は『環境先進都市大阪』の実現に向けた計画の推進に努めると結んでいるが、万博事業自体は計画の推進に寄与するのではなく、計画推進の障害になるものである。
- *なお1章で万博事業の目的の1つに、「持続可能な開発目標(SDGs)の達成に貢献する」としている。関係あると思われるSDGsの項目をいくつかあげると以下のようなものである。いずれも環境改善を目指そうとするものであり、万博自体はSDGsとは相容れない事業とみざるを得ない。

《SDGs宣言(外務省仮訳から引用、下線は引用者による)》

■**アジェンダ34(抜粋)** 我々は、持続可能な都市開発とその管理は、我々の国民の生活の質を確保する上で欠くことができないことであることを認識する。……我々は、化学物質の環境上適正な管理と安全な使用、廃棄物の削減と再生利用、水とエネルギーのより有効な活用等を通じ、都市活動や人の健康と環境に有害な化学物質の負のインパクトを減らす。こうして、我々は、地球気候システムに対する都市の影響を最小化しよう努力する。

| |
|--|
| <p>■<u>持続可能な開発目標 3.9</u> 2030 年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。</p> <p>■<u>目標 11.6</u> 2030 年までに、大気、水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。</p> <p>■<u>目標 12.5</u> 2030 年までに、<u>廃棄物の発生防止</u>、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。</p> <p>■<u>目標 13.1</u> すべての国々において、<u>気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応力を強化</u>する。</p> <p>■<u>目標 14</u> 持続可能な開発のために<u>海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用</u>する</p> <p>■<u>目標 14.1</u> 2025 年までに、<u>海洋堆積物や富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減</u>する。</p> |
|--|

大阪市長あて

| | |
|---------------------------------------|---|
| ■ 2025 年日本国際博覧会環境影響評価方法書に関する意見書 | |
| ■ 対象事業の名称 | |
| 申請者 | 西川 榮一 |
| 環境の 保全及 び創造 の見地 からの 意見 | <p>1. 全般</p> <p>【意見 11】 影響を予測評価する方法については述べられているが、発生源のデータ（たとえば自動車交通、工事、駐車場、船舶などからの排出汚染物質とその量、供用時の万博から排出される汚染物質や下水の量、建設解体撤去時の廃棄物、ごみ、土砂の量、電力・燃料使用量など）を把握する方法を明示すべき</p> <p>【理由】 これらデータがなければ予測も評価もできない。</p> <p>【提案】 出展団体・出店業者などがわからない段階でこれらデータの正確な把握は困難。それでも 5 章の環境保全の諸計画は確実にクリアされねばならない。そのため出展団体・出店業者などに対して、環境保全のための受け入れ条件を課すことを提案する。万博協会や大阪市が準備できる諸施策（排水処理、下水処理、電力供給、道路沿道対策など）で対応可能な範囲を超えないように、出展団体・出店業者に条件を課す。対応を超える場合は、出展団体・出店業者自身の責任によって処理処分を行うよう義務付けるのである。</p> <p>【意見 12】 2025 万博が終了すれば、すべての施設は解体撤去し、夢洲を、本来の目的である廃棄物処分場として、活用し続けられるようにすべきである。そして埋立て完了した土地は災害廃棄物などの緊急対応用地として温存すべきである</p> <p>【理由】 大阪市の廃棄物処分状況は極めて厳しい状況</p> <p>*大阪市の利用可能な処分場は、夢洲と新島 1 区のみ</p> <p>*新たな海面埋立てを行うことは瀬戸内法によって海域環境保全のため厳しく制限されている</p> |

*水深と共に埋立てコストは急増するから埋立て新造は困難

*大規模自然災害が増える中で災害廃棄物は重大な課題。夢洲は貴重な大規模空間

2. 大気汚染について

【意見 21】 現況調査対象地域、影響評価対象地域は、少なくとも西淀川、大正加えて湾岸 5 区にすべき

【理由】

*湾岸 5 区 NO₂ や PM_{2.5} の環境基準を超える深刻な大気汚染。*大阪市の測定局は港区はゼロ、此花、大正、咲州には 1 局しかなく、汚染実態の把握が不十分。

*万博への全国各地からの自動車交通は湾岸 5 区に集中。しかし湾岸 5 区の汚染は深刻で悪化は許されない状況。詳細な調査分析と汚染対策が必要。

【意見 22】 船舶や港湾活動の影響調査評価も必要予測

【理由】 船舶に対する排ガス規制は陸上工場や自動車に比べて大きく遅れており、周辺大気汚染に少なくない影響を及ぼしている。湾岸 5 区や咲州の大気汚染の影響予測では、船舶の影響も含めて分析されるべき。

3. 水質について

【意見 31】 水質調査で底層溶存酸素(底層 D0)の測定必要

【理由】 底層 D0 は水質や生態系に大きく影響。底層 D0 の環境基準が設定されている。とくに夏季の底層 D0 の低下が心配。

4. 「5 章 環境の保全および創造の考え方」について

【意見 41】 万博は「大阪市環境基本計画」や「SDGs」の推進のために代替開催地を選択するか、最低限、既述の【意見 12】を確実にすべき

【理由】

*5 章をみると、“創造”は緑化に努めるという程度で、他はほとんどすべて環境保全や汚染防止に係る規制を守るように努めるという内容。このことは万博は環境汚染をもたらす事業であることを意味する。

*大気汚染物質についていえば、大阪市は自動車 NO_x・PM 法による総量規制対象地域であり、窒素酸化物や、粒子状物質の汚染改善を目指して排出総量抑制施策が進められている。なかでも湾岸 5 区は 1 日も早い汚染改善が迫られている。万博はかかる所へ計画され、大量の自動車交通を引き起こして自動車排ガス負荷をもたらそうとしている。

*廃棄物・下水についていえば、万博はさまざまな施設をつくり、それをまた解体するという、廃棄物発生事業であり、また供用に際しては何万何十万人を集めて現有の廃棄物処理施設や下水処理施設では処理不可能なほど廃棄物や下水を発生させる事業である。

*廃棄物を生み出すだけではない、【意見 12】で述べたように、夢洲の廃棄物処理機能を停止させ、災害対応上重要なオープンスペースを費消し、ために新たな埋立て負担(新島 2 区 3 区)を強めるなど、大阪市の活動持続性、環境保全に逆行するような事態をもたらす。

*5 章のいう「考え方」とは、それら汚染物質や廃棄物をもたらす環境影響を規制の範囲内にとどめるといふ、当然なすべきことを述べているに過ぎない。5 章は「『環境先進都市大阪』の実現に向けた計画の推進に努める」と結んでいるが、万博事業自体は計画推進の障害になるものである。

*1 章で万博は「持続可能な開発目標 (SDGs)」の達成に貢献する」としている。関係あると思われる SDGs の項目はつぶさに見れば多くは環境改善、すなわち環境の創造を目指そうとするものであり、万博自体は SDGs とは相容れない事業とみざるを得ない。